かいけつサポート
認証紛争解決サービス

かいけつサポート
事業者ガイドブック

「かいけつサポート」は
法務大臣の認証を受けた
民間の認証紛争解決サービスです。

令和7年2月1日現在

［かいけつサポートを提供する民間事業者一覧］ R7.2.1 現在

【全国対応】 8

株式会社AtoJ 原則として金銭債権の請求に関する紛争 8

愛知県弁護士会(紛争解決センター) 民事に関する紛争(全般) 9

愛知県弁護士会西三河支部(紛争解決センター) 民事に関する紛争(全般) 10

神奈川県弁護士会 民事に関する紛争(全般) 11

京都弁護士会(紛争解決センター) 民事に関する紛争(全般) 12

熊本県司法書士会 民事に関する紛争(全般) 13

公益社団法人 民間総合調停センター 民事に関する紛争(全般) 14

静岡県司法書士会 民事に関する紛争(全般) 15

東京司法書士会 民事に関する紛争(全般) 16

福岡県弁護士会(北九州弁護士会館) 民事に関する紛争(全般) 17

福岡県弁護士会(筑後弁護士会館) 民事に関する紛争(全般) 18

福岡県弁護士会(福岡県弁護士会館) 民事に関する紛争(全般) 19

福岡県司法書士会 民事に関する紛争(全般) 20

ミドルマン株式会社(Teuchi(テウチ)) 民事に関する紛争(全般) 21

愛知県司法書士会 民事に関する紛争(紛争の目的の価額が 140 万以下)、不動産賃貸借、相続に関する紛争 22

神奈川県司法書士会 民事に関する紛争(紛争の目的の価額が 140 万以下) 23

長野県司法書士会 民事に関する紛争(紛争の目的の価額が 140 万以下) 24

一般社団法人 日本商事仲裁協会 商事に関する紛争 25

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会 下請取引に関する紛争 26

株式会社 IP Bridge 産業財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権)の実施又は取引過程において生ずる紛争 27

一般財団法人 ソフトウェア情報センター ソフトウェアに関する紛争 28

一般社団法人 ユニオン・デ・ファブリカン 商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争 29

U&Iアドバイザリーサービス株式会社 電子商取引に関する紛争 30

公益財団法人 自動車製造物責任相談センター 自動車の欠陥に関する紛争 31

一般社団法人 日本流通自主管理協会 ブランド品に関する売買契約紛争 32

学校法人 立教学院 日本国内において締結された旅行契約及び宿泊契約に関する紛争 33

一般財団法人 家電製品協会 家電製品PLセンター 家電製品の欠陥に関する紛争 34

企業再建・承継コンサルタント協同組合 中小企業における債権債務の整理に関する紛争 35

一般社団法人 事業再生実務家協会 事業再生に関する紛争 36

一般社団法人 日本企業再建研究会 中小企業の事業承継に関する法的紛争 37

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 金融商品に関する紛争 38

一般社団法人 日本共済協会 共済契約に関する紛争 39

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 コンビニエンスストア本部と加盟者間のフランチャイズ契約に関する紛争 40

一般社団法人 日本産業カウンセラー協会 労働関係紛争、夫婦関係等に関する紛争 41

鳥取県社会保険労務士会　労働関係紛争 42
北海道社会保険労務士会　労働関係紛争 43
大阪土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 44
滋賀県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 45
一般社団法人日本ハラスメント協会　職場におけるハラスメントの紛争 46
東京都行政書士会　外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争 47
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会　不動産の価格に関する紛争 48
一般社団法人 日本マンション管理士会連合会　マンションの管理に関する紛争 49
一般社団法人 日本不動産仲裁機構　不動産の取引、管理、施工、相続その他の承継に関する紛争 50
一般財団法人 日本自転車普及協会　自転車事故に関する紛争 51
一般社団法人　Actellus　夫婦関係等に関する紛争、子の親権及び養育・親子交流に関する紛争、親族間の紛争、相続に関する紛争 52
一般社団法人　オンネリ　夫婦関係等、相続、子の監護、親族間における親等の財産の管理に関する紛争 53
（一社）びじっと・離婚と子ども問題支援センター　親子交流（面会交流）、共同養育計画書の作成、養育費、その他家族関係調整（金銭に関することも含む）等の紛争 54
一般社団法人　りむすび　婚姻関係の維持又は解消及びこれに伴う財産的給付に関する紛争、子の監護に関する紛争 55
公益社団法人 家庭問題情報センター　夫婦関係等に関する紛争、子の監護に関する紛争 56
小泉　道子（家族のためのADRセンター）　夫婦関係等、子の監護、相続、親族間における感情的対立や親などの財産の管理、内縁関係、パートナーシップ、婚姻前の男女関係、不貞に対する慰謝料に関する紛争 57
築城　由佳（ハッピーシェアリング ADR センター）　婚姻関係の維持又は解消に関する紛争、子の監護（監護者の指定、子の引渡し、親権者指定及び面会交流等）に関する紛争交流等）に関する紛争 58
公益財団法人 日本スポーツ仲裁機構　スポーツに関する紛争 59
電力広域的運営推進機関　電力系統の利用に関する紛争 60
【北海道】 61
札幌司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 61
日本知的財産仲裁センター（北海道支所）　知的財産に関する紛争 62
北海道行政書士会　外国人の職場環境等に関する紛争、敷金返還等に関する紛争 63
札幌土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 64
【青森県】 65
青森県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 65
青森県社会保険労務士会　労働関係紛争 66
【岩手県】 67
岩手県社会保険労務士会　労働関係紛争 67
【宮城県】 68
宮城県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 68
日本知的財産仲裁センター（東北支所）　知的財産に関する紛争 69
宮城県社会保険労務士会　労働関係紛争 70
宮城県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 71
宮城県行政書士会　自転車事故に関する紛争、敷金返還等に関する紛争 72

【秋田県】.....73
秋田県社会保険労務士会　労働関係紛争.....73
秋田県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....74
【山形県】.....75
山形県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）.....75
山形県社会保険労務士会　労働関係紛争.....76
【福島県】.....77
福島県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）.....77
福島県社会保険労務士会　労働関係紛争.....78
福島県行政書士会　外国人の就労、就学に関する紛争、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争.....79
【茨城県】.....80
茨城司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）.....80
茨城県社会保険労務士会　労働関係紛争.....81
茨城土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....82
【栃木県】.....83
栃木県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）.....83
栃木県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....84
【群馬県】.....85
群馬県社会保険労務士会　労働関係紛争.....85
【埼玉県】.....86
埼玉司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）.....86
埼玉県社会保険労務士会　労働関係紛争.....87
埼玉県行政書士会　夫婦関係等、相続、自転車事故又は自動車の物損事故等、敷金返還等に関する紛争.....88
【千葉県】.....89
千葉司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）.....89
千葉県社会保険労務士会　労働関係紛争.....90
千葉県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....91
【東京都】.....92
一般社団法人 ILC　民事に関する紛争（全般）.....92
公益財団法人 東京都中小企業振興公社　下請取引に関する紛争.....93
日本知的財産仲裁センター（東京本部）　知的財産に関する紛争.....94
特定非営利活動法人 留学協会　留学に関する紛争.....95
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（東京）　特定商取引に関する紛争.....96
全国社会保険労務士会連合会　労働関係紛争.....97
東京都社会保険労務士会　労働関係紛争.....98
株式会社トップワイジャパン　不動産の施工、取引、管理、相続・その他の承継に関する紛争.....99

【神奈川県】.....100
神奈川県社会保険労務士会　労働関係紛争.....100
神奈川県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....101
神奈川県行政書士会　外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争.....102
【新潟県】.....103
新潟県社会保険労務士会　労働関係紛争.....103
新潟県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....104
新潟県行政書士会　外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争.....105
【富山県】.....106
富山県社会保険労務士会　労働関係紛争.....106
【石川県】.....107
石川県社会保険労務士会　労働関係紛争.....107
石川県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....108
【福井県】.....109
福井県社会保険労務士会　労働関係紛争.....109
【山梨県】.....110
山梨県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）.....110
山梨県社会保険労務士会　労働関係紛争.....111
【長野県】.....112
長野県社会保険労務士会　労働関係紛争.....112
長野県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....113
長野県行政書士会　外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争.....114
【岐阜県】.....115
岐阜県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下）.....115
岐阜県社会保険労務士会　労働関係紛争.....116
岐阜県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....117
【静岡県】.....118
静岡県社会保険労務士会　労働関係紛争.....118
静岡県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....119
静岡県行政書士会　外国人の職場環境等、外国人の日常生活に関する紛争.....120
【愛知県】.....121
日本知的財産仲裁センター（名古屋支部）　知的財産に関する紛争.....121
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会（中部支部 ADR センター）　労働関係紛争、夫婦関係等に関する紛争.....122
愛知県社会保険労務士会　労働関係紛争.....123
愛知県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争.....124
愛知県行政書士会　外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争.....125

公益社団法人 家庭問題情報センター（名古屋ファミリー相談室） 夫婦関係等に関する紛争、子の監護に関する紛争 126
【三重県】 127
三重県社会保険労務士会 労働関係紛争 127
三重県行政書士会 外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争 128
【滋賀県】 129
滋賀県司法書士会 民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 129
滋賀県社会保険労務士会 労働関係紛争 130
【京都府】 131
京都司法書士会 民事に関する紛争（全般）※ただし、登記手続関連の家事事件以外の家事事件を除く 131
京都府社会保険労務士会 労働関係紛争 132
京都土地家屋調査士会 土地の境界に関する紛争 133
京都府行政書士会 外国人を当事者とした夫婦と親子に関する紛争 134
【大阪府】 135
日本知的財産仲裁センター（関西支部） 知的財産に関する紛争 135
公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（大阪） 特定商取引に関する紛争 136
一般社団法人 日本産業カウンセラー協会（関西支部 ADR センター） 労働関係紛争、夫婦関係等に関する紛争 137
大阪府社会保険労務士会 労働関係紛争 138
大阪府行政書士会 外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争 139
公益社団法人 家庭問題情報センター（大阪ファミリー相談室） 夫婦関係等に関する紛争、子の監護に関する紛争 140
【兵庫県】 141
兵庫県弁護士会 民事に関する紛争（全般） 141
兵庫県司法書士会 民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 142
兵庫県社会保険労務士会 労働関係紛争 143
兵庫県土地家屋調査士会 土地の境界に関する紛争 144
兵庫県行政書士会 外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争 145
【奈良県】 146
奈良県社会保険労務士会 労働関係紛争 146
奈良県行政書士会 外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争 147
【和歌山県】 148
和歌山弁護士会 民事に関する紛争（全般） 148
和歌山県社会保険労務士会 労働関係紛争 149
和歌山県土地家屋調査士会 土地の境界に関する紛争 150
和歌山県行政書士会 外国人の職場環境等に関する紛争、自転車事故に関する紛争 151
【鳥取県】 152
鳥取県司法書士会 民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 152
【島根県】 153

島根県社会保険労務士会　労働関係紛争 153
【岡山県】..... 154
岡山県社会保険労務士会　労働関係紛争 154
岡山県行政書士会　自転車事故に関する紛争 155
【広島県】..... 156
広島司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 156
日本知的財産仲裁センター（中国支所）　知的財産に関する紛争 157
広島県社会保険労務士会　労働関係紛争 158
【山口県】..... 159
山口県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 159
山口県社会保険労務士会　労働関係紛争 160
山口県行政書士会　愛護動物に関する紛争、敷金返還等に関する紛争 161
山口県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争、土地の境界に関連する相隣関係の紛争 162
【徳島県】..... 163
徳島県社会保険労務士会　労働関係紛争 163
徳島県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 164
【香川県】..... 165
香川県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 165
日本知的財産仲裁センター（四国支所）　知的財産に関する紛争 166
香川県社会保険労務士会　労働関係紛争 167
香川県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 168
香川県行政書士会　外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物、敷金返還等に関する紛争 169
【愛媛県】..... 170
愛媛県社会保険労務士会　労働関係紛争 170
愛媛県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 171
【高知県】..... 172
高知県社会保険労務士会　労働関係紛争 172
高知県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 173
【福岡県】..... 174
日本知的財産仲裁センター（九州支所）　知的財産に関する紛争 174
福岡県社会保険労務士会　労働関係紛争 175
特定非営利活動法人 福岡マンション管理組合連合会　マンションの管理に関する紛争 176
福岡県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 177
福岡県行政書士会　外国人の職場環境等、自転車事故、愛護動物に関する紛争 178
【佐賀県】..... 179
佐賀県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 179

佐賀県社会保険労務士会　労働関係紛争 180
【長崎県】 181
長崎県社会保険労務士会　労働関係紛争 181
【熊本県】 182
熊本県社会保険労務士会　労働関係紛争 182
【大分県】 183
大分県司法書士会　紛争の目的の価額が 140 万円以下の民事に関する紛争（ただし、紛争の目的の価額が 140 万円を超える民事紛争及び家事・相続に関する紛争にあっては、 登記手続への協力を求めることを目的とするものに限り取り扱う） 183
【宮崎県】 184
宮崎県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 184
宮崎県社会保険労務士会　労働関係紛争 185
宮崎県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 186
【鹿児島県】 187
鹿児島県司法書士会　民事に関する紛争（紛争の目的の価額が 140 万以下） 187
鹿児島県社会保険労務士会　労働関係紛争 188
鹿児島県土地家屋調査士会　土地の境界に関する紛争 189
【沖縄県】 190
沖縄県社会保険労務士会　労働関係紛争 190

認証ADR機関の基本情報

事業者名	株式会社AtoJ
住所	大阪府大阪市西淀川区姫島6丁目2-15
名称	OneNegotiation（ワンネゴ）

TEL：06-4980-0453
E-mail：info@atoj.jp　　認証番号【176】
URL：https://service.1nego.jp/　　認証年月日 令和4年7月13日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

商品の販売・役務の提供等、貸金・債務、不動産、労使関係、医療関係、不法行為等、その他金銭債権の請求に関する紛争（※）を取り扱います。オンライン環境があれば全国対応可能。
（※金銭債権の請求に関する紛争が原則ですが、これに付随的に生じた紛争について、その紛争にかかる本手続の手続実施者（オンライン・メディエイター）が同時に解決することが相当と判断した場合はこの限りではありません。）

アピールポイント・解決事例等

現役弁護士が開発した、お金のトラブルを解決する新時代のデジタルサービスです。未払費用の請求をしたい、債権回収をしたいけど、代理人に任せるのは費用が高い、自分で裁判手続をやるのは難しい、といったお悩みをお持ちの場合は、一度お試しください。月会費・月額利用料・診療費・家賃・業務委託費など、特に少額大量債権を抱える事業者に最適です。支払う意思の有無、条件次第で折り合える余地はあるのかなど、話し合いによる解決の可能性を早く、簡単に判断できます。

①手軽　すべてオンラインで完結するため、パソコンやスマホさえあれば、全国どこからでも利用可能。
また、申立ては約5分で完了。申立てから1ヶ月程度で手続は終了します。
②楽々　少額で大量の債権を抱える事業者にも最適化された仕様を搭載しています。
Excelを流し込めば、ワンクリックで一括申立ても可能です。
③簡単　用意された選択肢をタップするだけで、システム調停ができます。
オンライン弁護士調停では、経験豊富な現役弁護士が話し合いをサポートします。

手数料

申請手数料	原則0円（システム調停申立手数料。但し、定期利用者は、利用規約及び手続運用規則（「利用規約等」）に定めるところによります。また、システム調停で合意に達しない場合には、オンライン弁護士調停の申立てを選択することが可能であり、この選択をしてオンライン弁護士調停を進める場合は、27,500円（税込）を要します。）□
期日手数料	システム調停：0円（システム調停には期日はありません）。オンライン弁護士調停：初回無料。追加11,000円／回
成立手数料	相手方が解決金等として支払った金額の31.68%（但し、定期利用者は、利用規約等に定めるところによるります。）
その他	詳細は、利用規約等をご確認ください。

実施方法

事前相談	なし		
実施日時	24時間365日対応（ただし、オンライン弁護士調停は調停人の都合による）		
手続実施者の構成	弁護士		
解決までの標準期間	約2週間		
オンラインによる申込み	可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

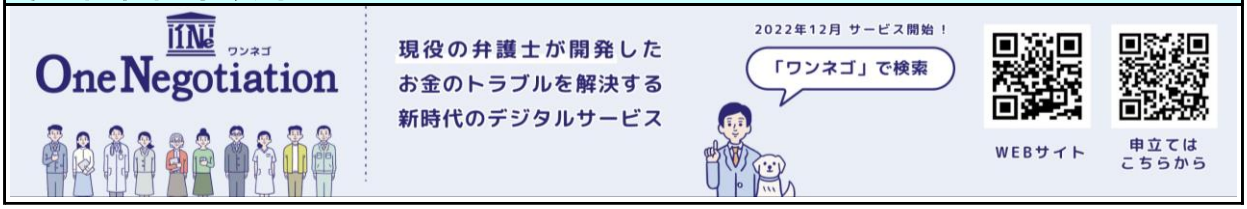

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県弁護士会
住所	愛知県名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
名称	**愛知県弁護士会紛争解決センター**

TEL：052-203-1777
E-mail：
URL：https://www.aiben.jp/about/adr/kaiketsucenter.html

認証番号【012】
認証年月日 平成20年6月2日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野 ：【民事一般】民事に関する紛争（全般）
対応可能領域 ： 当事者の住所又は所在地による制限はありませんが、あっせん・仲裁の開催場所は、原則として愛知県弁護士会館、西三河支部会館又は一宮支部会館となります。

アピールポイント・解決事例等

法律上のトラブルがあり、裁判をするまでもないが当事者間では話がまとまらない時に最適な制度です。

弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方から事情を聞き、話合いによる解決を目指します。あっせん・仲裁人は、適宜、話合いでの解決を目指して、解決の方向性を提案する（和解のあっせん）ほか、当事者双方があっせん・仲裁人の判断に解決を委ねることを了承すれば、あっせん・仲裁人が判断（仲裁判断）します。

民事に関する紛争であれば原則として事件の金額・種類は問いません。愛知県弁護士会では、平成9年4月から裁判外紛争解決機関としてスタートさせ、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和5年度は応諾率(話し合いのテーブルについた割合）74.0%、終了事件の解決率32.3%（応諾事件解決率43.7%）です。

【解決事例】
これまで、医療、労働関係、離婚、損害賠償、近隣紛争等などの紛争解決に至った実績があります。

手数料

申請手数料	申立手数料として11,000円（税込）
期日手数料	不要
成立手数料	URL（https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html）参照
その他	URL（https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html）参照

実施方法

事前相談	不可		
実施日時	受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで		
手続実施者の構成	原則として弁護士1人		
解決までの標準期間	約5か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
2023 年 度	117	108	34	28	46
2022 年 度	128	142	50	35	57
2021 年 度	128	161	62	43	56

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県弁護士会
住所	愛知県岡崎市明大寺町字道城ケ入34番地10
名称	**愛知県弁護士会 西三河支部紛争解決センター**

TEL：0564-54-9449
E-mail：
URL：https://www.aiben.jp/about/adr/kaiketsucenter.html

認証番号【012】
認証年月日 平成20年6月2日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野 ：【民事一般】民事に関する紛争（全般）
対応可能領域 ： 当事者の住所又は所在地による制限はありませんが、あっせん・仲裁の開催場所は、原則として愛知県弁護士会館、西三河支部会館又は一宮支部会館となります。

アピールポイント・解決事例等

法律上のトラブルがあり、裁判をするまでもないが当事者間では話がまとまらない時に最適な制度です。

弁護士の中から選ばれたあっせん・仲裁人が双方から事情を聞き、話合いによる解決を目指します。あっせん・仲裁人は、適宜、話合いでの解決を目指して、解決の方向性を提案する（和解のあっせん）ほか、当事者双方があっせん・仲裁人の判断に解決を委ねることを了承すれば、あっせん・仲裁人が判断（仲裁判断）します。

民事に関する紛争であれば原則として事件の金額・種類は問いません。愛知県弁護士会では、平成9年4月から裁判外紛争解決機関としてスタートさせ、平成20年6月にはADR法に基づく法務大臣の認証を取得しました。令和5年度は（ただし、西三河支部のみの割合となります）応諾率(話し合いのテーブルについた割合）74.0%、終了事件の解決率32.3%（応諾事件解決率43.7%）です。

【解決事例】
これまで、医療、労働関係、離婚、損害賠償、近隣紛争等などの紛争解決に至った実績があります。

手数料

申請手数料	申立手数料として11,000円（税込）
期日手数料	不要
成立手数料	URL（https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html）参照
その他	URL（https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0012.html）参照

実施方法

事前相談	不可		
実施日時	受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで		
手続実施者の構成	原則として弁護士1人		
解決までの標準期間	約5か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
2023 年 度	117	108	34	28	46
2022 年 度	128	142	50	35	57
2021 年 度	128	161	62	43	56

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県弁護士会
住所	横浜市中区日本大通9番地
名称	神奈川県弁護士会紛争解決センター
	TEL：045-211-7716 E-mail： URL：https://www.kanaben.or.jp/profile/conference/conflict/index.html
	認証番号【009】 認証年月日 平成20年3月14日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）
不動産関係、家族関係、貸金・債務関係を始め民事のトラブルを広く扱います。
※ 全国対応可能（ただし、事業者の事務所から現地に出張して手続を実施する場合、旅費及び日当その他費用をあらかじめ納付する必要があります。）

アピールポイント・解決事例等

当センターは、平成7年3月に開設され、簡易・迅速・公平をモットーに損害賠償、建築紛争、近隣紛争、交通事故、相続、離婚等民事紛争全般の解決を取り扱っています。あっせん人・仲裁人は、法曹経験豊かな当会の弁護士が担当します。事案によっては建築士等他の分野の専門家が加わることがあります。当センターは、平成20年3月、ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）に基づく法務大臣の認証を取得しました。これにより、和解あっせん手続において、時効中断効や調停前置の特則等が認められ、市民の方にとってより利用しやすくなりました。パンフレット、申立書の書式等は当会に備え置きしてあるほか、当会のホームページ（https://www.kanaben.or.jp/）からもダウンロードできます。
お問合せは、電話045－211－7716まで。

【解決事例】
・雨漏りを原因とする建築紛争について、原因調査を行った上で補修工事をするとの合意のみならず、補修後の補償問題も補修工事終了後に話し合うとの合意がなされ紛争解決が図られた。
・エステ施術によって火傷した事故について、あっせん人が裁判になった場合に予想される慰謝料額を当事者双方に提示し、当事者双方が納得の上、1回のあっせん期日で解決が図られた。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）申立人負担
期日手数料	1期日につき申立人相手方各自5,500円（税込）ずつ
成立手数料	和解が成立した期日又は仲裁判断がなされた期日までに開催された期日の回数に22,000円（税込）を乗じて得た額に55,000円（税込）を加算した額
その他	上記のほか、鑑定費用、測量費用などが生じる場合あり。

実施方法

事前相談	実施していない。 但し、事案によっては、弁護士会が運営している法律相談を案内している。		
実施日時	土日祝日及び年末年始、1/4、1/5を除く平日／午前10時～午後5時（正午～午後1時を除く）		
手続実施者の構成	原則弁護士1名。ただし、事案により、 複数の弁護士や建築士等他分野の専門家も加えた合議体による。		
解決までの標準期間	約3ヶ月程度		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	京都弁護士会
住所	京都市中京区富小路通丸太町下ル桝屋町1番地
名称	**京都弁護士会紛争解決センター**
	TEL：075-231-2378 E-mail：なし　　認証番号【005】 URL：https://kyoto-adr.jp/　　認証年月日 平成19年11月16日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

当事者の話合いで解決できる民事に関する紛争であれば、どのような紛争でも受付します。
紛争解決（ADR）は、京都弁護士会館のほかに、京都駅前法律相談センター、丹後法律相談センター大宮相談所、綾部法律相談センター（綾部市市民ホール）、山城広域振興局 宇治総合庁舎でも利用可能です。

アピールポイント・解決事例等

以前は、紛争を解決するには、裁判所による裁判や調停が唯一の方法でした。しかし、社会や人間関係が複雑化するに従い、紛争も複雑・多様化してきたため、種々の紛争パターンに応じた紛争解決制度が求められるようになりました。簡易・迅速な紛争解決の制度があれば、弁護士が法律相談で事案（紛争）の内容をお聞きして、適する事件について、相談者の皆様に、その解決制度を提示することができます。

そこで、京都弁護士会は、2000年10月、民事紛争を簡易・迅速に解決する制度として「京都弁護士会仲裁センター」を発足させました。その後、2007年4月、名称を「京都弁護士会紛争解決センター」に変更し、2007年11月にはADR法の認証を取得し、時効完成猶予効などの法上の効果も付与されました。

この制度は、管轄を限定するものでなく、京都府外の方も広く利用できますので、お困りごとがあれば、皆様もぜひご利用ください。

・請負の瑕疵に基づき、注文者兼賃貸人及び賃借人に損害が生じた場合について、求償の循環を見越して三者間であっせん手続をしてスピーディーに一括解決が図られた事例。
・相手方の配偶者と不貞関係となり、相手方から過大な慰謝料請求がなされた場合について、公平中立な第三者（あっせん人）を介して相当額を支払うことで円満解決が図られた事例。
・株券の返還義務を負っている相手方に対し、分割して返還する旨の約束をさせ、一定期間ごとに期日を開催し、履行状況をあっせん人が確認することで全株の返還が実現され、結果として、申立人が配当金返還請求権を放棄した事例。
・ビルの3階の一室を教室として賃借したが、1階で営業活動をしている賃貸人が、1階にある唯一の出入口のカギを施錠するようになり、教室運営に支障をきたしている場合について、当面の間（新たな合意が成立するまでの間）、教室が開かれている時間帯はカギを施錠しない旨の合意をし、新たな合意成立に向けた協力義務についても合意した事例。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	和解あっせん・仲裁が成立した場合にお支払いいただきます。手数料額は原則として次のとおりです。 ・紛争の価格100万円以下の部分　8.8% ・100万円を超え300万円以下の部分　5.5% ・300万円を超え3,000万円以下の部分　1.1% ・3,000万円を超える部分　0.55% 上で示された金額を、紛争当事者で原則として半額ずつ、ご負担いただきます。
その他	鑑定を利用した場合や出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。これらの費用は、あらかじめ、誰がいくら負担する必要があるのか見積もった上で、お知らせします。

実施方法

事前相談	弁護士による法律相談が必要		
実施日時	原則平日午前10時～午後5時		
手続実施者の構成	当会所属の弁護士で構成。事案によっては建築士などの専門家が構成員に加わることがあります。		
解決までの標準期間	期日3回程度		
オンラインによる申込み	「コロナ対応臨時Web調停」(https://www.kyotoben.or.jp/adr.cfm)については、オンラインによる申立てが可能です（※かいけつサポートの認証外手続きです）。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

過去2年の取扱件数

	受理件数	終了の事由（結果）			
		①和解成立	②相手方の不応諾	③その他	未終了
２０２２年度	19	9	6	4	0
２０２３年度	19	4	6	9	0

認証ADR機関の基本情報

事業者名	熊本県司法書士会
住所	熊本県熊本市中央区大江四丁目4番34号
名称	**熊本県司法書士会調停センター**
	TEL：096-364-2889 E-mail：kumass@kumashi.jp　　認証番号【040】 URL：https://www.kumashi.jp/soudan/hanashiai_center　　認証年月日 平成21年9月8日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

民事に関する紛争（お金の貸し借り、賃貸トラブル、近隣紛争、相続など）
熊本県内での対応可能（オンライン調停であれば全国対応可能）

アピールポイント・解決事例等

・司法書士が調停人として民事に関する紛争を話し合いによって解決できるようサポートします
・平日の昼間だけでなく、土日祝日や夜間にも行うことができます
・話し合いは原則、熊本県司法書士会館で行いますが、希望があれば他の場所で行うこともできます
・オンラインでの話し合いも可能です
・3回以内の話し合いで解決することを想定していますので、うまくいけば最短2か月くらいで終了します

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	22,000円～110,000円
その他	上記のほか、必要に応じて閲覧・謄写手数料等がある。

実施方法

事前相談	事務担当者が相談内容を事前にお伺いします		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時（調停時は時間外も対応可）		
手続実施者の構成	司法書士1名（事案によっては司法書士1名、弁護士1名）		
解決までの標準期間	最短2か月間程度		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人　民間総合調停センター
住所	大阪府大阪市北区西天満1丁目12番5号　大阪弁護士会館1階
名称	**公益社団法人　民間総合調停センター**
	TEL：06-6364-7644 E-mail： URL：https://www.minkanchotei.or.jp
	認証番号【043】 認証年月日 平成21年9月14日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）　※民事上の紛争であれば、全て取り扱います。
【対応可能地域】全国の紛争を取り扱い可能（ただし、対応は事業者の事務所のみ）

アピールポイント・解決事例等

・各種専門家団体（大阪弁護士会、大阪司法書士会、大阪土地家屋調査士会、大阪府宅地建物取引業協会、全日本不動産協会大阪府本部、大阪府不動産鑑定士協会、日本公認会計士協会近畿会、大阪府建築士事務所協会、大阪社会福祉士会、大阪府社会保険労務士会、大阪府建築士会、近畿税理士会、大阪府臨床心理士会、大阪府マンション管理士会等）、消費者団体、自治体等が協力し、広い分野について、高い専門性を用いて和解あっせんに当たります。
・申立書の書き方等を説明、アドバイスいたします（無料）。
・期日は、夜間、土曜日にも実施することができます。

手数料

申請手数料	1件10,000円（税込）（国際家事事件は1件30,000円（税込）） ※ 紛争額に関わらず定額。但し、複数の紛争が含まれる場合は増額。 ※ 相手方が応諾しない場合は、7,000円を返金。 ※ 災害ADRの場合は、申請手数料は免除いたします。
期日手数料	なし
成立手数料	詳細は欄外のURL参照。
その他	上記のほか、必要に応じて鑑定費用等がある。

実施方法

事前相談	実施なし		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時（但し、正午～午後1時及び土日祝祭日は除く）。		
手続実施者の構成	当センター参加の各種専門家団体等から推薦された実施者の中から、申立ての内容に即した専門家3名を選任いたします。但し、「国際家事事件」は2名の専門家が担当いたします。		
解決までの標準期間	約4か月間程度		
オンラインによる申込み	原則不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

複数の専門家団体が協力して、紛争解決にあたる、全国で唯一の団体です。対応可能分野が広いことはもちろん、複数の問題がからまった紛争でも、ここで一気に解決することを目指します。
申立書作成のための無料相談もございますので、どうぞお気軽にお問合せください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県司法書士会
住所	静岡市駿河区稲川一丁目1番1号
名称	**静岡県司法書士会調停センターふらっと**
	TEL：054-282-8741 E-mail：HPのお問い合わせフォームをご利用ください。　認証番号【025】 URL：https://flat-shizuoka.jp/　認証年月日 平成21年1月19日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事に関する紛争（全般）】
遺産分割に関するトラブル、賃料敷金に関するトラブル、お金の貸し借りに関するトラブル、慰謝料に関するトラブル等　※出張の場合は、静岡県内のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

・相手方が話合いの場に出て来ていただければ、7割以上の割合で合意（解決）が生まれています。
・しかも、一旦、合意した約束はほとんど守られています。
・土日祝日、夜間での話合いにも対応します。

【解決事例】
・お金の貸し借りに関するトラブル
・賃料、敷金に関するトラブル
・売買代金に関するトラブル
・慰謝料に関するトラブル
・遺産分割に関するトラブル

【想定事例】
・離婚等に関するトラブル

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	140万円以下…無料 140万円を超え300万円以下…金33,000円＋（合意金額－140万円）×5% 300万円を超え1,000万円以下…金121,000円＋（合意金額－300万円）×3% 1,000万円超…金352,000円＋（合意金額－1,000万円）×1% 算定不能　55,000円
その他	遺産分割事件・離婚等請求事件についてはHPで確認してください。

実施方法

事前相談	面談等による無料の事前相談を実施		
実施日時	毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（受付）		
手続実施者の構成	司法書士1名又は2名		
解決までの標準期間	1か月～3か月		
オンラインによる申込み	書面による申込みとなります。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	東京司法書士会
住所	東京都新宿区四谷本塩町4－37　司法書士会館2F
名称	**東京司法書士会　調停センター　すてっき**

TEL：03-3353-8844（月～金　9:00～12:00、13:00～17:00）
E-mail：cyotei_center@tokyokai.or.jp　　認証番号【022】
URL：https://www.tokyokai.jp/consult/center.html　　認証年月日 平成20年12月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事に関する紛争（全般）】
相続、親族間の問題、不動産トラブル、近隣トラブルなど法的紛争を広く取り扱います。
全国対応可能です（調停は原則として東京・四谷の司法書士会館で行います。手続実施者の交通費等の実費を御負担いただければ手続実施者が出張することもできます。）。

アピールポイント・解決事例等

当センターは、平成20年の認証取得以降、毎年広範な事案の相談を取り扱い、
豊富な経験と実績があります。
・相続に関する事案を多数取り扱い、解決に導いています。
・不動産登記に関する専門家・司法書士が調停人として紛争解決に当たります。
・調停は平日（午前9時～午後8時）の他、希望により土・日・祝祭日も行っております。

解決事例
1．母親の相続について、兄弟姉妹間に長年にわたる根深い感情問題があり、預貯金と空家が10年以上も未分割のままになっていたが、問題を次世代に残したくないと当センターに調停申込みがされ、粘り強い話合いの結果、遺産分割協議が成立した。
2. 行き先不明の財産があるとして遺産の範囲を争い、一部の相続人が他の相続人に対して強い不信感があったために家庭裁判所で調停不成立となった案件が、当事者同席での話合いの結果、遺産分割協議が成立した。
3. 家族の共有で建築した自宅について、共有者の一人が持分を処分したいとして、他の共有者を相手と話合いの結果、他の共有者が買取りをする合意がされた。
4. 私有地の通路をめぐる隣家の家族同士の紛争について、通行方法などについて合意が成立した。
5. 夫の不倫相手の女性と妻との間の紛争について、損害賠償請求権の有無等について合意した。
6. 隣家の家族間で、窓からの目線の配慮、エアコン室外機の音、換気扇の向きなどについて、当事者同席での話合いの結果、お互い改善に協力する旨の合意がされた。

手数料

申請手数料	11，000円（税込）
期日手数料	11，000円（税込）
成立手数料	30，000円（税込）から。詳細は下記のURLを御参照ください。 https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0022.html
その他	司法書士会館以外の場所で調停を行う場合は旅費・会場費等がかかります。

実施方法

事前相談	電話又は面談による無料相談を実施しています。		
実施日時	月～金（午前9時～午後8時）　希望により土・日・祝祭日も可		
手続実施者の構成	司法書士2名（事案に応じて弁護士が含まれる場合があります。）		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	メール又はホームページから相談申込みができます。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県弁護士会
住所	福岡県北九州市小倉北区金田1－4－2
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（北九州法律相談センター）

TEL：093-561-0360
E-mail：info@fben.jp　　認証番号【094】
URL：https://www.fben.jp/whats/funsoukaiketu.htm　　認証年月日 平成23年3月29日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）～ 交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など
【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが，手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター（天神，北九州，久留米）で実施。現地への出張等は要相談。インターネットビデオ通話システム又は電話を利用可能。

アピールポイント・解決事例等

1　弁護士による解決
様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。
2　取り扱う紛争に制限はありません。
上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。
3　柔軟な手続
事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	（解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%＋3万3000円、300万円超3000万円以下1.1%＋16万5000円、3000万円超0.55%＋33万円）（税込）
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。

実施方法

事前相談	申立人代理人弁護士がついている場合を除いて、事前に弁護士の法律相談を受け（北九州法律相談センター：093－561－0360）、紹介状を作成してもらう必要があります。		
実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施（ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで）		
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。		
解決までの標準期間	3か月		
オンラインによる申込み	不可　（ただし，ハーグ条約対応ADRは可能）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

解決事例・相談事例等

【損害賠償】ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。【医療】腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。【夫婦関係】夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払を要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払いをしないで離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります（ADR法27条）。【建築】住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵を一部認める旨の和解が成立した事例。

過去3か年の取扱件数　（※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。）

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令　和　5　年　度	22	21	9	8	4
令　和　4　年　度	26	26	9	7	10
令　和　3　年　度	33	32	7	13	12

・詳細は，こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0000.html）をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県弁護士会
住所	福岡県久留米市篠山町11番地5
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（久留米法律相談センター）

TEL：0942-30-0144
E-mail：info@fben.jp　　認証番号【094】
URL：https://www.fben.jp/whats/funsoukaiketu.htm　　認証年月日 平成23年3月29日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）～ 交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など
【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが，手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター（天神，北九州，久留米）で実施。現地への出張等は要相談。インターネットビデオ通話システム又は電話を利用可能。

アピールポイント・解決事例等

1　弁護士による解決
様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。
2　取り扱う紛争に制限はありません。
上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。
3　柔軟な手続
事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	（解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%＋3万3000円、300万円超3000万円以下1.1%＋16万5000円、3000万円超0.55%＋33万円）（税込）
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。

実施方法

事前相談	申立人代理人弁護士がついている場合を除いて、事前に弁護士の法律相談を受け（久留米法律相談センター：0942−30−0144）、紹介状を作成してもらう必要があります。		
実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施（ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで）		
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。		
解決までの標準期間	3か月		
オンラインによる申込み	不可　（ただし，ハーグ条約対応ADRは可能）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

解決事例・相談事例等

【損害賠償】ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。【医療】腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。【夫婦関係】夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払を要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払いをしないで離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります（ADR法27条）。【建築】住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵を一部認める旨の和解が成立した事例。

過去3か年の取扱件数　（※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。）

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令　和　5　年　度	22	21	9	8	4
令　和　4　年　度	26	26	9	7	10
令　和　3　年　度	33	32	7	13	12

・詳細は，こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0000.html）をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県弁護士会
住所	福岡市中央区六本松4丁目2番5号
名称	福岡県弁護士会紛争解決センター（福岡県弁護士会館）

TEL：092-791-1840
E-mail：info@fben.jp　　認証番号【094】
URL：https://www.fben.jp/whats/funsoukaiketu.htm　　認証年月日 平成23年3月29日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般） 交通事故・医療事故などを原因とする損害賠償請求、売掛金や請負代金の支払を求める一般民事事件、残業代の支払や解雇の無効を求める労働事件、離婚や養育費を求める家事事件など
【ハーグ条約対応ADR】国境を超えた日本への子の連れ去り等が発生した場合に子の返還又は面会交流を求める事件
【対応可能地域】全国の紛争に対応可能ですが，手続は原則として福岡県内の3箇所の紛争解決センター（天神，北九州，久留米）で実施。現地への出張等は要相談。インターネットビデオ通話システム又は電話を利用可能。

アピールポイント・解決事例等

1　弁護士による解決
様々な紛争解決について経験豊富な弁護士があっせん人となるので、迅速かつ合理的な解決を期待できます。
2　取り扱う紛争に制限はありません。
上記のような法的紛争はもちろん、単に謝罪や説明を求めるなどの申立ても広く受け付けます。
3　柔軟な手続
事案により、開催時間や場所について柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	（解決額100万以下8.8%、100万円超300万円以下5.5%＋3万3000円、300万円超3000万円以下1.1%＋16万5000円、3000万円超0.55%＋33万円）（税込）
その他	上記のほか、必要に応じ、現地調査費用、専門委員意見書作成費用等がある。ハーグ条約対応ADRは原則費用負担なし。

実施方法

事前相談	申立人代理人弁護士がついている場合を除いて、事前に弁護士の法律相談を受け（天神弁護士センター：092−741−3208）、紹介状を作成してもらう必要があります。		
実施日時	原則として月曜日から金曜日の午前10時から午後5時までの間に実施（ただし、受付業務は毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで）		
手続実施者の構成	原則として弁護士1名。ハーグ条約対応ADRは原則として弁護士2名。必要に応じて建築士、医師等専門委員を選任。		
解決までの標準期間	3か月		
オンラインによる申込み	不可 （ただし，ハーグ条約対応ADRは可能）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

【損害賠償】ペットホテルに愛犬を預けたところ、ホテルの不注意で愛犬が道路に飛び出して、交通事故に遭ったとして申立てがされ、ホテルが相当額の賠償金を支払う旨の和解が成立した事例。【医療】腹痛を訴えて病院で検査を受けたものの、診察ミスでガンの発見が遅れ、適切な時期に適切な治療を受ける機会を不当に奪われたとして申立てがされ、病院が相当額の慰謝料を支払う旨の和解が成立した事例。【夫婦関係】夫婦間において離婚の協議を行ったものの、妻が、離婚の条件として種々の名目で金銭の支払を要求してきたため、夫から、金銭の支払義務がないとして申立てがされ、夫婦間において、一切金銭の支払いをしないで離婚する旨の和解が成立した事例。なお、離婚することについて和解が成立しなかったものの、その後、本来であれば必要な離婚調停手続を経ることなく、直ちに離婚裁判を提起することができた事例もあります（ADR法27条）。【建築】住宅の建築工事について、注文者が工事内容に満足せず、建築業者に対して、請負代金の返還を求めたため、建築業者から、完成した建物には瑕疵はないとして申立てがされ、建築業者が瑕疵を一部認める旨の和解が成立した事例。【ハーグ条約対応ADR】子との面会交流について和解が成立した事例。

過去3か年の取扱件数 （※以下の件数は、天神・北九州・久留米の各センターの総数です。）

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令　和　5　年　度	22	21	9	8	4
令　和　4　年　度	26	26	9	7	10
令　和　3　年　度	33	32	7	13	12

・詳細は，こちら（http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou0000.html）をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県司法書士会
住所	福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目2番23号
名称	福岡県司法書士会ADRセンター

TEL：092-741-0530
E-mail：
URL：https://www.fukuokashihoushoshi.net/adrcenter/

認証番号【055】
認証年月日 平成22年1月22日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（全般）
～ 相隣関係トラブル・金銭トラブル・相続に関するトラブル・離婚に関するトラブルなど ～
調停手続実施者が出張し、福岡県及び周辺地域で対応が可能です。
※交通費や宿泊費は当事者負担となります。

アピールポイント・解決事例等

当センターでは、自主交渉援助型調停により、
以下の特徴を持った紛争の解決のお手伝いを行っています。

- **専門的なトレーニングを受けた調停人により、紛争の当事者同士の話合いの過程を重視し、主として法的判断による解決ではない、当事者の本音の部分で満足できる解決を目指します。**
- **調停人は、当事者の自主的・主体的な解決を促しますので、当事者間の将来的な関係性の維持が期待できます。**
- **御希望により夜間、土日やセンター以外の場所での調停開催にも対応できます。**

手数料

申請手数料	2027年3月31日まで金9,000円(うち郵送実費3,000円)
期日手数料	2027年3月31日まで無料
成立手数料	2027年3月31日まで金2万円。
その他	上記のほか、センター以外での開催の場合（いずれも予納） ・調停手続実施者の交通費・宿泊費及び当該場所の会場借料その他実費

実施方法

事前相談	面談・電話・オンラインによる無料の事前相談を実施		
実施日時	原則として平日の午前10時から午後4時まで（祝祭日を除く） ※調停期日については調整可能□		
手続実施者の構成	センターの定める一定の研修を受講した認定司法書士 （司法書士法第3条第2項に規定する司法書士）1名～2名		
解決までの標準期間	2か月～3か月		
オンラインによる申込み	対応可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

よい かんけいの よりどころ
よかよ
福岡県司法書士会ADRセンター

認証ADR機関の基本情報

事業者名	ミドルマン株式会社
住所	東京都目黒区下目黒２－２１－２８セントヒルズ目黒９０５
名称	Teuchi（テウチ）
	TEL：
	E-mail： support@middleman.jp　　認証番号【171】
	URL： https://www.teuchi.online/　　認証年月日 令和3年10月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】離婚、相続、未収金、家賃、敷金、労働、金融、事業承継、デジタルプラットフォーム上のトラブル等、個人間トラブルから法人間トラブルに至るまで、民事に関するトラブル全般を広く取り扱っています。
オンライン完結サービスですので全国対応可能。

アピールポイント・解決事例等

◉Teuchiは、スマホひとつでトラブルを解決する、まったく新しい紛争解決サービスです。
◉2023年度の取扱実績は500件以上
◉申立てから解決まで最短2週間。無駄なくスピーディーにトラブル解決を進められます。
◉オンライン完結。相手と直接顔を合わせたり、話し合いの時間を調整する必要はありません。
◉料金は約3万円～。リーズナブルな価格で債務名義作成まで承ります。

想定する利用者（例）
【離婚】相手と直接やりとりしたくない / 忙しくて話し合う時間がとれない
【債権回収】病院の診療報酬、貸金、リース料、サービス利用料、賃料等が支払われない
【ネット上のトラブル】購入した商品が破損していた / 言いがかりをつけられ代金が未払い

手数料

申請手数料	相手方への通知を電子メールで行う場合：1,650円（税込） 相手方への通知を配達証明郵便で行う場合：3,300円（税込）□
期日手数料	ご利用料金については、申立料金、調停料金、成立手数料にて構成されています。申立料金については定額ですが、それ以外の料金につきましては、取り扱う類型や事案の性質により異なりますので、最新のご利用料金につきましては、TeuchiのWebサイトにてご確認ください。
成立手数料	
その他	上記のほか、必要に応じて証明書発行費用や提携企業割引などがあります。

実施方法

事前相談	手続相談（無料）		
実施日時	24時間365日対応		
手続実施者の構成	弁護士および認定司法書士		
解決までの標準期間	2週間		
オンラインによる申込み	可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

Teuchi テウチ

離婚　債権回収　デジプラ

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県司法書士会
住所	名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
名称	**愛知県司法書士会調停センター**

TEL：052－683－6683
E-mail：
URL：https://www.ai-shiho.or.jp/contact/mediation/

認証番号【118】
認証年月日 平成24年8月3日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

①相続に関する紛争（相続財産に不動産を含むもの） ※紛争の目的の価額に制限はありません。
②不動産賃貸借に関する紛争 ※紛争の目的の価額に制限はありません。
～家賃不払、建物明渡し、立退き料、原状回復、敷金返還等
③民事に関する紛争（紛争の目的の価額が140万円以下のもの）
～貸金返還、請負代金不払、給料・残業代不払、慰謝料・損害賠償請求等
※全国対応可能（ただし、調停は愛知県司法書士会調停センターでの開催に限る。）

アピールポイント・解決事例等

☆相続や金銭に関するトラブルを話し合いで解決してみませんか？
「裁判だとちょっと大げさな気がする。話し合いでどうにかしたい。」、「利害関係のない第三者に入ってもらい、納得のいく解決方法を話し合いたい。」
当センターは、トラブルを話し合いによって解決したいという方のために、話し合いの場を提供して、トラブル解決のお手伝いをしています。
☆ご希望に合わせて、平日の夜間や土日祝日にも話し合いをすることができます。平日の日中だと仕事で忙しいという方にも、無理なくご利用いただけます。
【解決事例】
〔相続〕遠方の実家や農地、預貯金等の分け方を決め、お墓や遺骨についても話し合う場となった。
〔家賃不払〕滞納家賃を分割して、毎月の家賃に上乗せして支払うことで合意。
〔原状回復〕納得がいかなかった原状回復費用について、当初の請求額より低い金額で合意。
〔立退き料〕折り合いがつかなかった立退き料について、期日１回で合意。早期の明渡しを実現。

手数料

申請手数料	金2,000円＋（相手方の数×１千円）
期日手数料	当事者一人につき金1万円（調停期日3回分）
成立手数料	合意成立の価額が60万円以下：無料 合意成立の価額が60万円超：合意成立の価額に率を乗じ、加算額を加えた額
その他	期日手数料と成立手数料については、資力に乏しい方に対する減免制度があります。詳細はお問い合わせください。

実施方法

事前相談	電話や面談による無料の事前相談に司法書士が対応しています。		
実施日時	月～金／午前10時～午後5時（祝日を除く。） ※ご希望により上記の時間外でも対応しております。		
手続実施者の構成	司法書士2名（事案により1名は弁護士を選任）の2名構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	未対応		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

☆お問い合わせいただく場合には、愛知県司法書士会調停センター（問い合わせ先：052－683－6683）にお電話ください。司法書士が無料で問い合わせの対応をしています。
☆調停センターでの話し合いは非公開で行われます。他人に知られることなく話し合いができますので、安心してご利用ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県司法書士会
住所	横浜市中区吉浜町1番地
名称	**神奈川県司法書士会調停センター**

TEL：045-641-1553
E-mail：postmaster@shiho.or.jp
URL：https://www.shiho.or.jp/kaiketsusupport.html

認証番号【014】
認証年月日 平成20年6月13日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
神奈川県内に限らず、賃貸住宅の原状回復や家賃等・その他貸金等の債権債務関係を中心に法的紛争を扱います。

アピールポイント・解決事例等

・司法書士による親切丁寧な事前受付、並びにその後の手続進行、案内をサポートいたします。
・土日、夜間の調停実施が可能です。
・当事者の集まりやすい場所での調停実施も可能です。
・親族や利害関係者の同席について、柔軟に対応します。

手数料

申請手数料	①トラブルの内容が30万円以下の場合　5,500円（税込）②トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合　22,000円（税込）
期日手数料	①トラブルの内容が30万円以下の場合　5,500円（税込）②トラブルの内容が30万円を超えて140万円以下の場合　11,000円（税込）
成立手数料	不要
その他	特定和解申込手数料　5,500円(税込)

実施方法

事前相談	電話による無料事前相談を実施		
実施日時	原則毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（祝祭日を除く。）		
手続実施者の構成	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士（認定司法書士）2名が原則		
解決までの標準期間	4か月以内（目標期間）		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

賃貸借トラブル、金銭トラブル、近隣トラブル等様々な事件を取り扱っております。
調停は1回2時間～3時間、期日は原則として1回で終了しています。
なお、「調停期日を迎えた案件」は、5件のうち4件が和解（80%）です。（2020年～2022年10月まで）
当センターの目標として、トラブルを抱える当事者に寄り沿って解決をお手伝いいたします。
・詳細はこちらを（https://www.shiho.or.jp/kaiketsusupport.html）ご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県司法書士会
住所	長野県長野市大字南長野妻科399番地1
名称	**長野県司法書士会調停センター**

TEL：（026）232－7492
E-mail：lei01722@nifty.ne.jp　　認証番号【122】
URL：https://www.na-shiho.or.jp/choutei_form　　認証年月日 平成25年2月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争
（例：貸金に関する紛争、不動産賃貸に関する紛争、相隣関係に関する紛争、職場での紛争など）
全国対応可能（Web会議システムによる利用申込相談や調停開催が可能です）

アピールポイント・解決事例等

〇手続実施者はすべて司法書士法第3条第2項に規定する司法書士（認定司法書士）であり、一定の研修を履修するなどの要件を満たして、本センターに備える手続実施者名簿に登載された者です。
〇本センターと利用者が合意すれば、土日祝日、夜間にも調停を行うことが可能です。
〇調停を行う場所は、基本的には長野県司法書士会の会館ですが、本センターと利用者が合意すれば利用者が希望する場所で調停を行うことが可能です。
〇手続きはすべて非公開で行われ、手続きに関与する者には守秘義務が課されています。
〇本センターへの問い合わせは、電話のほか、本センターのホームページ上にある問い合わせフォームにより行うことが可能です。
〇Web会議システムにより、当事者がオンラインで調停に参加することが可能です。
〇話し合いの結果合意が成立しても、合意成立手数料は発生しません。

手数料

申請手数料	3，300円
期日手数料	11，000円
成立手数料	不要
その他	上記のほか、必要に応じて閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	利用者が希望した場合、事前に法律相談先を紹介することが可能です。		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時（この時間以外も対応可能）		
手続実施者の構成	認定司法書士2名		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	〇（対応）	特定和解	〇（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本商事仲裁協会		
住所	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地 廣瀬ビル3階		
名称	一般社団法人日本商事仲裁協会		
	TEL: 03-5280-5161		
	E-mail: mediation@jcaa.or.jp	認証番号	【007】
	URL: https://www.jcaa.or.jp	認証年月日	平成19年12月27日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【商事一般】商事に関する紛争。全国対応可能。

アピールポイント・解決事例等

歴史と実績

約70年の歴史とともに、これまで取り扱った国内・国際の調停の事件数は数百件に及びます。

迅速な紛争解決

調停人の選任から3か月という期限を定めることで、非常に短期間での紛争解決を図ります。

小規模な紛争から、大規模な紛争まで

数百万円の小規模な紛争から、1千億円を超える大規模な紛争まで多様な紛争を取り扱っています。特に企業間の紛争を専門的に取り扱っています。

経験豊かな調停人選定

ビジネスに精通した最適な調停人を紹介します。元最高裁判事やシニア弁護士などを含むデータベースを有しています。国際案件、英語での手続も対応可能です。

簡便で使いやすい手続

JCAAが申立てから調停手続終了までサポート。オンライン対応も可能です。

最新の調停規則

2020年に大幅改正され、秘密保持に関する詳細な規定のほか、2024年4月のADR法改正にも対応しています。和解合意の内容に基づいて、裁判所での強制執行も可能です。

手数料

申請手数料	55,000円（税別）。申立人のみ負担。
期日手数料	該当なし（当事者全員が別段の合意をしない限り）
成立手数料	該当なし（当事者全員が別段の合意をしない限り）
その他	調停人報償金：当事者に別段の合意がない限り、時間単価制で、時間単価は 調停人1人当たり1時間につき55,000円 管理料金：調停人報償金の総額の10% 上記のほか、調停期日開催のための借室料、調停人経費（交通費、宿泊費（食事代その他の費用を含め一泊あたり60,000円）、郵便、クーリエ、電話、コピー等の経費として当協会が認めるもの）

実施方法

事前相談	電話、面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	月～金／午前9時30分～午後5時（年末年始、祝祭日を除く）		
手続実施者の構成	弁護士・研究者・技術者など		
解決までの標準期間	調停人選任から3か月以内		
オンラインによる申込み	オンラインによる申立て（メールに申立書を添付して提出）は可能です。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

商事調停規則（2024）

調停人の数の選択、調停手続の進め方等の調停手続を進める上で重要となる事項についてきめ細やかな規定を置くとともに、調停手続に関する秘密保持の取り扱いついても詳細な規定を置いています

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人　全国中小企業振興機関協会
住所	東京都中央区新川2丁目1番9号　石川ビル
名称	下請かけこみ寺本部
	TEL：03-5541-6655 E-mail：kakekomi@zenkyo.or.jp　　認証番号【011】 URL：https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/adr.htm　　認証年月日 平成20年5月14日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【商事一般】下請取引に関する紛争
（中小企業者からの申立てに基づく企業間取引に起因するトラブル）
※全国対応可能（各都道府県に窓口及び手続き実施者が配置されています。）

アピールポイント・解決事例等

下請かけこみ寺では、経験豊富な相談員等を配置し、全国47都道府県に相談窓口を設置し、中小企業者からの企業間取引に起因するトラブルに対し、相談に応じています。平成20年5月からADR事業を開始し、迅速な紛争解決を実施するために調停人候補者として85名の弁護士を全都道府県に配置することで、全国で調停事業を実施しています。
相談及び調停手続きの費用は無料です。

＜解決事例・相談事例等＞
代金の未払い、契約解除、損害賠償請求
※金融取引に関する紛争、労働関係に関する紛争及び消費者契約に関する紛争は除きます。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	調停に関する交通費、書類の送料等は当事者各自が負担。 和解が成立した場合、作成した和解契約書に印紙の添付が必要な場合は、その印紙代を当事者間で均等に負担。

実施方法

事前相談	平日の月曜日～金曜日（土日祝日を除く）9時～17時（但し、12時～13時を除く）		
実施日時	平日の月曜日～金曜日（土日祝日を除く）9時～17時（但し、12時～13時を除く）		
手続実施者の構成	弁護士1名		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

下請かけこみ寺

認証ADR機関の基本情報

事業者名	株式会社IP　Bridge
住所	東京都千代田区麹町一丁目7番地25フェルテ麹町5階
名称	株式会社IP　Bridge

TEL：03-6261-4737
E-mail：adr_contact@ibpridge.co.jp　　認証番号 182
URL：https://ipbridge.co.jp/company/　　認証年月日 令和6年12月25日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）の実施又は取引過程において生ずる紛争
全国対応可能（オンラインで対応します）

アピールポイント・解決事例等

産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権）の交渉・紛争解決分野において、経験豊富で専門的知識を有する手続実施者による手続実施を行います。オンラインによる手続実施も可能です。

手数料

申請手数料	50万円（税別。税込み55万円） または 契約日現在のTTBレートに基づき50万円（税別）に相当する米ドル金額（セント以下切上げ）
期日手数料	0円
成立手数料	当社及び当事者が契約により合意した金額
その他	

実施方法

事前相談	事前相談実施あり		
実施日時	月～金／午前9時～午後6時（この時間以外も応相談）		
手続実施者の構成	産業財産権を対象とする訴訟・各種契約交渉について10年以上の経験実績を有する者から事案に応じて最適な1名を選定		
解決までの標準期間	数か月～		
オンラインによる申込み	オンラインによる申込み可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人ソフトウェア情報センター
住所	東京都港区西新橋3-16-11 愛宕イーストビル
名称	**ソフトウェア紛争解決センター**

TEL：03-3437-3071
E-mail：kaiketsu@softic.or.jp　　認証番号【018】
URL：https://www.softic.or.jp/index.php/service/ADR　　認証年月日 平成20年7月28日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

ソフトウェアに関連する紛争
～ ソフトウェアに関する著作権、特許、商標等
～ 企業間におけるシステム、コンテンツ、データベースの開発等の取引全般
～ 対応可能地域はお問い合わせください

アピールポイント・解決事例等

・システム開発や導入、ソフトウェア開発などに関する紛争を専門に扱います。
・あっせん人候補者として、ソフトウェア分野の紛争の経験・実績が豊富な弁護士及び技術関係者等の専門家が揃っていて、これらの方々を申立人が選ぶこともできますし、当センターにお任せいただくこともできます。
・当事者が紛争状態であることを、関係取引先に知られることなく手続を進めることができます。
・案件にもよりますが、3か月～6か月の間での解決を目指します。

手数料

申請手数料	申立額に応じて所定の計算式により算出した額を加えた額（税別）
期日手数料	1当事者11万円／回
成立手数料	各当事者の解決利益額を元に所定の計算式により算出した額（税別）
その他	必要に応じて掛かった費用の実費

実施方法

事前相談	手続の概要等に関する説明等を行う		
実施日時	月～金／9時30分から16時30分（ただし、12時から13時を除く）		
手続実施者の構成	弁護士2名、技術関係者1名を原則		
解決までの標準期間	3か月～6か月を目標		
オンラインによる申込み	書類の提出が必要（正式申立て時）（事前相談等はオンラインで可能）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人ユニオン・デ・ファブリカン
住所	東京都千代田区平河町1－5－5 SKビル3階
名称	UDF－ADRセンター
	TEL：03-3239-3110 E-mail：adr@udf-jp.org URL：https://www.udf-jp.org/udf-adr/
	認証番号【106】 認証年月日　平成23年10月3日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【知的財産関係】
商標法及び不正競争防止法における侵害行為に関する権利者と業者間の紛争
※全国対応可能

アピールポイント・解決事例等

・ファション系等ブランド品の商標権侵害物品・不正競争防止法抵触物品についての問題を専門とする団体が運営しているセンターです。

・係争等に至る場合が少なからずある分野ですが、裁判外紛争解決手続の機会を提供しています。

・権利者、業者間の紛争を取り扱います。

手数料

申請手数料	110,000円（税込）
期日手数料	不要
成立手数料	110,000円（税込）から550,000円（税込）
その他	上記のほか、調査料、分析料、試し買い費用等が発生する場合があります。

実施方法

事前相談	面談もしくは電話・Web会議での無料の事前相談を実施		
実施日時	月曜日から金曜日まで（国民の休日・弊法人休業日等を除く）10時から17時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士による（弁護士1名を必ず含む）2名構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

インターネット上での商標権侵害行為に関わる事案についても相談を受けています。
但し、業者、インターネット事業者間の紛争は、取り扱っていません。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	U＆Iアドバイザリーサービス株式会社
住所	東京都港区赤坂一丁目12番32号　アーク森ビル36階
名称	オンラインＡＤＲプラットフォーム
	TEL：(03)5575−8019 E-mail：odr@uryuitoga.com　　認証番号【175】 URL：http://ui-advisory.com/　　認証年月日　令和4年　7月　1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

電子商取引（紛争の目的の価額が100万円以下のもの）に関する紛争
（ただし、あらかじめ利用契約のある事業者が当事者となる紛争に限る）。
オンラインでの対応となるため全国での対応が可能。

アピールポイント・解決事例等

当機関のODR規則はAPECが策定しているModel Procedural Rules for the APEC Collaborative Framework for ODR に完全準拠しており、世界的な標準の下でのODRによる紛争の解決が可能です。また、ADR認証を受けていることから、弁護士以外の専門家による紛争の解決が可能であり、少額紛争を中心とする電子商取引紛争の解決を効率的に進めることができます。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要 手続き実施者と当事者が口頭で会議を行うこと（期日）を想定していないため、期日ごとの手数料は想定していない
成立手数料	不要
その他	あらかじめ利用契約のある事業者が当事者となる紛争のみを取り扱うため、 紛争解決サービスの利用料は当該事業者の商品・サービス代金にあらかじめ含まれていることが予定されている。

実施方法

事前相談	ODRプラットフォーム上で事案概要についての記載を自動的に作成することが可能。		
実施日時	システム上において自動で行われる民間紛争解決手続の業務については、メンテナンス時を除き、24時間365日実施が可能		
手続実施者の構成	弁護士 消費生活アドバイザー、消費生活相談員又は消費生活コンサルタントとしての実務経験を3年以上有する者 消費生活アドバイザー試験、消費生活相談員資格試験又は消費生活コンサルタント試験に合格し、当社が実施する所定の研修を修了した者		
解決までの標準期間	2週間		
オンラインによる申込み	可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人　自動車製造物責任相談センター
住所	〒105-0001　東京都港区虎ノ門5-1-5　メトロシティ神谷町6階
名称	自動車製造物責任相談センター
	TEL：0120－028－222 E-mail：jidousha@adr.or.jp　　認証番号【004】 URL：https://adr.or.jp　　認証年月日　平成19年11月05日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

大分類；商品の販売・役務の提供等
中分類；製品の欠陥
小分類；自動車の欠陥
※自動車・二輪車・原付およびこれらの部品・用品についての製造物責任または品質トラブルに関する紛争を取り扱います。
全国対応可能（電話を利用した和解の斡旋も可能）

アピールポイント・解決事例等

・当相談センターは、内閣府の認定を受けた公益財団法人です。
・当相談センターは、和解の斡旋と審査の手続きを実施しており、ともに経験豊富な専門家（和解の斡旋は弁護士、審査は法学者、工学者、弁護士、消費者問題専門家からなる審査委員会）が対応します。
・和解の斡旋は電話、審査は電話またはテレビ会議でも実施しており、遠隔地の方も利用可能です。
・自動車やバイクの品質不具合に係る修理費用の負担額や、カー用品の不具合が直らない場合の用品代の返金等、消費者が相手方と交渉する際のアドバイスを行います。
・メールやHPへの書き込みでも相談は受け付けていますが、具体的な相談対応は電話で行います。
・電話での相談受付は、月～金曜日（除く祝日・年末年始）9:30～17:00（除く12:00～13:00）です。

手数料

申請手数料	和解の斡旋；無料　　審査；申立人・相手方双方から5,000円（税込み）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	電話による無料事前相談を実施		
実施日時	和解の斡旋；平日14:00～　審査；平日18:00～（日時は指定します）		
手続実施者の構成	和解の斡旋；弁護士　審査；弁護士・法学者・工学者等 6名		
解決までの標準期間	（申立から和解書の取り交わしまで）和解の斡旋；約2か月　審査；約5か月		
オンラインによる申込み	無し		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

公益財団法人
自動車製造物責任相談センター
まずはお気軽にお電話ください　TEL 0120-028-222
▶より詳しい情報はホームページで https://www.adr.or.jp/

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人　日本流通自主管理協会
住所	東京都千代田区神田神保町3-2-4　田村ビル4F
名称	ブランド110番
	TEL：0120-786-470 E-mail：info@aacd.gr.jp　　認証番号【077】 URL：https://www.aacd.gr.jp/adr　　認証年月日　平成22年9月13日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

ブランド品に関する売買契約紛争
※全国対応は、応相談

アピールポイント・解決事例等

●購入者と販売者間でブランド品の真贋について不安や疑いが生じ、トラブルになった場合、その解決を図るADRです。
●原則として、弁護士1名とブランド品に精通した日本流通自主管理協会のベテラン職員1名の計2名が対応。
●例えば、オークションサイトで購入したブランド品が、どうしてもニセモノだと思うが、出品者は「ニセモノだという証明書があれば返金する！」と主張しているケース。ブランド品の権利者にニセモノだと証明してもらうことは難しいため、ブランド110番が間に入って、ブランドの真贋を明らかにするのではなく、話し合いで解決するお手伝いをします。
●もちろん、消費者の方だけでなく、権利者以外の業者間のトラブルの場合にもご利用いただけます。

手数料

申請手数料	消費者（¥1,100）、事業者（相手方の属性により￥55,000または￥165,000）。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	ケースに応じて調査費用等が発生する場合があります。

実施方法

事前相談	AACD消費者Q＆Aセンターで事前相談ができます。（0120-786-470）		
実施日時	月～金/午前10時～午後5時　（年末年始・夏季休業時等を除く）		
手続実施者の構成	弁護士1名と（一社）日本流通自主管理協会職員1名による構成を原則とします。		
解決までの標準期間	約3か月　（推定）		
オンラインによる申込み	可能です。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

右のマークは「ブランド110番」を運営する（一社）日本流通自主管理協会のロゴマーク。
このロゴマーク（天秤マーク）は、流通市場で中立・公正を保ち続けるという決意を表しています。
「ブランド110番」においても、販売者と購入者の間に入り、中立を保ちながら、合理的に裁定を行ってまいります。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	学校法人立教学院
住所	東京都豊島区西池袋3－34－1
名称	**立教大学観光ADRセンター**

TEL：03－3985－4650
E-mail：
URL：https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/adrct/

認証番号【112】
認証年月日 平成24年2月24日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

・日本国内において締結された、旅行業を営む事業者と消費者との旅行契約に関する紛争

・ホテル・旅館営業又は簡易宿所営業を営む事業者と消費者との宿泊契約に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

【アピールポイント】
・平成24年認証取得、25年度から東京都消費生活総合センターとの連携を開始しました。
・立教大学に所属するため、社会的信用や財政面に優れています。
・観光に関する研究・教育の草分けといえる立教大学観光学部・観光研究所と、観光法・ADR法の研究と教育を実践する同大学法学部が連携、観光紛争に特化した法的紛争を解決します。
・弁護士資格を有する事件管理者が中立的な立場から調停申立の手続きを案内します。
【解決事例】
・海外旅行でキャンセル料金に関する紛争
・海外旅行での空港置き去り被害、添乗員の業務上過失・対応不手際に関する紛争
・海外旅行でのホテルグレード、現地ガイドの対応不手際に関する紛争
・国内宿泊施設おける客室設備の仕様不備に関する紛争

手数料

申請手数料	5，000円（税込）
期日手数料	不要
成立手数料	和解による解決によって得られる当事者の経済的利益が、別に掲げる計算方法によって、100万円以上と算定されるとき、当事者は、和解契約書に定められた負担割合に従って、センターに対し、当該経済的利益額の5%を和解成立手数料として、お支払いください。
その他	上記のほか、調査費用

実施方法

事前相談	案件について調停申立ての適否等を担当事件管理者に相談することができる。		
実施日時	月～金/午前10時～午後5時		
手続実施者の構成	法律調停委員（弁護士、法学教授等）、観光調停委員（観光学教授、観光関係者等）の3名構成		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	あり（ホームページお問い合わせフォームより受付中）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

観光ADRセンター

【↓詳細はホームページをご覧ください】
https://www.rikkyo.ac.jp/research/institute/adrct

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人 家電製品協会
住所	東京都千代田区霞が関三丁目7番1号　霞が関東急ビル5階
名称	家電製品PLセンター

TEL：0120-551-110（フリーダイヤル）
E-mail：Webサイトにて受付
URL：www.aeha.or.jp/plc/

認証番号【003】
認証年月日　平成19年11月5日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【消費者関係】家電製品の欠陥に関する紛争（据付工事等に起因する事故の紛争は除く）
※全国対応可能

アピールポイント・解決事例等

当センターは、家電製品の専門家が製品事故や品質・安全性等のご相談をお受けします。また、家電製品の事故による一般消費者と製造業者等との紛争を解決するための助言を行ったり、「斡旋手続」や「裁定手続」による紛争解決を図ります。

（1）中立・公正
客観的な事実に基づき、中立的な立場を堅持しつつ、公正かつ適正に対応することを基本理念とし、プライバシーや秘密を守ります。

（2）迅速な対応
裁判のような煩雑な手続きが不要のため、「斡旋手続」・「裁定手続」の迅速な解決を図ります。

（3）相談・斡旋は無料
「相談業務」・「斡旋手続」のサポートは、無料です。 ※「裁定手続」は1万円

手数料

申請手数料	「相談手続」・「斡旋手続」：無料　「裁定手続」：10,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	当事者の要請による外部機関での原因究明等の費用は当事者負担

実施方法

事前相談	―		
実施日時	平日9:30～17:00／土・日・祝日及び年末年始等の当協会休日を除く		
手続実施者の構成	斡旋：カウンセラーまたは顧問弁護士　裁定：弁護士等3～5名		
解決までの標準期間	斡旋：約4か月　裁定：約6か月		
オンラインによる申込み	―		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	企業再建・承継コンサルタント協同組合
住所	東京都千代田区神田司町二丁目2番7号
名称	中小企業経営再建紛争解決センター（略称:企業再建ADR）

TEL：03-5296-2224
E-mail：crc-info@crc.gr.jp
URL：https://crc.gr.jp/service/reconstruction/

認証番号【150】
認証年月日 平成 29年 2月1 日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【事業再生分野】
本センターは，中小企業における債権債務の整理に関する紛争を取り扱います。
（中小企業と金融機関等との調整支援を中心に経営再建に関する紛争解決をいたします。）
【対応可能地域】
東京都と隣接する県に本店・支店（経営意思決定機能がある場合）がある中小企業。
但し、当該地域外でも本センターが指定する場所においてもセンター長が認めた場合は可能。

アピールポイント・解決事例等

相談課題＞
・債務者、債権者との金融支援協議がスムーズに進まない。
・サービサー、ノンバンク、リース会社等との金融調整も必要。
・第二会社方式でBAD部分の会社を残す場合。
・経営者保証ガイドラインで経営者を救済するための金融調整が必要。
・直ちに特定調停や特別清算が難しい案件。

解決策＞
中小企業の経営再建支援の経験が豊富な手続実施者(調停人)が債権者、債務者の調整支援（有料）を行います。手続実施者は弁護士以外に経営再建に必要な財務系専門家（公認会計士、税理士）、事業系専門家（中小企業診断士等）の国家資格登録者です。本センターでは利用者にとって簡易に、迅速に、確実に手続きを進めることに努めます。

手数料

申請手数料	330,000円（消費税込）
期日手数料	330,000円（消費税込）（1回当たり） 期日は3回以内の実施予定
成立手数料	1,100,000円（消費税込） ※債権額面500万円以内の場合，他規定あり。
その他	資料閲覧1,100円/1回、謄写11円/1枚、証明書 5,500円/1通（全て消費税込）

実施方法

事前相談	月から金曜日の10時から12時、13時から17時までです。 （祝祭日、年末年始、夏季休暇等を除く。）
実施日時	月から金曜日の10時から12時、13時から17時までです。 （祝祭日、年末年始、夏季休暇等を除く。）
手続実施者の構成	事業、財務等の専門家1名、弁護士1名の2名構成を原則とします。
解決までの標準期間	約1か月から3か月
オンラインによる申込み	本ページ名称欄 のE-maiあてにお申し込み可能です。
オンライン調停	オンライン（Web会議システム）による調停も可能です。

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人事業再生実務家協会
住所	東京都港区虎ノ門3丁目8番25号近鉄虎ノ門ビル10階
名称	一般社団法人事業再生実務家協会　ADR事業本部

TEL：（03）6402−3870
E-mail：adr@turnaround.jp
URL：https://turnaround.jp/adr/index.php

認証番号【162】
認証年月日　平成31年3月14日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】事業再生に関する紛争
【対応地域】日本国内すべて

アピールポイント・解決事例等

（アピールポイント）
優良な事業がありながら過剰債務が足かせとなり、健常な経営が営めない企業の問題を解決するため、法的手続に依らずに、金融債権者と債務者の合意に基づき、金融債務について猶予・減免等を行って再建を図る手続です。法的手続と違い秘密裡に行えるため、商取引を円滑に続けられること、第三者が公正性・衡平性を以て厳格な調査を行うため信頼性が高いこと、「つなぎ資金」の借入れができること、金融機関との調整が行えること、債務免除に伴う税制上の優遇措置があること、経営が債務の保証をしている場合に保証人の債務免除等も行えること、社債も対象債権に含むことができること、上場企業においては再生計画案により上場維持が認められることなど、多くのメリットがあります。
（解決事例）
【主な原因】外的要因の影響で国内需要が減少するなか、競合他社との競争が激化し売上が減少した上に過去の過剰債務が足かせとなり、事業の継続が困難となった事例や先細る収益事業の改善に着手せず、金融機関からの融資を受けるために、粉飾会計を行っていたことが発覚、実態は債務超過であった事例など。
【解決策】事業再生ADR手続で債務者企業と金融債権者との協議を開始、双方の意見を調整した再生計画を策定し複数の関連企業の見直し、生産・営業・販売・管理の統合や不採算事業を撤退するなど効率化を図り、金融機関には債務免除の支援を受けた事例、スポンサーの支援を得て、新会社に事業譲渡を行い、負債を旧社に残し、同社を清算した事例など。

手数料

申請手数料	審査料：550,000円（税込/一律）
期日手数料	業務委託金：2,200,000円～（税込/案件規模により変わります。詳細はご相談下さい）
成立手数料	業務委託中間金：2,200,000円～（税込/案件規模により変わります。詳細はご相談下さい）
その他	報酬金：4,400,000円～（税込／案件の規模等により変わります。詳細はご相談下さい。）

実施方法

事前相談	月～金／10：00～12：00、13：00～17：00　（祝日を除く）。		
実施日時	月～金／10：00～12：00、13：00～17：00　（祝日を除く）。		
手続実施者の構成	弁護士、公認会計士、コンサルタントにより構成。手続実施者登録弁護士43名、同公認会計士13名、同コンサル2名。		
解決までの標準期間	平均6か月程度		
オンラインによる申込み	事前相談で直接面談をしたのちのオンラインによる申請書類の提出も受付可。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

・手続時に「経営者保証に関するガイドライン」を利用する場合は、上記手数料の審査料を除く手数料合計の5％をいただきます。
・詳細は、「事業再生実務家協会　事業再生ADR」で検索していただくか、https://www.turnaround.jp/adr/index.php　をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本企業再建研究会
住所	東京都港区西新橋一丁目5番11号　第11東洋海事ビル9階
名称	事業承継ADRセンター

TEL：03-3591-7381
E-mail：info@kigyosaiken.or.jp
URL：https://www.kigyosaiken.or.jp/adr/

認証番号【113】
認証年月日　平成24年4月17日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【事業承継関係】中小企業の事業承継に関する法的紛争

全国の紛争を取扱い可能

アピールポイント・解決事例等

・当会は、日本経済の中枢を支える中小企業者の皆様を支援することを主たる目的として設立され、50年以上にわたって中小企業支援を中心に活動する弁護士が代表を務めています。
・当会には、中小企業者の皆様を支援するという代表者の志を共有する弁護士、税理士、公認会計士、司法書士、不動産鑑定士等の法務、税務、財務会計の専門家が多数所属しています。
・複雑な判断が必要とされる困難な事業承継に関する紛争につきましても、これら専門家の知識を結集し、解決を目指していきます。
【想定事例】
・相続などの類型（タテ承継）
中小企業等の経営者の相続や相続に関連して発生する親族間の紛争、親族と第三者（株主や従業員など）との間の紛争
・M&Aや事業譲渡などの類型（ヨコ承継）
中小企業等のM&Aや従業員への事業譲渡等による会社内部の株主間・取締役間の紛争

手数料

申請手数料	1万6500円（消費税込）
期日手数料	49万5000円（消費税込）　ただし、調停期日3回分の手数料
成立手数料	あり
その他	上記のほか、調停期日開始手数料、閲覧・謄写手数料等があります。

実施方法

事前相談	申立てを行う事が適切かどうか、どのような形で申立てたらよいか、について、「窓口相談」にて対応		
実施日時	月曜日から金曜日まで／午前9時から午後5時（祝祭日を除く。）		
手続実施者の構成	弁護士1名，公認会計士・税理士等1名による2名構成を原則		
解決までの標準期間	約6か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

・現実に紛争状態になっていなければならない、ということはありません。
・対立関係が強いと思われるような場合であっても、当会から申立てのご連絡を差し上げることを通じて、紛争解決がすすむきっかけとなる事もあります。

まずはご相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人　証券・金融商品あっせん相談センター
住所	東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号　第二証券会館
名称	**証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)**
	TEL：0120-64-5005
	E-mail： 認証番号【056】
	URL：https://www.finmac.or.jp/ 認証年月日 2010年1月22日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【紛争の分野】顧客と対象事業者との間の金融商品取引に関する紛争を取り扱います。
【対応可能地域】あっせんは全国50箇所(各都道府県庁所在地等)で行います。
(事務所以外で実施する場合は手続実施者が出張します。)

アピールポイント・解決事例等

【アピールポイント】
・株式、債券、投資信託、FX取引などの金融商品取引に関する専門の紛争解決機関として 金融庁から指定を受けています。
・専門的な知識を持った相談員が、公正・中立な立場でお話を伺います。
・あっせん(紛争解決のための話合い)は、金融商品取引に関する知識を有する弁護士 (あっせん委員)が公正・中立な立場で主宰します。
・相談、苦情は電話等で無料でお受けします。
・お受けした相談、苦情及びあっせんの内容は非公開ですので、プライバシー保護を遵守します。
【解決事例等】
・亡くなった父が買付けた投資信託を相続して、私が保有している。投資信託の商品性や仕組みを父が理解して買付けたとは思えないので、証券会社には苦情を伝えたが、相手証券から納得がいく回答がない。
・証券会社の担当者から投資信託の勧誘を受け、「いい商品だから」と勧められるままに買い付けた。しかし大きな損失が発生し、投資資金が半分くらいになってしまった。当該投資信託はリスクが高く仕組みが複雑であることが後から分かったが、勧誘時にはそのような説明がなかった。納得できないので証券会社に苦情を取り次いで欲しい。

手数料

申請手数料	損害賠償請求金額に応じて税込2,090円～52,360円(あっせん手続のみ)
期日手数料	原則1回当たり税込52,360円(金融機関のみ負担)
成立手数料	なし
その他	詳細についてはホームページをご覧ください。(https://www.finmac.or.jp/)

実施方法

事前相談	【無料の事前相談を必ず実施】 1. お電話の場合:フリーダイヤル0120-64-5005で承ります。 2. ファックスの場合:03-3669-9833で承ります。 3. ご相談フォームの場合:「https://www.finmac.or.jp/contact/soudan/」をご利用ください。 4. 郵送の場合:下記あてにお願いします。 〒103-0025　東京都中央区日本橋茅場町2－1－1 第二証券会館 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター		
実施日時	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時(振替休日を含む祝日及び12月31日～1月3日を除く。)		
手続実施者の構成	弁護士1名		
解決までの標準期間	4ヵ月以内(ただし事案による)		
オンラインによる申込み	相談、苦情の申出についてはホームページの相談フォームから申出が可能		
オンライン調停	○(対応)	特定和解	×(非対応)

その他特記事項等

・当センターではホームページに過去のあっせんの事例を豊富に掲載していますので参考にしてください。(https://www.finmac.or.jp/tokei-siryo/index_03/)
・上記のほか、広報誌「機関誌FINMAC」では様々なトピックを掲載していますので、こちらもぜひご覧ください。(https://www.finmac.or.jp/backno/#kikanshi)

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本共済協会
住所	東京都新宿区新宿五丁目5番3号　建成新宿ビル6階
名称	日本共済協会共済相談所
	TEL：03-5368-5757
	E-mail：　　認証番号【057】
	URL：https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html　　認証年月日　平成22年1月26日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【対象分野】共済契約に関する紛争
(1)～(7)いずれかの団体（その会員団体を含む。）との間で締結した共済契約に関する紛争が対象です。共済契約の成立や各種共済金（死亡共済金、後遺障害共済金、入院共済金、火災・自然災害共済金等）の支払等の案件となりますが、自動車共済・自賠責共済の賠償案件については取り扱いません。

(1) 全国共済農業協同組合連合会（JA共済連）
(2) 全国労働者共済生活協同組合連合会（こくみん共済 coop）
(3) 日本コープ共済生活協同組合連合会（コープ共済連）
(4) 全国共済水産業協同組合連合会（JF共水連）
(5) 全日本火災共済協同組合連合会（日火連）
(6) 全国トラック交通共済協同組合連合会（交協連）
(7) 全国自動車共済協同組合連合会（全自共）

【対応可能地域】
全国の紛争の取扱いが可能です。ただし審議等の対応は事業者の事務所（東京都）で行います。

アピールポイント・解決事例等

共済相談所では、日本共済協会の会員団体が実施する共済事業に関する相談や苦情をお受けするとともに、会員団体との間の紛争について中立・公正な立場から円滑な解決がはかられるよう支援を行っています。
【相談・苦情】日本共済協会の会員団体の共済事業に関する相談や苦情をお受けして、必要な助言等をさせていただくほか、相談等の内容に応じて関係団体窓口や適切な外部相談窓口を案内しています。
【苦情解決支援】会員団体に対する苦情の申出をいただくなかで、お互いに主張内容への理解が十分でないために解決が困難になっていると考えられる場合等については、会員団体に苦情内容およびその主旨を十分に伝えたうえで、事実関係の再確認や根拠等を明確にしたわかりやすい説明等の対応を求めることにより、当事者同士の話し合いによる解決を支援しています。
【紛争解決手続（ADR）】共済相談所は、法務大臣の認証を取得した「紛争解決機関」として、弁護士などで構成された中立・公正な第三者による審査委員会を設置し、契約関係者と会員団体との間の共済契約に関する紛争について、紛争解決手続（ADR）を実施しています。
【解決事例】
入院共済金の請求後、団体側が約款・事業規約に定める「入院の定義」に該当しないとして共済金支払否と判断されたことを不服として申立てがあった案件について、審査委員会は全入院期間のうち一定の期間は「入院の定義」に該当すると判断し、当事者双方に和解を提示したところ、双方とも受諾し、解決に至りました。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通信費や事情聴取に参加される場合の交通費等は利用者負担となります

実施方法

事前相談	電話による無料の事前相談を実施します。聴覚や言語に障がいをお持ちの方で、電話による相談が困難な場合については、文書による相談等をお受けいたします。		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時（祝日及び12月29日から1月３日までを除きます）		
手続実施者の構成	審査委員会委員長が審査委員会委員のうちから選任した3名の委員（うち1名以上を弁護士とします。）		
解決までの標準期間	原則4か月間		
オンラインによる申込み	利用できません		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
住所	東京都港区虎ノ門3-6-2 第二秋山ビル1F
名称	**コンビニエンスストア相談センター**
	TEL：代表：(03)5777-8701　相談受付：(03)6402-3155 E-mail：soudan@jfa-fc.or.jp　認証番号【170】 URL：https://www.jfa-fc.or.jp/particle/61.html　認証年月日 令和3年5月17日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

コンビニエンスストアにおけるフランチャイズ契約に関する紛争（日本国内限定）。

アピールポイント・解決事例等

フランチャイズ契約が継続中の契約者本人による相談について、まずフランチャイズ相談センターで無料相談を実施していただき、相談のみでは解決しない場合で、協議による解決の見込みがある場合に調停手続きをご案内します。

調停人としてフランチャイズ・システムに精通した弁護士及び学識経験者を選任し、和解の仲介をサポートし、原則的に1～3回以内での解決を目指します。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円（第2回目以降）
成立手数料	55,000円
その他	

実施方法

事前相談	フランチャイズ相談センターで無料相談を実施		
実施日時	木曜日　13:00～17:00（祝日及び年末年始等は除く）		
手続実施者の構成	弁護士1人及び学識経験者1人		
解決までの標準期間	約2ヵ月～6ヵ月		
オンラインによる申込み	当センターが認める場合のみ可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人　日本産業カウンセラー協会
住所	東京都港区新橋6-17-17　御成門センタービル6階
名称	ADRセンター
	TEL：03-3438-4568 E-mail：adr@counselor.or.jp　　認証番号【019】 URL：https://www.counselor.or.jp　　認証年月日 平成20年9月22日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

①【労働関係】個別労働関係紛争
②【家事関係】夫婦関係等男女間に関する紛争（離婚を含む）
※全国の紛争を取扱可能（現在オンライン調停対応の準備中）　調停手続は、東京・大阪・名古屋のいずれかのADRセンターにて行います。

アピールポイント・解決事例等

○当センターのADRは、わが国では数少ない「対話促進型ADR」の手法を採用しています。弁護士は同席せずに、お互いの話し合いを深めていく中で合意点を探ってゆきます。
○調停者は、カウンセラーであり、持ち味である傾聴力を活かし、円滑な対話の促進をします。労働関係では、特定社会保険労務士資格者、家事関係では、家庭裁判所調停委員経験者が対応します。
○話し合いの中で何らかの法律的な専門知識、解釈が求められる場合は、当センター契約の弁護士に助言を求められるような措置もとられています。
○オンライン調停は、現在準備中です。また、ADR調停料金も減額改定準備中です。
○解決事例としては、夫から夫婦関係修復を目指した申立がありましたが、双方の希望をじっくり傾聴し、別居は継続しつつも、婚姻費用の取り決めと約束事を取り決めることで双方納得いく解決が得られました。また、内縁関係の修復調整で、申立後、調停開始に向けて、当事者双方と頻繁に電話での調整をしましたが、結局、調停に至らず取下げになりました。その後、双方の話し合いが進展し、解決したとの申立人からの感謝の報告事例もありました。

手数料

申請手数料	27,000円（税込）含む1回目期日手数料
期日手数料	6,000円(税込）各自
成立手数料	規定は有りますが、柔軟に対応します。
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	受付は(月)～(金)午前9時～午後5時。　調停は土日夜間（午後8時迄）対応可		
手続実施者の構成	カウンセラー2名編成（特定社労士資格者または家庭裁判所調停委員経験者）		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

本部ADRｾﾝﾀｰ以外に、次の3か所にADRセンターを設置しています。
○東京支部ADRセンター　東京都渋谷区千駄ヶ谷4-3-12　菱化代々木ビル4階　TEL:03-6434-9130
○関西支部ADRセンター　大阪府大阪市中央区石町2-5-3　エル・おおさか南館3階 TEL:06-6809-3115
○中部支部ADRセンター　愛知県名古屋市東区東桜1-9-26　IKKO パーク栄ビル4階　TEL:052-618-7830

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鳥取県社会保険労務士会
住所	鳥取市富安一丁目152番地　SGビル4階
名称	**社労士会労働紛争解決センター鳥取**
	TEL：0857-26-0835 E-mail：info@sr-tottori.net　　認証番号【105】 URL：http://www.sr-tottori.net/adr/adr/index/　　認証年月日 平成23年9月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】
　労働条件、その他労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争
【対応可能地域】
　鳥取県内

アピールポイント・解決事例等

・斡旋は非公開で行います。まず、当事者の話を交互に聞いて助言を行います。必要に応じて、斡旋案を示して和解への合意を図り、早期解決を目指していきます。
・斡旋は、原則として月曜日から金曜日午前9時～午後5時ですが、当事者が希望する場合は、平日午後8時まで開催することも可能です。
・移動が困難等の事情がある場合は、斡旋員が当事者の住まいの地域に出向いて斡旋を行うことも可能です。できるだけ利用者の方の希望をお聞きして実施します。

手数料

申請手数料	11,000円(税込)。ただし、当分の間「不要」としています。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時（ただし祝祭日を除く）		
実施日時	月曜日～金曜日　午前9時～午後5時（午後8時まで延長可能）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士　2名、　弁護士　1名　　計3名		
解決までの標準期間	約1カ月程度		
オンラインによる申込み	対応検討中		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	北海道社会保険労務士会
住所	札幌市中央区南4条西11丁目1293番地13　サニー南四条ビル2階
名称	**社労士会労働紛争解決センター北海道**
	TEL：011-520-1951 E-mail：hsr-info@hokkaido-sr.or.jp　認証番号【067】 URL：https://www.hokkaido-sr.or.jp/counsel/dispute.html　認証年月日 平成22年4月5日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争（解雇・退職・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
※ 北海道のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

・ADR法に基づく法務大臣の認証と社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働紛争を「あっせん」という手続により、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。
・北海道社会保険労務士会で運営している総合労働相談所では、あっせん手続申立書作成の支援を行っております。お気軽にご相談ください。
【想定事例】
・身に覚えのない理由で解雇されたので、その解雇取消しを求める。
・上司の嫌がらせが原因で体調を崩し、退職せざるを得なくなったことに対し慰謝料を請求する。
・仕事について意見を述べたことに対して配置転換させられ、そのために退職せざるを得なくなったので、補償金を請求する。

手数料

申請手数料	無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	必要に応じて通訳及び翻訳、あっせん委員が出張したときの旅費等がある。

実施方法

事前相談	総合労働相談所での相談が可能		
実施日時	毎週水曜日及び毎月第2土曜日の10:00～20:00(原則)		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名による構成（原則）		
解決までの標準期間	約1か月		
オンラインによる申込み	不可（郵送による提出は可能）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

・WEBを使用したオンラインあっせんができます。（詳しくはお問い合わせください）
・使用者側からの申立て実績があります。
・幅広く労働問題に対応しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大阪土地家屋調査士会
住所	大阪市中央区北新町3番5号
名称	境界問題相談センターおおさか
	TEL：06-6942-8750
	E-mail：soudan@chosashi-osaka.jp　認証番号【006】
	URL：https://www.kyokai-osaka.jp/　認証年月日　平成19年12月17日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争

土地の境界に関する紛争及び土地境界が不明であることに起因する所有権の範囲に関する紛争
（不動産登記法上の筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争も含む。）

アピールポイント・解決事例等

・土地家屋調査士と弁護士の専門的知見を生かし、実情に合った柔軟な解決が可能です。

・簡易調停として、筆界特定後の筆界点に境界標の設置をし、和解契約書の作成ができます。

手数料

申請手数料	21,000円（第1回期日手数料を含む）
期日手数料	2回目以降期日手数料（原則双方負担）　1回につき21,000円
成立手数料	21万円（原則双方負担。事案により増減あり。簡易調停は無料）
その他	調査，測量，鑑定費用，閲覧・謄写手数料等

実施方法

事前相談	毎月第二水曜日　午後1時～4時		
実施日時	月～金／午前9時から午後5時まで（祝祭日を除く）		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名及び弁護士1名		
解決までの標準期間	約6か月間		
オンラインによる申込み	未実施		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

※オンライン調停及び特定和解については、規則変更準備中です。

【無料事前相談のご案内】
・土地家屋調査士による無料の事前相談を実施しております。
相談日時：毎月第二水曜日　午後1時～4時
相談場所：境界問題相談センターおおさか
完全事前予約制です。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	滋賀県土地家屋調査士会
住所	滋賀県大津市末広町7番5号
名称	**境界問題解決支援センター滋賀**

TEL：077-525-0923
E-mail：adr-shiga@shiga-kai.jp
URL：https://www.shiga-kai.jp/adr/index.html

認証番号【029】
認証年月日 平成21年5月19日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】 土地の境界に関する紛争

【対応可能地域】 主に滋賀県内

アピールポイント・解決事例等

当センターの調停委員は、土地の境界に関する調査判断能力、測量技術を兼ね備えた土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士が担当します。土地家屋調査士は日頃の業務においても土地所有者の皆様の土地に対する思い入れを理解し、その大切な土地のことでお隣同士もめごとになることがいかに大変かを実感しています。

調停では皆様のお気持ちを十分お聴きし、専門家としての意見も交えながら、最後は納得して話合いが終わることができるようお手伝いをさせていただいています。相手はどうせ来ないだろうという心配の声もありますが、電話、手紙、訪問説明で話合いへの参加を積極的に呼びかけています。

どうぞ、「裁判までは…」とお考えの方、難しい境界問題は一人で悩んでいても解決には向かいません。まずはセンターに御相談ください。

【解決事例】

・境界の認識が合致せず登記できずに困っていたが、現地調停などの手続が丁寧に進められた結果、認識の一致が見られ紛争解決。登記完了につながった。

・現地の状況と法務局公図が違っていたことが主な原因で争いになったが、「境界問題の解決」だけにとらわれない柔軟な方法に双方が納得し、解決が図られた。

手数料

申請手数料	11，000円
期日手数料	22，000円
成立手数料	110,000円　※調停期日が1～3回で成立した場合
その他	ただし手数料が無料の場合があります（期間限定）

実施方法

事前相談	法務局において弁護士との合同相談を実施		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時		
手続実施者の構成	土地家屋調査士1名　弁護士1名		
解決までの標準期間	約6か月間		
オンラインによる申込み	準備中		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

境界トラブルを専門家がサポート

境界　滋賀　検索

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本ハラスメント協会
住所	大阪市西区立売堀1-4-12 立売堀スクエアビル8F
名称	ハラスメントADRセンター
	TEL：06-6556-6413 E-mail：adr@jpn-harassment.or.jp　認証番号【174】 URL：https://harasumentt.jimdofree.com/　認証年月日 令和4年7月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【全国の職場におけるハラスメントに関する紛争】
ハラスメント種類：パワハラ・セクハラ・マタハラ・就活ハラスメント（就活セクハラ・オワハラ）
（ただし、就活ハラスメントについては、当該行為により被害を受けた現に就職活動中の学生及び当該行為を行った者が属する企業を双方の当事者とするものに限ります。）
・オンライン調停の場合、全国対応可能
・対面調停の場合、大阪府のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

・全国初、職場における「ハラスメント紛争」に特化したADRセンター。
・調停人はハラスメント専門家・村嵜要が担当。柔軟な話し合いで早期解決が可能。
・Web会議システム「Zoom」によるオンライン調停は全国対応可能。
・当センターを運営する日本ハラスメント協会は企業、官公庁、学校法人等のハラスメント外部相談窓口を受託していることから、小規模～大規模なハラスメント事案への対応事例を蓄積しています。

手数料

申請手数料	（申立人） 110,000円（税込）
期日手数料	（当事者） 各回11,000円（税込）
成立手数料	和解契約書に解決額として記載される経済的利益の額（別表により算出した額）
その他	不要

実施方法

事前相談	電話無料相談可（1回のみ30分まで）※申立を検討中の本人限定		
実施日時	月～金/午前10時～午後6時（土日・祝・年末年始休業日を除く）		
手続実施者の構成	ハラスメント専門家1名（ハラスメントに関する専門業務経験3年以上）		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

JHA
一般社団法人
日本ハラスメント協会
Japan harasument Association

認証ADR機関の基本情報

事業者名	東京都行政書士会
住所	東京都目黒区青葉台3－1－6　東京都行政書士会館4階
名称	行政書士ADRセンター東京

TEL：03-5489-7441
E-mail：
URL：https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/

認証番号【030】
認証年月日　平成21年5月25日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

・不動産の賃貸借契約（東京都内の居住用賃貸借に限る。）の敷金返還、原状回復に関する紛争を取り扱っています。・東京都内で発生した、又は東京都内に住む人が当事者のペット関係の紛争全般を広く扱っています。・一方当事者が外国人の労使関係の紛争を取り扱っています。職場や学校環境での外国人差別に関する紛争を取り扱っています。・自転車事故に関する紛争を取り扱っています。

アピールポイント・解決事例等

・当事者のご希望に応じて、土日祝日や夜間にも事前相談や調停を実施することが可能です。・当事者のご希望に応じて、オンライン調停を行うことが可能です。・事前相談は対面、電話、Zoomを利用して行うことが出来ます。・事前相談の予約申込はホームページから24時間いつでも可能です。・各分野に精通した行政書士（資格保有者など）が、調停人を務めます。・相談の電話対応、事前相談、手続管理もすべて、所定の研修を受けた行政書士が担当します。・費用の減免手続があります。・ペットの医療過誤、咬傷事故、譲渡トラブル、地域猫トラブルの調停を行い、合意に至っています。・原状回復費用の負担割合についての調停を行い、合意に至っています。・自転車と歩行者の交通事故についてのトラブルの調停を行い、合意に至っています。

手数料

申請手数料	3,600円
期日手数料	3,600円
成立手数料	不要
その他	要出張費用（実費）

実施方法

事前相談	面談、電話、Zoomを利用した無料の事前相談を実施		
実施日時	火、木、土曜日／10時～16時（この時間以外も相談によって対応可能）		
手続実施者の構成	行政書士1名		
解決までの標準期間	約3カ月		
オンラインによる申込み	ホームページから事前相談の申込が可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会
住所	東京都港区虎ノ門3-11-15　SVAXTTビル9階
名称	**不動産鑑定士調停センター**

TEL：03－3434－2304
E-mail：adr@fudousan-kanteishi.or.jp　　認証番号【076】
URL：https://www.fudousan-kanteishi.or.jp/cyoutei/　　認証年月日 平成22年8月25日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】不動産の価格に関する紛争
- 底地と借地の交換、買取に関するトラブル
- 地代及び家賃の値上げ、値下げに関するトラブル
- 借地している建物の売買、増築、改築、借地条件の変更に関する価格トラブル
- 借家している建物の売買金額、更新料、明渡し料に関するトラブル
- 担保不動産の任意売却価格に関するトラブル
- 土地や建物に関するトラブル
- 遺産相続、財産分与に関するトラブル

※全国の紛争を取扱い可能（オンライン調停又は手続実施者が出張いたします）

アピールポイント・解決事例等

・不動産の専門家である不動産鑑定士が主体となり、弁護士の協力を得て解決を目指します。
・不動産の価格に関する紛争でお困りでしたら、まずはメール、お電話で御相談ください。
・以下の紛争解決の実績があります。
①底地の買取に関する紛争
②ソーラーパネル敷設用敷地の地代に関する紛争
③遺産相続に伴う共有持分の買取に関する紛争

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	33,000円（税込）
成立手数料	不動産の時価相当額が3千万円未満の場合、時価相当額の0.65%＋130,000円（税別）
その他	上記のほか、必要に応じて出張費用、調査・鑑定費用等がかかります。

実施方法

事前相談	不動産鑑定士による無料の事前相談を実施		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時		
手続実施者の構成	不動産鑑定士2名、弁護士1名による3名構成		
解決までの標準期間	約2か月間		
オンラインによる申込み	可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

ADR（裁判外紛争解決）事業者
不動産鑑定士調停センター
（法務大臣認証第76号）

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本マンション管理士会連合会
住所	東京都文京区春日２－１３－１芳文堂ビル４階
名称	マンション紛争解決センター®

TEL：　03－5801－0869
E-mail：　adr-info@nikkanren.org
URL：https://www.nikkanren.org/service/mansion-adr.html

認証番号　【157】
認証年月日　平成30年8月24日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

□紛争の分野：マンション管理に関する紛争
マンション居住者（区分所有者、賃借人等）間、居住者と管理組合、管理組合と管理会社といった、マンションに関わりのある人や組織の間でのマンション管理に関する紛争を扱います。
□対応可能地域：全国対応が可能です（ADR実施者が出張します）。

アピールポイント・解決事例等

①国家資格者でマンション管理・運営のスペシャリストであるマンション管理士の中からさらにセンター主催の講習会を受講し試験に合格した者（以下、「ADR実施者」という。）が紛争解決に当たります。
②紛争当事者のご希望により、東京、大阪のセンター調停室以外の場所でマンションADR®を実施することも可能です。
③申し込み後、紛争の相手が応諾しなければ、申請手数料の半額から振込手数料を差し引いた額を返金します。
④令和5年4月改正のADR法による特定和解にも対応しています。

手数料

申請手数料	33,000円（税込み。申請者負担）
期日手数料	5,500円（税込み。期日ごとに、当事者双方がそれぞれ負担）
成立手数料	11,000円（税込み。当事者双方で負担割合を協議）
その他	手続実施者の出張（宿泊）費用は当事者の負担。

実施方法

事前相談	当センターで扱う範囲の紛争かどうか事前確認をします。		
実施日時	当事者と手続実施者の話し合いで決定します。		
手続実施者の構成	手続実施者2名体制を原則とします。		
解決までの標準期間	期日5回以内、3か月以内の解決を目指します。		
オンラインによる申込み	可能です。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

当センターは「対話促進型同席調停方式」を採用しています。
・「紛争解決後も当事者はマンションで共に暮らしていくこと」を考慮しています。
・そのため、手続実施者が解決策を提示するのではなく、あくまで当事者間の話し合いにより、自らが解決策を見い出し、お互いに納得することを目指しています。
・手続実施者は、円滑な話し合いの場を提供し、建設的で協調できる解決を導くナビゲーターとして、当事者間の対話の促進を支援します。
なお、申請後、調停が円滑に開始できるように、当事者双方に助言・対応します。
詳しくはQR

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人日本不動産仲裁機構
住所	東京都中央区日本橋堀留町1−11−5　日本橋吉泉ビル2F
名称	日本不動産仲裁機構ADRセンター
	TEL：(03)3524−8013 E-mail：info@jha-adr.org　認証番号【151】 URL：　認証年月日 平成29年3月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1　不動産の取引に関する紛争
2　不動産の管理に関する紛争
3　不動産の施工に関する紛争
4　不動産の相続その他の承継に関する紛争
※手続きはすべて全国対応が可能です

アピールポイント・解決事例等

・不動産に関する広範囲（取引、管理、施工、相続その他承継）なトラブルに対応しています
・手続実施者は不動産に関する専門資格保有者であり、弁護士助言のもと、和解に向けた話合いの手続きを進めます
・話合いの場所や日時は、手続実施者が当事者の希望を伺って調整します
・話合いは直接対面式の他、ウェブ会議システム等で行うことができます
・相手方が話合いに応じない場合には申立手数料の半額が返還されます

【当機構に寄せられるトラブルのご相談事例】
・売買（又は賃貸）契約における契約不適合責任に関するトラブル　・住宅施工に関するトラブル　・立ち退き、明け渡しに関する相談　・家賃等の増減額交渉　・住宅ローン関するトラブル　・サブリースに関連する契約トラブル　・リフォームに関するトラブル　・相続不動産に関する相談　・騒音などによる隣人トラブル　・家賃滞納のトラブル

手数料

申請手数料	11，000円（税込）申立人負担
期日手数料	11，000円（税込）原則として，当事者双方が半額ずつ負担
成立手数料	11，000円（税込）より。解決額（和解契約書に記載された当事者が他方に対して給付すべき価額の合計額）により異なります。 原則として，当事者双方に半額ずつ負担していただきます。
その他	手続実施者出張の場合は出張費用

実施方法

事前相談	無料の事前相談受付用のメールフォームを設置しています。		
実施日時	原則として月～金/午前10時～午後5時（祝祭日・年末年始休業日を除く）		
手続実施者の構成	原則として機構に登録された調停人候補者名簿から1名を選任		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般財団法人 日本自転車普及協会
住所	東京都品川区上大崎3丁目3番1号　自転車総合ビル4F
名称	自転車ADRセンター

TEL：03－4334－7959（月・木 10:00～16:00）
E-mail：jitensha_adr@jifu.jp
URL：https://www.bpaj.or.jp/adr/

認証番号【123】
認証年月日 平成25年2月21日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】自転車事故に関する紛争（自転車同士の事故・自転車と歩行者の事故）
【対応可能地域】東京都及び隣接する県について対応可能

アピールポイント・解決事例等

・自転車事故を専門に取り扱っています。
・面談は、無料で行っています。（要予約）
・調停委員は、弁護士(3名)が担当しています。
・期日手数料は、無料です。

【解決事例】
・自転車と歩行者の事故において、相手から一方的に請求された金額に納得ができなかったが、話し合いを重ね、和解合意に至っています。
・自転車同士の事故において、過失割合に争いがあったが、話し合いにより、和解合意に至っています。

手数料

申請手数料	5，500円(税込)
期日手数料	なし
成立手数料	経済的利益の額により決定する
その他	鑑定料(事故鑑定が必要な場合)など

実施方法

事前相談	不実施		
実施日時	電話受付　月・木／午前10時～午後4時(年末年始を除く)		
手続実施者の構成	弁護士3名		
解決までの標準期間	約3ヶ月～約6ヶ月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

自転車ADRセンター

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人　Actellus（アクテラス）
住所	福岡県福岡市東区和白3丁目9番22－205号
名称	**ファミリー調停センター　Actellus(アクテラス)**

TEL：（080）1732－1967
E-mail：info@actellus.or.jp
URL：https://actellus.or.jp

認証番号【177】
認証年月日 令和4年12月12日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

・婚姻関係の維持または解消に関する紛争(離婚・別居・修復)
（夫婦関係の調整、財産分与や婚姻費用等の経済紛争を含む）
・子の養育に関する紛争（親権、監護、共同親権、共同養育、養育費、面会交流）
・親子関係に関する紛争　・遺産相続に関する紛争　・内縁関係に関する紛争

＊対応可能地域：全国（オンラインが基本ですが、福岡市内・近郊においては対面可能です）

アピールポイント・解決事例等

Actellus(アクテラス)では、家庭裁判所調停委員（10年以上の実績）やカウンセラーとして経験豊富なスタッフが、カウンセリングや調停(話し合いや取り決めのお手伝い)を行います。丁寧にお話をうかがい、法律的な面と心理的な面、両面から、家族に関する問題の解決をサポートいたします。

＜ご相談例＞
・離婚したいが、夫が応じるかどうか分からない。夫が怖くて話ができない。
・妻が離婚を望んでいるが、子どものことを考えると悩ましい。共同親権の施行まで離婚を待つか、離婚しても一緒に子育てをする、共同養育を行えるようにしたい。
・妻が子を連れて出て行った。今後について話し合いたいが、直接話をするのは難しい。
・夫婦の間で離婚の話が出ているが、養育費や財産分与などお金の話になると揉めてしまい、話し合いが進まない。
・夫婦関係がうまくいかない。離婚を考える前に修復改善の道を探したい。もめる原因となった生活費のことなど話し合って、取り決めておきたい。
・妻子と別居中、子どもと会う頻度が減っている。一定の面会交流の頻度を確保したい。
・遺産相続で揉めている。（長女は父の遺産分割を進めたいが、兄弟が協力しない）

手数料

申請手数料	11,000円（当事者双方負担）（消費税込）
期日手数料	11,000円／回（当事者双方が11,000円ずつ負担）（消費税込）
成立手数料	22,000円（消費税込）＋別表の基準により算出した額
その他	手続実施者が出張対応する場合は、別途出張費用

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施		
実施日時	月～土／午前9時～午後9時		
手続実施者の構成	家事調停委員経験者　弁護士　司法書士　家庭裁判所調査官経験者		
解決までの標準期間	3ヶ月		
オンラインによる申込み	可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

話しませんか。見つけませんか。明日への道しるべ
Actellus

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人オンネリ
住所	東京都立川市曙町1－25－12オリンピック曙町ビル7階あけぼの綜合法律事務所内
名称	**一般社団法人オンネリADRセンター**
	TEL：
	E-mail： 認証番号【179】
	URL：https://www.onnelli.net/blank-3 認証年月日　令和6年1月22日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1　紛争の分野

〇婚姻関係の維持又は解消に関する紛争（養育費、財産分与及び婚姻費用等の経済的紛争を含む。）及び親権者指定及び子の監護（監護者の指定、子の引渡し及び面会交流等）に関する紛争

〇相続に関する紛争

〇親族間における親等の財産の管理に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

手続実施者は、家事事件の取り扱い経験豊富な弁護士もしくは家事調停員の経験者です。
オンラインを使って、全国からご利用いただけます。
土日祝日、平日夜間も対応可能です。
ADR利用前の事前相談に対応しています。
カウンセラーとの連携あり。
合意に向けた対話的な話し合いを通して、離婚後の子どもの生活、それぞれの家庭の生活を見通し、勝ち負けではなく双方のニーズを満たす合意成立を目指します。
養育費のみ、もしくは面会交流のみの話し合いを早期に、短期間で解決するための「ちょこっとADR」サービスを実施しています（試行）。

手数料

申請手数料	各10000円
期日手数料	各15000円（1期日90分まで）
成立手数料	各10000円
その他	受理面談（プレADR）5000円

実施方法

事前相談	申込み前に手続の内容や事案に応じた手続選択について事前相談を受けることができます。オンラインで実施します。		
実施日時	原則、木曜日から日曜日までの午前9時から午後8時まで（祝日、年末年始、センターが指定する日を除く。）		
手続実施者の構成	弁護士、家裁調停委員経験者		
解決までの標準期間	2～4カ月（「ちょこっとADR」は1カ月）		
オンラインによる申込み	オンライン申込可能		
オンライン調停	〇（対応）	特定和解	〇（対応）

その他特記事項等

一般社団法人
オンネリ

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人　びじっと・離婚と子ども問題支援センター
住所	神奈川県横浜市中区尾上町6丁目86番1号
名称	ADRくりあ
	TEL：045-263-6565 E-mail：visit.clear@gmail.com　　認証番号【167】 URL：https://npo-visit.net/adrclear2　　認証年月日 令和2年4月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【取扱分野】子どものための合意形成支援をします。
親子交流（面会交流）、共同養育計画書の作成、養育費、その他家族関係調整（金銭に関することも含む）等の合意形成を取り扱います。
【対応地域】全国および海外在住の対応可能（zoomによるオンライン調停）

アピールポイント・解決事例等

①親子交流（面会交流）調停に強み
親子交流に知見の深い弁護士と、豊富な経験を有する親子交流支援者が、安心できる親子交流を念頭に、親子交流事案、離婚事案の合意形成を支援します。
②共同養育計画書
親子交流の現場をよく知る支援者と弁護士のサポートを得ながら、共同養育計画書を作成することができます。
③全国対応
Zoomによるオンライン調停なので、全国どこからでも、海外在住の方でも、利用できます。

手数料

申請手数料	11,000円（双方）　（会員は半額です）
期日手数料	11,000円（双方）
成立手数料	16,500円（双方）
その他	（双方）支援連携プラン3,300円、（任意）事前相談60分　一般9,900円・会員6,600円

実施方法

事前相談	オンライン（zoom）		
実施日時	平日、土日祝日、開始時刻8:00～20:00		
手続実施者の構成	弁護士、親子交流支援者、から2名構成		
解決までの標準期間	3か月		
オンラインによる申込み	googleフォームで申込み		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

●18年に渡り培ってきた親子交流支援の専門的知識と親子交流現場の実務経験を十分に活かし子どものための合意形成を支援します。
●平日土日祝昼夜の調停が可能なので、働くお父さん、お母さんにも利用しやすい形態です。
●相手方へ住所秘匿したままでの調停が可能です。管轄はありません。
●どう解決していいかわからない、という場合はまず「相談」をご利用ください。

認証ＡＤＲ機関の基本情報

事業者名	一般社団法人りむすび		
住所	東京都渋谷区神宮前6–23–4 桑野ビル2階		
名称	りむすびADRセンター		
TEL：	050-3442-5797		
E-mail：	rimusubi@gmail.com	認証番号	【172】
URL：	http://www.rimusubi.com	認証年月日	2022年　3月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【家族関係】別居離婚再婚に伴う親権、子の監護、親子交流、養育費、財産分与に関する紛争を取り扱います。
ODR（オンライン調停）対応可能、全国対応可能、土日祝対応可能、夜間対応可能
ADR前に個別カウンセリング、ペアカウンセリングの実施可能

アピールポイント・解決事例等

■ 夫婦から父母へ～感情を整理しながら条件決め

弁護士とカウンセラー二人体制の調停人が夫婦の仲裁に入り、わだかまりを解消しながら条件を決めていくことにより、不要な争いにならないよう円滑な協議を進行し、離婚後親同士の関係を築けるようサポートします。

■ 子どもの気持ちを真ん中においた話し合いの場づくり

子どもがいるご家庭では離婚しても親同士の関係は続きます。親権、親子交流・養育費・財産分与などについて、争わずに話し合い、子どもが両親から愛情を受け続けられるように取り決めをサポートします。

■ 離婚後の子育て共同養育のケース事例多数

父母の関係性や親子交流の頻度に応じて様々な共同養育のケースをご紹介しながら、各ご家庭に適した養育方法をご紹介し離婚後も伴走します。

手数料

申請手数料	22,000円（申立人と相手方が調停手続きの利用に合意している場合は11,000円減額）
期日手数料	双方33,000円／回 90分
成立手数料	双方44,000円
その他	閲覧謄写手数料8,800円／件、対面調停の場合は出張費交通費、郵送料

実施方法

事前相談	申込前にADRの説明（無料、個別カウンセリング（有料）を受けられる		
実施日時	毎日9時～18時。調整によって21時までも可		
手続実施者の構成	弁護士1名、カウンセラー1名		
解決までの標準期間	３ヶ月		
オンラインによる申込み	可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

【りむすび公式HP】
個別相談、親子交流支援
共同養育のお悩み相談

【無料オンライン相談会】
LINEでご案内しますので
ぜひご登録ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人家庭問題情報センター
住所	東京都豊島区西池袋二丁目29番19号池袋KTビル10階
名称	東京ファミリー相談室

TEL：(03)3971-3741
E-mail：fpic@nyc.odn.ne.jp
URL：http//www1.odn.ne.jp/fpic

認証番号【027】
認証年月日 平成21年 4月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【家族関係】婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護（養育費、面会交流など）に関する紛争を取り扱います。
対応可能地域首都圏（オンライン調停では遠隔地の当事者も対応可能です。）

アピールポイント・解決事例等

【アピールポイント】
1．元裁判官、元家庭裁判所調査官、元家事調停委員、弁護士など長年家事調停に携わってきた専門家が調停人となり、当事者間で適切な合意ができるよう中立の立場で対話を進めます。
2．日曜、休日、夜間を含め、当事者の希望に沿った日時、時間帯での実施に可能な限り応じます。
3．調停期日5回又は3か月以内の早期解決に努めます。
4．訴訟費用に比べ、経済的負担が少なくてすみます。
5．調停手続は非公開です。
6．申込前の事前相談は無料で行います。
【解決事例】
1．面会時の別居親の発言から途絶えてしまった面会交流について、調停の結果、新たなルールを定めて再開を合意
2．当初、申込人は離婚と慰謝料、財産分与を主張したが、調停の結果、将来の円満同居を目指すとして別居と婚姻費用で合意成立
3．共同親権が可能となるまで、離婚と暫定的な親権者、養育費、財産分与について定め、双方が共同親権への変更に協力する旨の合意成立

手数料

申請手数料	申込時双方各3，000円
期日手数料	期日ごとに双方各10，000円
成立手数料	不要
その他	申込前事前面談は無料。終了後の文書作成料は1通5，000円

実施方法

事前相談	電話又はメールでの事前相談を経て、必要に応じ面談を行います。		
実施日時	受付：月～金10:00～17:00。実施：夏・冬季休業日を除き要望に応じます。		
手続実施者の構成	前記資格を有する調停人候補者名簿から原則男女各1名を指名します。		
解決までの標準期間	調停期日5回又は3か月以内の解決に努めます。		
オンラインによる申込み	メールでの申込みも可能です。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	小泉　道子
住所	東京都港区西新橋1丁目21－8　弁護士ビル402
名称	家族のためのADRセンター

TEL：03-6883-6177
E-mail：info@adr-family.com　　認証番号【153】
URL：https://rikon-terrace.com/　　認証年月日　平成29年12月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】
①夫婦関係等の関する紛争（離婚など）　②相続　③親族間のもめごと　④内縁関係等男女間のもめごと　⑤LGBTQ等パートナーとのもめごと
【対応可能地域】
全国（zoom等のオンライン利用及び調停者の出張により対応）

アピールポイント・解決事例等

・平日夜間や土曜日も利用可
・zoomを利用してのオンライン調停が可能
・家庭問題のスペシャリストが集結しての質の高い調停を提供
・早期解決
・取扱件数多数（親族関係調停取扱件数全国トップクラス）
・ADR成立後の公正証書に関するサポートも提供
＜解決事例＞
・夫婦関係修復／別居条件（婚姻費用や面会交流）／離婚条件（親権、養育費、財産分与、慰謝料、面会交流（離婚後の養育計画）、年金分割等）
・兄弟姉妹間での親の介護に関するトラブル
・遺産分割協議（生前贈与の有無・寄与分の有無・遺産の分け方等）
・不貞相手に対する慰謝料請求

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	16,500円～33,000円
その他	

実施方法

事前相談	カウンセリング有（有料、任意）		
実施日時	平日及び土日の9時～20時		
手続実施者の構成	弁護士、家事調停員、元家庭裁判所調査官		
解決までの標準期間	3か月		
オンラインによる申込み	申込フォームより送信		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

ホームページはこちらから→

認証ADR機関の基本情報

事業者名	築城由佳
住所	大阪市福島区福島7-14-19-4階（社会保険労務士法人A&Pついき事務所内）
名称	ハッピーシェアリングADRセンター
	TEL： E-mail：info@happysharing.net　　認証番号【178】 URL：　　認証年月日　令和5年2月13日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○婚姻関係の維持又は解消に関する紛争（養育費、財産分与及び婚姻費用等の経済的紛争を含む。）
○子の監護（監護者の指定、子の引渡し、親権者指定及び面会交流等）に関する紛争
○対応可能地域は全国

アピールポイント・解決事例等

○オンライン調停（ZOOM利用）対応可能
○同席調停が原則
○全国対応可能

手数料

申請手数料	11,000円（税込み）/人
期日手数料	11,000円（税込み）/人
成立手数料	33,000円（税込み）
その他	

実施方法

事前相談	あり		
実施日時	毎週月曜日から土曜日までの午前9時から午後8時まで(祝日、年末年始、センターが指定する日は		
手続実施者の構成	センター職員であって次のいずれかの資格又は経験を有する者。 (1) 第一調停者 ア 家庭裁判所調査官として5年以上の勤務実績を有する者 イ 家事調停委員として5年以上の勤務実績を有する者 ウ 弁護士 (2) 第二調停者 ア 家族問題のカウンセラーとして5年以上の援助実績を有する者		
解決までの標準期間	1カ月半		
オンラインによる申込み	対応可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
住所	〒102-0093 東京都千代田区平河町2-4-13 ノーブルコート平河町　403
名称	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
	TEL：03-6812-9257 E-mail：info@jsaa.jp　　認証番号【001】 URL：https://www.jsaa.jp/sportsrule/mediation/index.html　認証年月日 平成21年9月4日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【スポーツ関係】スポーツに関する紛争、全国対応可能

アピールポイント・解決事例等

・当機構は、平成19年の認証取得以降、調停事案の手続きが開始した事案の総数は22件、その内和解成立件数は8件あります。また、相談事案等を含めたスポーツ紛争（仲裁案件を含む）の総取扱事案数は約1400件に上り、経験・実績が豊富です。
・紛争内容に応じ、経験豊富なスポーツ紛争の専門家（弁護士・大学の法学関係教授等）である調停人の協力を得て解決を目指しています。
・当機構は、調停の手続に必要な費用の支援を行うために、手続費用支援に関する規則を定めており、当事者からの支援要請に基づき審査をし、その結果当機構が手続費用支援を可と認めた場合は、一事案一当事者につき、最大で30万円（税別）の支援金の支給を受けることが可能です。

解決事例
・移籍に関する競技者・チーム間の紛争　・解雇に関する競技者・チーム間の紛争
・大会参加に関する競技者・競技団体間の紛争
・団体の運営改善に関する競技者親族・競技団体間の紛争　等

手数料

申請手数料	調停申立料金25,714円　調停応諾料金25,714円
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	調停人・事務局職員の交通費等、調停期日の会場費等がかかる場合があります。

実施方法

事前相談	電話・メール・HP掲載の相談フォーム等		
実施日時	月～金（祝日は除く）10:00～17:00		
手続実施者の構成	1名構成を原則とする。		
解決までの標準期間	約3.5か月		
オンラインによる申込み	可能（Eメール）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	電力広域的運営推進機関
住所	東京都江東区豊洲6－2－15
名称	電力広域的運営推進機関

TEL：(0570)044-777
E-mail：funsokaiketsu-o@occto.or.jp
URL：https://www.occto.or.jp/contact/contact.html

認証番号【141】
認証年月日 平成27年8月26日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【エネルギー関係】
電力系統の利用に関する紛争。
送配電等業務に関する電気供給事業者（電気を供給する事業を営む者）間の紛争を扱います。 全国対応可能（東京の事務所にて、ご相談対応いたします）

アピールポイント・解決事例等

・電気供給事業者さまからの送配電等に係る業務に関するご相談について主に技術面を専門に取り扱っています。

・電気事業関連の制度や専門的な技術に関する内容について、ご希望に沿って適切な説明を行う等、丁寧に対応しています。

【相談事例】
・系統アクセスに必要な工事費負担金または工期に関する案件
・系統連系に必要な設備や条件に関する案件
・連系後に必要となる運用の条件に関する案件

手数料

申請手数料	（あっせん）22,000円（税込）、（調停）220,000円（税込）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	旅費、交通費等は自費でお願いします。

実施方法

事前相談	相談窓口へお問合せ下さい。		
実施日時	月～金／午前9時～12時、13時～17時40分		
手続実施者の構成	電気工学、経済学、法学等の専門家及び弁護士等		
解決までの標準期間	3～6か月		
オンラインによる申込み	メールにより申し込みを受け付けています。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

電力広域的運営推進機関では3つの目的の実現に向け、取り組んでいます。
①電力の安定供給の確保
②電気料金の最大限の抑制
③電気利用の選択肢や企業機会の拡大

電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of Transmission Operators,JAPAN
OCCTO

認証ADR機関の基本情報

事業者名	札幌司法書士会
住所	北海道札幌市中央区南1条東1丁目3番地　パークイースト札幌2階
名称	**札幌司法書士会ADRセンター**
	TEL：011-272-0090 E-mail：jimukyoku@sapporo-shiho.or.jp　　認証番号【101】 URL：https://sapporo-shiho.or.jp/consult/adr.html　　認証年月日 平成23年6月29日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～ 賃貸借関係、貸金・債務関係、不動産関係、不法行為関係を中心に法的紛争を広く扱います。
対応可能地域は要相談

アピールポイント・解決事例等

・パートナー司法書士による手続相談を受けることができます。
・パートナー司法書士とは、紛争解決手続を御利用いただくに当たり必要な手続についての相談や説明、センターとの連絡調整等、当事者の方に対する各種の支援を担当する者です。
・御希望に応じて、紛争の目的の価格が140万円以下の民事に関する紛争についての法律相談をパートナー司法書士に依頼することができます。

手数料

申請手数料	金3,300円（税込）
期日手数料	各期日ごとに金11,000円（税込）。ただし、当事者の一方が欠席した状態で開催された期日につき出席当事者が金5,500円（税込）
成立手数料	金33,000円（税込）
その他	閲覧・謄写手数料　33円（税込）／枚、証明書の交付　1,100円（税込）

実施方法

事前相談	可		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時（原則）（年末年始、祝祭日を除く。） ただし、紛争解決手続の実施期日の開催については上記以外でも開催可能（要相談）		
手続実施者の構成	司法書士1名以上		
解決までの標準期間	3か月～6か月程度		
オンラインによる申込み	可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

両当事者それぞれにパートナー司法書士を選任しての
手厚いエンパワメントが特徴です！

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	北海道札幌市中央区北1条西10丁目　札幌弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 北海道支所
	TEL：(011)251－7730 E-mail： URL：https://www.ip-adr.gr.jp/business/mediation/ https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/
	認証番号【119】 認証年月日　平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、北海道支所以外にも、東京本部、関西支部、名古屋支部、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※申請人のみ負担
期日手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料148,500円／仲裁判断書作成手数料220,000円 ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施（有料）		
実施日時	月曜日から金曜日（祝祭日を除く）午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	対応		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	北海道行政書士会
住所	北海道札幌市中央区北一条西10丁目1番6　北海道行政書士会館
名称	**行政書士会北海道ADRセンター**

TEL：011-221-1221（代表）
E-mail：gyosei@mrd.biglobe.ne.jp
URL：https://www.do-gyosei.or.jp

認証番号【126】
認証年月日 平成25年5月25日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】
1　敷金返還等に関する紛争
　札幌管内に所在する居住用建物の賃貸借契約に係る敷金返還及び原状回復に関する紛争
2　外国人の方の職場環境等に関する紛争
　（当事者の一方が外国人であるもので、かつ当事者の国民性、習慣、宗教又は文化等の違いに起因するものに限る）
(1)札幌管内に設置する事業所に就労する者同士及び札幌管内に事業所を設置する企業等と当該企業等に就労する外国人との間の労働環境、職場環境に関する紛争
(2)札幌管内に設置された学校に就学する者同士及び札幌管内に学校を設置する者と当該学校に就学する外国人との間の教育環境に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

２年間の養成研修を修了した二人の行政書士調停人が、当事者間の対話を促進することで紛争の背後にある動機から相互理解を図り、紛争の解決を目指します。さらに、弁護士調停人が同席することで、当事者の法的疑問にも即座に対応できる体制をとっています。

【解決事例】
・賃貸アパート退去に伴う原状回復費用の請求額及びその項目をめぐる紛争
・賃貸人の感情的な対応を契機とした戸建住宅退去に伴う原状回復費用減額をめぐる紛争
・確約した賃貸アパート退去に伴う原状回復費用の分割払についての不履行をめぐる紛争

手数料

申請手数料	5,000円（税込）
期日手数料	第1回目：5,000円（税込） 第2回目以降：調停ごとに、申込人、相手方がそれぞれ2,500円（税込）を納付
成立手数料	なし
その他	出張の場合の日当・交通費・宿泊費、外国語通訳人の報酬は別途請求

実施方法

事前相談	平日午前9時～午後5時（年末年始・夏季休暇・祝日・休日を除く）		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時（この時間以外も応相談、年末年始・夏季休暇・祝日・休日を除く）		
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名による3名構成		
解決までの標準期間	申込受付から2か月以内		
オンラインによる申込み	不可（規定なし）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

令和3年度～令和5年度取扱件数
受理件数　2件
終了件数　2件
うち和解成立　0件
　相手方の不応諾　1件
　その他（不調）　1件

マスコットキャラクター

北海道行政書士会ホームページ

認証ADR機関の基本情報

事業者名	札幌土地家屋調査士会
住所	札幌市中央区南4条西6丁目晴ればれビル
名称	さっぽろ境界問題解決センター
	TEL：011-281-8711 E-mail：sta@mbr.nifty.com　認証番号【125】 URL：http://www.saccho.com/boundary_survey/sapporo_center.html　認証年月日 平成25年3月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

相隣関係 【土地境界線】
札幌法務局若しくはその支局又は出張所の管轄する区域内の土地の土地境界線の紛争

アピールポイント・解決事例等

・境界の専門家である 土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働して、紛争当事者の間に立ち、専門家の立場から境界問題の調査、整理をしてお互いに納得いく方法での解決をお手伝いします。
・法務局の筆界特定制度で登記された土地の範囲「筆界」と所有者の権利が及ぶ範囲「所有権界」が一致しない場合の当事者間の話し合いのお手伝をいします。

手数料

申請手数料	20，000円（消費税別）
期日手数料	10，000円（申立人及び相手方負担）（消費税別）
成立手数料	最低額は200，000円（消費税別），最高額は500，000円（消費税別）
その他	上記の他、基本調査費用、測量・鑑定費用、旅費等、閲覧・謄写手数料等がある

実施方法

事前相談	面談による有料の事前相談を実施		
実施日時	月～金/午前10時～午後5時		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	×（非対応）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

遠慮なく「さっぽろ境界問題解決センター」にご相談ください。
境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して専門家の立場から皆さまのご相談に応じ、公正、迅速、円満な形でトラブルの解決を目指すようお手伝い致します。
まずはお電話ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	青森県司法書士会		
住所	青森県青森市長島三丁目5番16号		
名称	青森県司法書士会調停センター「まる～く」		
	TEL：017－776－8398		
	E-mail：	認証番号	【146】
	URL：https://www.aomori-shihoshoshi.or.jp/maru/	認証年月日	平成28年4月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野
・【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
対応可能地域
・青森県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

1．青森県内で初めて法務大臣の認証を得た裁判外紛争解決手続の民間紛争事業者です。
2．裁判をするほどの紛争ではなく、紛争を話合いで解決したい方にとって最適な手続です。
3．認定司法書士が公平・中立な立場で手続実施者となって当事者の聞き，話合いのお手伝いをします。
4．2025年３月31日までは申込手数料、期日手数料及び合意成立手数料が無料です。
5．相談が必要な場合は、青森県司法書士会総合相談センターの無料相談を利用できます。

【想定事例】
・金銭の貸し借りのトラブル，未払家賃の請求，隣地への雪の問題等

手数料

申請手数料	11,000円（ただし、2025年3月31日までは無料とする予定です。）
期日手数料	11,000円（ただし、2025年3月31日までは無料とする予定です。）
成立手数料	33,000円（ただし、2025年3月31日までは無料とする予定です。）
その他	上記のほか，閲覧・謄写費用，証明書発行費用等があります。

実施方法

事前相談	可		
実施日時	月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで（祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日までの日をいう。）並びに8月13日から8月16日までを除く）		
手続実施者の構成	原則として司法書士2名		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	青森県社会保険労務士会
住所	青森県青森市本町5丁目5－6
名称	**社労士会労働紛争解決センター青森**
	TEL：017－773－5179 E-mail：jimukyoku@sr-aomori.info　　認証番号【156】 URL：https://www.sr-aomori.info/soudan01sougou.html　　認証年月日 平成30年6月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働条件その他労働問題に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争
原則として青森県内のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

事業主と労働者の間の労働条件その他労働関係の紛争を解決したいときは、「社労士会労働紛争解決センター青森」をご利用ください。個別労働紛争解決の専門資格である特定社会保険労務士や弁護士など労働社会保険関係法令に精通する専門家があっせん委員となって、和解に導くお手伝いをいたします。

手数料

申請手数料	1，100円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合などの費用

実施方法

事前相談	面談等による事前相談を実施		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時（8/13～16、12/29～1/3、祝日を除く）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士、弁護士等2名以上選任（事案により1名の場合有）		
解決までの標準期間	約1か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岩手県社会保険労務士会
住所	岩手県盛岡市山王町1－1
名称	**社労士会労働紛争解決センター岩手**
	TEL：019-651-2373 E-mail：　認証番号【130】 URL：https://www.iwate-sr.jp/jigyounushi_roudousha/funsou　認証年月日 平成25年11月28日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争　（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
【対応可能地域】岩手県内

アピールポイント・解決事例等

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速に解決（和解の仲介）を目指します。

手数料

申請手数料	3,000円（税別）　ただし、令和7年8月31日まで無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	手続きに要する費用や、あっせん委員が出張した場合の旅費等が発生した場合には、実費を請求します。

実施方法

事前相談	対応していません		
実施日時	原則として、毎月第2金曜日及び第2土曜日午後1時～午後5時		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士又は弁護士の資格を有するあっせん員2名		
解決までの標準期間	約1ヶ月		
オンラインによる申込み	HPからの申込に対応しています		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮城県司法書士会
住所	宮城県仙台市青葉区春日町8番1号
名称	**宮城県司法書士会調停センター**

TEL：022-263-6755
E-mail：slmyg@miyashikai.jp
URL：https://miyashikai.jp/choutei/

認証番号【042】
認証年月日 平成21年9月14日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】 紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争（司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争）
不動産関係、労使関係、相隣関係、商品・サービスの販売関係を中心に法的紛争を広く扱います。
※ 宮城県のみ対応可能です。

アピールポイント・解決事例等

大家と賃借人との間の賃貸借トラブルや、知り合いとの間の金銭貸借など、トラブルの相手方との人間関係を壊すことなく問題解決を図りたい場合などに御利用いただけると幸いです。□
調停の実施日時は、原則、平日午前10時から午後5時ですが、センターと当事者の合意により、それ以外の日時にも行うことができます。□
ぜひ気軽に御相談ください。□

【想定事例】
・賃貸物件引渡しに伴う敷金精算トラブル
・外構工事に関する依頼主と業者間のトラブル
・知人間の金銭の貸し借りについてのトラブル

手数料

申請手数料	11,000円（消費税額を含む）
期日手数料	11,000円（消費税額を含む）
成立手数料	33,000円（消費税額を含む）
その他	上記のほか、必要に応じて閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	面接による無料相談（宮城県司法書士会総合相談センター）を実施		
実施日時	毎週月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から1月4日までの日をいう。）を除く）。ただし、調停は、センターと当事者の合意により、上記以外の日時で行うことができる。		
手続実施者の構成	司法書士2名の構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可（事前相談の申込みは可）		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

宮城県司法書士会調停センターの調停では、裁判で白黒の決着をつけるのとは違い、当事者（御利用いただく皆様）による合意の積み重ねによって、自由な解決方法を模索し創り出すことができます。紛争解決の主役は飽くまでも当事者の方々です。
もめ事の渦の中に巻き込まれていると、感情的になりお互い話している事柄がかみ合わなくなっていることがしばしば起こります。調停人である司法書士は中立・公正・公平な立場から会話を促進し、「話合い」がきちんと行えるように場を支えるためのトレーニングを積んでいます。私たち司法書士が本当の意味での「話合い」を行える場を提供します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	宮城県仙台市青葉区一番町2-9-18　仙台弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 東北支所
	TEL：(022)223－1005
	E-mail：
	URL：https://www.ip-adr.gr.jp/business/mediation/ https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/
	認証番号【119】
	認証年月日　平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東北支所以外にも、東京本部、関西支部、名古屋支部、北海道支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※申請人のみ負担
期日手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料148,500円／仲裁判断書作成手数料220,000円 ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)		
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	対応		
オンライン調停	○(対応)	特定和解	○(対応)

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮城県社会保険労務士会
住所	宮城県仙台市青葉区本町一丁目9番5号　五城ビル4階
名称	**社労士会労働紛争解決センター宮城**
	TEL：（022）223－0573 E-mail：m-sharo@alto.ocn.ne.jp　　認証番号【075】 URL：　　認証年月日 平成22年8月13日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働関係紛争、職場におけるハラスメントの紛争
宮城県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

解雇やセクハラなど、深刻な職場のトラブルを個人で解決するのは、肉体的にも、精神的にも大きな負担になるものです。特定社会保険労務士は、依頼者の皆さまがご安心・ご納得いただけるように、トラブル解決まで親身になってサポートします。

例えば、以下のような職場のトラブルに対応します。
・退職金が少なすぎる
・解雇されたが納得できない
・約束通りに賃金を支払ってもらえない

手数料

申請手数料	11,000円（令和7年7月1日まで無料とする予定です。）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時（この時間以外も応相談）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名（事案によっては弁護士1名が加わる）		
解決までの標準期間	約1か月間		
オンラインによる申込み	約1か月間		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮城県土地家屋調査士会
住所	宮城県仙台市青葉区二日町18番3号
名称	みやぎ境界紛争解決支援センター
	TEL：022-225-3804 E-mail： URL：https://miyagi-chousashi.jp/adr/
	認証番号【064】 認証年月日 平成22年 3月23日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争

対応可能地域は原則として、対象物件の所在地が宮城県内であること

アピールポイント・解決事例等

・土地家屋調査士と弁護士が調停委員になっているので、実情に合った公平で柔軟な解決が可能です。
・調停に当たり、当事者の合意形成をサポートし、和解後の紛争防止の為、登記手続や境界杭の埋設も可能な和解契約書の作成を目指します。
・筆界特定された筆界点に境界標を設置するための簡易調停を行うことができます。

【解決事例】
筆界、所有権界及びそれに付随するトラブル。

手数料

申請手数料	調停申立費用20,000円
期日手数料	期日ごとに20,000円　※原則当事者間で折半
成立手数料	期日3回までに成立した場合176,000円 ※原則当事者間で折半
その他	必要に応じて調査費用30,000円（原則一律）　※鑑定費用は随時見積

実施方法

事前相談	事前相談は、面談により1時間ごと5,000円にて実施 調停相談は、面談により1時間ごと15,000円にて実施		
実施日時	月～金（祝日を除く）／午前10時～午後4時		
手続実施者の構成	事前相談は、土地家屋調査士2名構成 調停相談及び調停は、土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

毎月第3木曜日に無料相談会を実施しております。
土地家屋調査士1名と仙台法務局職員1名が対応し、問題を解決するための方向性を一緒に考えていきます。どうぞお気軽にご利用ください。

完全予約制・相談時間各回30分程度
毎月第3木曜日　①13時30分～　②14時30分～　③15時30分～
予約電話番号　022－225－3961　（受付　午前10時～午後4時）　※前週金曜日予約締切

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮城県行政書士会
住所	宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目5番22号
名称	行政書士ADRセンター宮城
	TEL：022－797－9701 E-mail：adr@miyagi-gyosei.or.jp URL：https://miyagi-gyosei.or.jp/adr/
	認証番号【第147号】 認証年月日 平成28年4月5日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1　宮城県内において発生した自転車と自転車又は自転車と歩行者との事故に関する紛争
2　宮城県内に所在する居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

〈 アピールポイント〉
・手数料について学割・各種減免措置の制度がございます。

〈 敷金返還・原状回復で迅速に解決できた事例〉
一戸建て　契約期間：20年近くの長期間　敷金：家賃3か月分

・建物賃貸借契約終了後の原状回復について、主張に隔たりがありトラブルとなった。
・賃貸人（オーナー）が法テラスで法律相談を受けた際に当センターのリーフレット見つけて電話した。
・本音での話し合いの結果、1回の期日（2時間）で解決した。
・和解内容は、賃借人が賃貸人に敷金（家賃3か月分）＋α円を支払うことで合意した。

手数料

申請手数料	3，000円（税込）
期日手数料	期日1回につき4，000円（税込）
成立手数料	不要
その他	ADRセンター以外の場所で調停を実施する場合、調停人の交通費をご負担いただきます。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	月～金曜日まで/午前10～午後4時（祝日、年末年始、夏季休暇を除く。）		
手続実施者の構成	通常は行政書士1名、事案により行政書士及び弁護士の2名で構成		
解決までの標準期間	3か月間		
オンラインによる申込み	×（非対応）		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	秋田県社会保険労務士会
住所	秋田県秋田市大町３－２－44　大町ビル3階
名称	**社労士会労働紛争解決センター秋田**
	TEL：　018-853-9061 E-mail：　akita@akita-sr.or.jp　　認証番号【093】 URL：　https://akita-sr.jp/pages/13/　　認証年月日　平成23年3月23日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛 争 の 分 野】：個別労働関係紛争
（賃金・解雇・労使関係一般・職場内でのトラブルなど、個々の労働者と事業主との間の紛争が対象となります）

【対応可能地域】：秋田県のみ対応可能
（秋田県内で就労されている（いた）方又は事業主を想定しています）

アピールポイント・解決事例等

・社会保険労務士が労務管理の専門家としての知見と経験を活かし解決を目指します。
・被申立人があっせんに応じた場合は、ほとんどが和解に至っております。
・解決にはお互いの歩み寄りが最も重要となることから、申し立てられた内容についてあっせん委員の社会保険労務士がその知見と経験を活かして担当弁護士と労働各法や判例などを踏まえて、中立な立場で解決に向けた和解案を提示します。

事例１：職場内でのいじめ・嫌がらせと退職後の生活保障について、申立者に解決金を支払うことで和解。

事例２：・会社側が労働時間の把握を怠っていたが、申立人が毎日の勤務時間を完全にメモしていたため、請求のほぼ満額を会社側が支払うことで合意。

手数料

申請手数料	3,000円（ただし2027（令和9）年3月31日まで無料とする予定です）
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	無し

実施方法

事前相談	秋田県社会保険労務士会の総合労働相談所をご利用ください 毎週火・金曜日（祝日、8/13～16、12/28～1/5は除く）13時～17時　※要予約		
実施日時	月～金／午前9時～5時（祝日、8/13～16、12/28～1/5は除く）		
手続実施者の構成	原則　特定社会保険労務士　2名、弁護士　1名　の3名構成		
解決までの標準期間	約2か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	秋田県土地家屋調査士会
住所	秋田県秋田市山王六丁目1番13号
名称	秋田境界ADR相談室
	TEL：018-896-1220
	E-mail： 認証番号【160】
	URL：http://www.akita-chousashi.org/ 認証年月日 平成31年1月24日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境】 土地の境界に関する紛争
（秋田県に所在する土地に係る境界紛争を対象とする。）

アピールポイント・解決事例等

・土地の境界が不明であることから発生する紛争を、筆界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が、協働で中立・公正な立場から柔軟な解決を目指します。
・申立ての前置として「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の方法について相談に当たります。
・相手方が話し合いに応じない場合には、手数料は返還します。
・開催場所や時間外・祝祭日の実施には、柔軟に対応します。
・受付面談については、無料で行っています。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	27,500円　1回目申立人負担、2回目以降は原則当事者が均等に負担。
成立手数料	220,000円　負担割合は、当該当事者の意見を聞いて調停員会が定める。
その他	上記の他、相談手数料、資料調査、現地調査、閲覧・謄写費用がある。

実施方法

事前相談	毎月第1土曜日　午後2時～午後5時（1時間以内）		
実施日時	月～金曜日　午前10時～午後4時30分（祝祭日・年末年始等を除く）		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名		
解決までの標準期間	約3～5か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山形県司法書士会
住所	山形県山形市小白川町一丁目16番26号
名称	**山形県司法書士会調停センター ハーモニー**
	TEL：023-623-7054 E-mail：ys-office@yamagata-shiho.jp　認証番号【133】 URL：https://www.yamagata-shiho.jp/adr/　認証年月日 平成27年1月5日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争（司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争）
対応地域に限定はありませんが、原則として山形県司法書士会館にお越しいただくことになります。

アピールポイント・解決事例等

山形県司法書士会調停センターハーモニーでは、お互いの話し合いによって「身近な困りごと」を解決することを目的としています。
司法書士が円滑な話し合いができるよう交通整理をすることで、お互いが納得できる解決方法を導き出すお手伝いをしたいと考えています。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	11,000円（税込）
成立手数料	33,000円（税込）
その他	閲覧費用1回につき550円（税込）、謄写費用用紙1枚につき金22円（税込）（カラーコピーの場合は金110円（税込））、証明書発行費用1,100円（税込）、会場費、交通費等

実施方法

事前相談	電話等で利用相談の申込があった場合、折り返し当センターから手続きの特徴や内容に関してご連絡差し上げます。		
実施日時	月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時まで（祝祭日及び年末年始並びにお盆期間を除く。）		
手続実施者の構成	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士（認定司法書士）		
解決までの標準期間	2か月		
オンラインによる申込み	非対応		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山形県社会保険労務士会
住所	〒990-0039　山形県山形市香澄町三丁目2番1号　山交ビル8階
名称	**社労士会労働紛争解決センター山形**

TEL：023-631-2959
E-mail：info@sr-yamagata.or.jp　　認証番号【044】
URL：https://www.sr-yamagata.or.jp　　認証年月日 平成21年10月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1 会社における労使関係のトラブル（例：解雇、賃金未払い、時間外労働、パワーハラスメント等、職場環境問題、人間関係トラブル）など
2 労働条件やその他の労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との紛争関係など

【対応地域】山形県内所在の事業所（本社等が県外所在の場合も可）

アピールポイント・解決事例等

労務管理の専門家である社会保険労務士があっせんの手続きを行います。

あっせんは毎月第1～第4土曜日に実施します。

申立費用は2026年3月31日まで無料としております。

【想定事例】
- **労働契約に関するトラブル（急に解雇された等。）**
- **賃金、残業代の未払い等に関するトラブル（給料の支払いがない等。）**
- **職場のいじめに関するトラブル**
  （性的な嫌がらせを受けた。SNSで誹謗中傷された。ハラスメント関係。）
- **退職金に関するトラブル等（退職金の減額または不支給等。）**

手数料

申請手数料	5,500円（税込）　ただし、2026年3月31日まで無料です。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	その他の費用負担はありません。

実施方法

事前相談	事前に相談のお申込みをお願いいたします。（TEL023-631-2959） 毎月第2、第4土曜日に無料相談会を実施しています。		
実施日時	毎月第1～第4土曜日　13:30～18:00		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名		
解決までの標準期間	原則1回の期日で解決		
オンラインによる申込み	×（非対応）		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

社労士会労働紛争解決センター山形
職場・事業主などとのトラブルは、
特定社会保険労務士にぜひご相談ください。

社会保険労務士は、「働く人を大切にする企業づくり」を推進しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福島県司法書士会
住所	福島県福島市新浜町6番28号
名称	福島県司法書士会調停センター

TEL：024-534-7502
E-mail：XLU01263@nifty.ne.jp
URL：https://fk-shiho.com/mediation

認証番号【054】
認証年月日 平成22年1月22日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限ります。）
～ 例えば、お金のトラブル　近隣のトラブル　仕事のトラブル　事故のトラブル　不動産のトラブル
などの紛争の価額が140万円以下のものを広く扱います。
原則は本センター所在地ですが、例外的に福島県内の他の場所でも対応可能です。

アピールポイント・解決事例等

◎ 簡易裁判所の代理権を有する司法書士が、話合いのお手伝いをします。
◎ 所定の条件が整えば、遠方まで移動せず比較的近隣で手続を行うことができます。
◎ 話合いの日時についても柔軟に対応可能です。
◎ 定形の書類を作るなど難しい決まりがなく、利用できます。
◎ 激甚災害によって起きたトラブルの場合や争いの価額が金10万円以下の少額の場合など、手数料が減免される制度があります。

手数料

申請手数料	申立人：11,000円（税込） 相手方：11,000円（税込） ただし、申立人が相手方分を負担することも可
期日手数料	不要
成立手数料	双方の負担で33,000円（税込）
その他	上記のほか、閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	手続を実施する前に無料で相談を受け付けています		
実施日時	受付は、月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く）午前9時～午後5時 ただし、調停は合意により上記以外の日時も可		
手続実施者の構成	司法書士1名が原則。相当の理由がある場合には2名以上の構成も可		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福島県社会保険労務士会
住所	福島県福島市御山字三本松19－3
名称	**社労士会労働紛争解決センター福島**
	TEL：024-535-4430 E-mail： URL：https://www.fukushima-sr.jp/soudan/adr
	認証番号【049】 認証年月日 平成21年12月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】職場における解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境などの労働に関する紛争を取り扱います。
【対応地域】福島県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

- **労働法に精通し、実務経験及び能力がある社会保険労務士が担当します。また、弁護士の協力を得て解決を目指します。**
- **社会保険労務士会が実施する相談機関（福島県社労士会総合相談所）で何度でも相談（無料）に応じています。**
- **あっせん期日は、原則センターで行い、出席者の都合のつく日時で調整します。**
- **あっせんは、当事者が顔をあわせないようにし、相互にそれぞれの言い分を聞いて進めていきます。**
- **特定社会保険労務士や弁護士を代理人に選任すれば、あっせん期日に当事者が同席しなくともあっせん手続ができます。**
- **令和7年3月31日までは、申立人及び被申立人が負担する費用が無料となっています。**

【解決事例】
残業代未払、配置転換による不利益、パワハラ、マタハラ等のハラスメント、退職、解雇に関わること

手数料

申請手数料	11,000円（税込） ただし、令和7年3月31日まで無料
期日手数料	5,500円（税込） ただし、令和7年3月31日まで無料
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	福島県社労士会総合相談所で事前の相談を実施（無料） 相談日・時間 ：毎週水曜日 13:00～17:00		
実施日時	月曜日～金曜日／9:30～17:00		
手続実施者の構成	社会保険労務士1名、弁護士1名の2名構成を原則		
解決までの標準期間	2か月間以内		
オンラインによる申込み	対応していない		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福島県行政書士会
住所	福島県郡山市堂前町10番10号
名称	行政書士ADRセンター福島
	TEL：024－973－7161 E-mail：info@fukushima-gyosei.jp　認証番号【180】 URL：https://www.fukushima-gyosei.jp/adr/　認証年月日　令和6年3月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労使関係・職場環境】外国人の就労に関する紛争
【その他・留学関係】外国人の就学に関する紛争
【不法行為等・自転車事故】自転車と自転車、自転車と歩行者との事故に関する紛争
【その他・ペット関係】愛護動物に関する紛争
【不動産・賃貸借契約】敷金返還又は原状回復をめぐる紛争
対応可能地域：福島県内

アピールポイント・解決事例等

○令和6年3月に法務省より認証を受けた行政書士の団体です。
○行政書士の専門性を生かして身近な紛争を取り扱います。
○調停手続きに関する説明（事前相談）は無料で行います。
○専門的なトレーニングを受けた調停人が紛争の解決をサポートします。
○主に敷金返還に関する紛争の解決に重点を置いて取り組んでいます。
取扱件数は現在のところありません。

手数料

申請手数料	4,000円
期日手数料	調停手続の期日1回について、4,000円
成立手数料	合意書に解決額として示された経済的利益の額の100分の5。最低金額は4,000円
その他	複写の請求をする場合は、1枚につき20円。ADRセンター以外の場所で開催した場合は、交通費。場合によっては宿泊費や参考人の意見聴取に要する費用が必要。

実施方法

事前相談	面談により事前の相談を行う		
実施日時	毎月第1、第3木曜日の午後1時～午後5時（年末年始、夏季休暇、祝日を除く）		
手続実施者の構成	行政書士1名が原則（必要に応じて弁護士が助言又は調停人として参加）		
解決までの標準期間	約2か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

詳細な情報については、当センターホームページをご覧ください。
右のQRコードからアクセスできます。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	茨城司法書士会
住所	茨城県水戸市五軒町1丁目3番16号
名称	**茨城司法書士会調停センター**

TEL：029-225-0111
E-mail：LEU04726@nifty.ne.jp□
URL：https://www.ibashi.or.jp/mediation/

認証番号【103】
認証年月日 平成23年9月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～ 相隣関係，不動産関係，貸金・債務関係を中心に法的紛争を扱う。
※ 対応可能地域は茨城県全域

アピールポイント・解決事例等

・ 合意した内容を，合意したその日に文書にしてお渡しします。

【解決事例】
・暴言等に関する相隣トラブル
・用水蛇口利用・道路利用に関する相隣トラブル
・土地賃貸借契約更改請求事件

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	5,500円
成立手数料	なし
その他	上記のほか，閲覧・謄写費用，証明書発行費用等があります。

実施方法

事前相談	司法書士総合相談センター茨城（予約電話　029-224-5155）にて，事前に無料相談できます。		
実施日時	平日午前9時から午後5時まで（調停は、合意により上記以外の日時も可能）		
手続実施者の構成	司法書士2名構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	非対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	茨城県社会保険労務士会
住所	〒311-4152　茨城県水戸市河和田1丁目2470-2
名称	**社労士会労働紛争解決センター茨城**
	TEL：029-350-4864 E-mail：adr@ibaraki-sr.com　　認証番号【052】 URL：https://www.ibaraki-sr.com　　認証年月日 平成21年12月18日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
～労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争（集団的労働紛争や、募集・採用に関する紛争は取り扱うことができません）。
　申立人又は相手方の住所又は所在地が茨城県にあること。

アピールポイント・解決事例等

・労働・社会保険関係諸法令を専門とする国家資格者の団体が運営するあっせん機関です。
・特定社会保険労務士が労務管理の専門家としての知見と経験を活かして個別労働関係紛争を「あっせん」という手続により簡易・迅速・低費用で公正に解決します。
・社会保険労務士会が運営する労働相談窓口で気軽に相談でき、専門の担当者（社会保険労務士）が対応しますので、安心してご利用いただけます。
【解決事例】
・不当解雇（解雇権濫用）、解雇の手続きについての争い、パワーハラスメントについて、解決金の支払いによる和解。
・有期雇用契約の終了に関するトラブルについて解決金の支払いによる和解。
・休業期間中の雇用契約終了に関する争いについて雇用契約関係の存在の確認による和解等。

手数料

申請手数料	無料
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	申立人の文書送料等の実費につきましてはご負担いただきます。

実施方法

事前相談	総合労働相談所（水戸、土浦、古河、日立、龍ケ崎、つくば） 職場のトラブル相談ダイヤル0570-07-4864		
実施日時	関係者調整のうえ随時（土・日、祝日は休み）		
手続実施者の構成	受付担当は事務局、センター長、あっせんに際して2名のあっせん委員		
解決までの標準期間	申立受理後1～2か月程度		
オンラインによる申込み	対応していません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

「社労士会労働紛争解決センター茨城」のあっせん委員は、例えば事業所と労働者との間で紛争が起き、雇用の継続が不可能になった場合においても、その後それぞれの事業活動や生活があることを踏まえながら、労働法に関する専門知識や経験を生かして和解による解決を目指します。
社労士気労働紛争解決センターのあっせんについてはすべて非公開であり、あっせんの関係者以外に知られることはありませせん。また、あっせん委員を含め関係者には守秘義務が課せられています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	茨城土地家屋調査士会
住所	茨城県水戸市大足1078番地の1
名称	境界問題解決支援センターいばらき

TEL：029-259-7401
E-mail：ibacho@sweet.ocn.ne.jp　　認証番号【086】
URL：https://ibacho.or.jp/kyokai_center　　認証年月日　平成23年2月8日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地境界に関する紛争　（茨城県内）

アピールポイント・解決事例等

筆界、境界認定の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が協働して土地境界が不明であることから発生する紛争を柔軟な手法で解決を目指します。

申立ての前段で、「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の相談にあたります。

事案によっては現地で調停手続もあり、関係者の負担を軽減します。

手数料

申請手数料	33,000円
期日手数料	申立人・相手方　各11,000円
成立手数料	220,000円
その他	事案により調査、測量費用が別途発生します。

実施方法

事前相談	毎月第1水曜日(1月を除く)　13:00～16:00		
実施日時	平日　9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)		
手続実施者の構成	土地家屋調査士　2名　弁護士　1名		
解決までの標準期間	3～6か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

〈想定事例〉

建物を新築するに当たり、敷地を測量したところ、隣の家の塀がこちらに越境していることから、境界紛争が発生した。

本来の境界(筆界)を主張したところ、相手方は親の代からの占有状況を主張するため、双方の話合いが平行線となりセンターの調停手続を利用することになった。

調停員を交えた話合いの結果、一方が金銭を、もう一方が登記手続を負担することで和解した。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	栃木県司法書士会
住所	栃木県宇都宮市幸町1番4号
名称	**栃木県司法書士会調停センター　こんぱす**
	TEL：028-614-1122 E-mail：info@tochigi-shihou.com　　認証番号【138】 URL：https://www.tochigi-shihou.com/compass/　　認証年月日 平成27年5月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～不動産のトラブルやお金のトラブル、隣人トラブル等を中心に、幅広く扱います。
対応可能地域：栃木県内全域

アピールポイント・解決事例等

・当センターの調停は、中立・公正な調停人（司法書士2名）が同席し、当事者の話合いを円滑に進めるお手伝いをします。話合いを進める中で、当事者の自由な発想で解決方法を創り出し、トラブルを解決します。主役は当事者自身であり、当センターの調停人は、その話合いのサポートをします。

・調停期日や開催時間は、御希望に応じて適宜対応いたします。

手数料

申請手数料	申込事件1件につき金16,500円（税込）
期日手数料	初回期日は無料 2回目以降、期日ごとに、申込人5,500円（税込） 相手方5,500円（税込）
成立手数料	申込人11,000円（税込）　相手方11,000円（税込）
その他	上記の他に、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	行わない		
実施日時	土曜日または日曜日の午前9時から午後5時（年末年始、お盆期間を除く） ※御希望により日時は適宜対応いたします。		
手続実施者の構成	司法書士2名		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	行わない		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

・申請手数料16,500円は、申込みが受理されなかった場合は全額を、
相手方が調停に応じないため調停が開始しなかった場合は金11,000円を、
それぞれ返金いたします。

ご不明な点はお問い合わせください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	栃木県土地家屋調査士会
住所	栃木県宇都宮市野沢町3番地3
名称	境界問題解決センターとちぎ

TEL：028-307-2187
E-mail：tochiadr@moon.ucatv.ne.jp　　認証番号【095】
URL：http://www2.ucatv.ne.jp/~tochiadr.moon/index.html　　認証年月日　平成23年3月29日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】栃木県内の土地の境界に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

・当センターでは，調停実施前に無料での事前相談（受付面談）を実施し，その後希望により有料の相談（土地家屋調査士1名と弁護士1名で対応）も受け付けています。調停解決事例は少ないですが，相談レベルで利用者の満足を得るような専門家アドバイスを提供することにも心掛けています。
・法務局で実施している筆界特定制度との連携を行っています。
・境界トラブルでは当事者が警察に通報するケースが多く，当センターから警察へも周知活動を行っていることから，警察からの紹介が多いという特徴があります。

【解決事例】
土地の一部について取得時効が成立している事案での調停事件では，センター紹介の土地家屋調査士が測量・分筆登記を行い，司法書士の協力を得て時効取得を原因とする所有権移転登記を行い，和解合意が即時に登記と直結した事案がありました。

手数料

申請手数料	20,000円（税込）
期日手数料	21,000円（税込）
成立手数料	105,000円より（税込）
その他	調査・測量・境界鑑定費用等は必要に応じて随時見積

実施方法

事前相談	毎月5の付く日（土日祝休日の場合を除く）		
実施日時	月～金／午前9時～午後4時（祝祭日・夏季・年末年始休業日を除く）		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名・弁護士1名　計3名の構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

土地境界問題でお困りの方　ぜひご相談ください。

境界問題解決センターとちぎ
http://www2.ucatv.ne.jp/~tochiadr.moon/index.html

認証ADR機関の基本情報

事業者名	群馬県社会保険労務士会
住所	群馬県前橋市元総社町528番地9
名称	**社労士会労働紛争解決センター群馬**
	TEL：027－253－5621
	E-mail：　　認証番号【087】
	URL：http://gunma-sharoushi.com/consultation/truble.php　認証年月日　平成23年2月8日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働条件その他労働関係に関する事項について,個々の労働者と事業主との間の紛争について「あっせん」の手続きを行います。
群馬県内のみ対応可能です。

アピールポイント・解決事例等

個別労働紛争（賃金不払い・解雇や出向・配置転換に関する労働契約の問題や、職場でのいじめ・いやがらせなどの個々の労働者と事業主との紛争等）に労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、当事者の言い分を聴取し、「あっせん」の手続きにより公正中立の立場から、簡易・迅速・低廉での円満解決を目指します。

現在まで、懲戒処分の不服申し立てで双方の調整、退職金請求での相応の金額確定、雇用保険の遡及加入等解決事例があります。
また、あっせんで解決にはいたらなかったですが、パワハラ等の慰謝料請求、安全配慮義務違反の問題も相談事例になっております。

手数料

申請手数料	5，500円（税込）　但し令和7年3月31日までは無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談（総合労働相談所）を実施		
実施日時	受付日時は（平日）月～金午前8時30分～午後5時15分（8/14～16・12/29～1/3・祝日は除く）　但しあっせんは当事者の希望する日時を調整して決めます。		
手続実施者の構成	あっせん委員3名　（特定社会保険労務士2名・弁護士1名）		
解決までの標準期間	約1か月		
オンラインによる申込み	行っていない		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

群馬県社会保険労務士会ホームページの「社労士に相談する」という見出しで、「職場のトラブル相談」（認証紛争解決サービス）として掲載し、詳細を周知をしています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉司法書士会
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目16番58号
名称	埼玉司法書士会はなしあい解決支援センター”いっぽ”
	TEL：048-862-6600 E-mail： URL：https://www.saitama-shihoshoshi.or.jp/window/arbitration/
	認証番号【132】 認証年月日 平成26年6月16日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
貸金、不動産賃貸、債務関係を中心に上記紛争の価額における民事に関する紛争を取り扱います。
※ 埼玉県及び隣接する県について対応可能

アピールポイント・解決事例等

・ 手続は所定の対話仲介訓練を受けた司法書士（法務大臣認定）が行います。
・ 休日、夜間の調停にも柔軟に対応します。
・ 利用者双方の同席を原則に話合いによる自主的な紛争解決を援助します。
・ 話合いは利用者の安全、安心に配慮して行います。
・ 当事者自身が納得出来る解決内容を見つけていけるように手続実施者が双方の話をしっかり聴きながら話し合いを進めていきます。

【解決事例】
・敷金返還に関するトラブル
・器物破損に関するトラブル
・治療に関するトラブル
・商品使用に関するトラブル

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	2,200円
成立手数料	不要
その他	和解契約書作成手数料5,500円

実施方法

事前相談	電話による無料の事前相談を実施		
実施日時	毎週月曜日～金曜日　午前10時から午後5時まで		
手続実施者の構成	司法書士2名		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉県社会保険労務士会
住所	埼玉県さいたま市浦和区高砂1－1－1朝日生命ビル7階
名称	**社労士会労働紛争解決センター埼玉**
	TEL：048-826-4864 E-mail：saitama@saitamakai.or.jp　認証番号【第53号】 URL：https://www.saitamakai.or.jp/soudan/funsou.html　認証年月日　平成21年12月18日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】個別労働関係紛争
【対応可能地域】事業場または本社の所在地が埼玉県内の場合は、対応可能

アピールポイント・解決事例等

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の話を聴きながら、その知識と経験を活かして、無料、簡易、迅速に和解の成立を目指します。あっせんは原則、月曜日から土曜日（祝日を除く）の午前10時から午後8時までの希望する時間に行いますので、平日夜間、土曜日に設定することが可能です。当センターは、埼玉県社会保険労務士会が開設する、総合労働相談所（無料相談所）と連携し、トラブル解決のお手伝いをします。

解決・相談事例
●未払残業代・未払賃金の支払いを求める●いじめ・嫌がらせによりうつ病となり退職した。精神的損害に対する補償金の支払いを求める●解雇の撤回を求める。無理ならば経済的・精神的損害に対する補償金の支払いを求める●元従業員から未払残業代を請求されている など

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施 （総合労働相談所／毎週水曜日10時～16時・予約制）		
実施日時	月～土／午前10時から午後8時まで（祝日及び12月29日～1月4日を除く）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名の3名構成を原則		
解決までの標準期間	原則、申立日より1ヶ月以内に設定し、1回（2～3時間程度）で解決		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

まずは、無料相談をご利用ください。
【総合労働相談所】 相談日：毎週水曜日　10時～16時（祝日を除く。）
予約受付電話：048-826-4860（相談は無料です。面談、事前予約制。）
詳しくは、当会ホームページをご覧ください。
https://www.saitamakai.or.jp/soudan/sogo.html

認証ADR機関の基本情報

事業者名	埼玉県行政書士会
住所	埼玉県さいたま市浦和区仲町3丁目11番11号
名称	行政書士ADRセンター埼玉
	TEL：048－833－1132 E-mail：adr-saitama@sglsa.jp　認証番号【第114号】 URL：https://adr-saitama.com　認証年月日 平成24年 6月 4日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1、離婚 （未成年の子どもがいる夫婦を除く）
2、相続
3、交通事故 （不法行為）：自転車事故、自動車の物損事故など
4、不動産 賃貸借契約 ：敷金返還、原状回復
※埼玉県及び隣接する都県について対応いたします。
なお、当事者双方が日本国籍を有していない場合は取り扱いいたしません。

アピールポイント・解決事例等

＜行政書士ADRセンター埼玉の特徴＞
・事前相談・調停は、毎週火曜日・木曜日・土曜日（午前10時～午後4時）
・電話受付は、月曜日～土曜日（午前9時～午後6時）
取り扱いできない分野の場合は、他の解決機関等を紹介しております。
・当ADRセンターにおいては、事前相談、調停を多数実施しており、
令和5年度は5件の案件につき、調停により和解成立
＜解決した事例＞
・離婚…離婚にともなう財産分与と年金分割
・相続…遺産分割協議
・交通事故…歩行者と自転車の交通事故（後遺障害あり）
同一方向に走行中の自転車事故（加害者が自転車保険未加入）
車両間の衝突事実の有無に関する不法行為責任
・賃貸借契約…居住用賃貸借建物の契約解除に伴う敷金返還と原状回復

手数料

申請手数料	3，600円
期日手数料	3，600円（第1回期日、第2回期日以降も同額）
成立手数料	なし
その他	出張の場合は、別途手数料・交通費・宿泊費等実費が発生する場合があります。

実施方法

事前相談	申込前に、面談による無料の事前相談を実施しております。		
実施日時	毎週火・木・土曜日午前10時～午後4時（年末年始・夏季休暇、祝日除く）		
手続実施者の構成	行政書士1名・弁護士1名の2名（建物賃貸借紛争のみ行政書士2名）		
解決までの標準期間			
オンラインによる申込み	できません		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

行政書士ADRセンター埼玉のホームページは
こちらからご覧になれます ⇒

認証ADR機関の基本情報

事業者名	千葉司法書士会
住所	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号
名称	**千葉司法書士会調停センター**
	TEL：043-246-2666 E-mail： URL：https://chiba.shihoshoshikai.or.jp/choutei/index.htm
	認証番号【090】 認証年月日 平成23年3月9日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～不動産賃貸借関係、相隣関係、不法行為関係など
対応可能地域：千葉県内

アピールポイント・解決事例等

・千葉県内全ての司法書士が加入する千葉司法書士会が設置した機関です。
・調停場所は千葉司法書士会館（千葉市美浜区）が原則ですが、当事者の事情により千葉県内各所で調停を行っています。
・調停の日時についても、土日開催、夜間に行う等当事者の事情により柔軟に設定しています。
・ちば司法書士総合相談センターと連携していますので、希望すれば随時無料で法律相談を受けることもできます。
・費用は申込人が負担する申請手数料5,500円（税込）以外にはいただきません。
【解決事例】
・家賃の滞納に関する大家と店子間のトラブルについて、一部減額の上、残金を分割払いとすることで和解が成立した。
・水漏れに関するアパート上下階住人間のトラブルについて、上階の住人が水漏れにより破損した電化製品の代金を支払うことで和解が成立した。

手数料

申請手数料	5,500円（税込）を申込人に御負担いただきます
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	記録の閲覧330円（税込）、謄写6枚まで330円（税込）

実施方法

事前相談	受付面談を実施します		
実施日時	当事者の要望に応じ柔軟に対応します		
手続実施者の構成	司法書士2名を原則とします		
解決までの標準期間	数週間～3か月程度		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

当調停センターの調停人は、全員司法書士です。お気軽に御相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	千葉県社会保険労務士会
住所	〒260-0015　千葉市中央区富士見 2丁目7番5号 富士見ハイネスビル7F
名称	**社労士会労働紛争解決センター千葉**
	TEL：043-223-6002 E-mail：info@sr-chiba.org　　認証番号【039】 URL：https://www.sr-chiba.org/consult/adr　　認証年月日 平成21年8月27日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】個別労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
～個々の労働者と事業主との労働関係の紛争～
【対応可能地域】千葉県内

アピールポイント・解決事例等

・労働問題の専門家である社会保険労務士が、公正・中立の立場で双方からお話をお聞きし、納得できる和解を目指して話し合いを進めます。あっせんの申立てを受理した後、原則1回のあっせんで解決を図ることを目標にします。
・個別労働紛争を抱えて困っている方の申立に関する相談体制が充実しています。
・原則、平日の9:00～17:00に実施しますが、在職中や就職活動中の方の希望に沿い、遅い時間や休日の実施を考慮します。
・あっせん委員は、より良いあっせん手続ができるよう定期的な研修などで研鑽を積んでいます。

手数料

申請手数料	3,300円（ただし、令和6年5月1日まで無料）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	特になし

実施方法

事前相談	面談による無料相談を実施		
実施日時	原則月～金/9:00～17:00（時間外、休日希望の場合応相談）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名（事案により弁護士が加わることもある）		
解決までの標準期間	1～2か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

・社労士会労働紛争解決センター千葉のホームページに詳しいご案内を掲載していますのでご覧ください。https://www.sr-chiba.org/consult/adr
・あっせんの申立を考えている方、事前に相談を希望される方へ無料の事前相談を実施しています。制度の概要や申立書の書き方、手続きの進め方について丁寧にご説明します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	千葉県土地家屋調査士会
住所	千葉県千葉市中央区中央港一丁目23番25号
名称	境界問題相談センターちば
	TEL：043-204-2300 E-mail：adr@mountain.ocn.ne.jp　　認証番号【036】 URL：https://www.chiba-chosashi.or.jp/adrhp/　　認証年月日 平成21年8月17日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
基本的には千葉県内の土地が対象となりますが、千葉県外の近隣の土地であっても対応可能な場合がありますので、まずはご相談ください。

アピールポイント・解決事例等

・当センターでは、境界の問題について土地家屋調査士と弁護士が調停員として話し合いに入り、民事紛争の早期解決のお手伝いをしています。
・また、解決した境界に境界標の埋設を行い、合意内容に基づいて登記手続きを行うなど、境界に関わるすべての紛争解決を目指しています。
・運営担当者が相手方を訪問してADRの説明を行うなど、相手方が話合いに応じるための工夫を行っています。なお、相手方が話合いに応じない場合には、期日費用は返還します。
・現地での調停、土日・夜間での開催等ご希望に合わせ柔軟に対応します。
・平成18年のセンター開設以来、調停受理件数は111件です。そのうち和解成立件数は23件で、利用者からは「先祖代々の土地境界紛争が3回の調停で見事解決に至った」「みんなが共有する道路も仲良く使うことができるようになった」など喜びの声をいただいております。

手数料

申請手数料	33，000円
期日手数料	22，000円
成立手数料	解決額が100万円までは、一律11万円（解決額により加算）
その他	上記のほか、必要に応じて調査・測量費用、鑑定費用、登記費用等の手数料があります。

実施方法

事前相談	対応していません。		
実施日時	月～金/午前9時～午後5時		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成		
解決までの標準期間	6か月～1年間		
オンラインによる申込み	対応していません。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

土地家屋調査士は、土地の境界を明らかにする専門家です

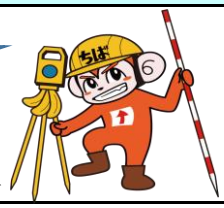

千葉県土地家屋調査士会
マスコットキャラクター おさるのさっしー

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人ILC
住所	中央区八丁堀四丁目11番7号
名称	ILCセンター
	TEL：03－6277－8384 E-mail：info@info-ilc.org URL：http://www.info-ilc.org
	認証番号【145】 認証年月日 平成28年4月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

民事に関する紛争（全般）
離婚・相続・消費者トラブル・交通事故・いじめなど身近なお悩み事を広く扱います。
対応可能地域は原則として首都圏及びその周辺です。

アピールポイント・解決事例等

〇アピールポイント
・当センターは、元裁判官、弁護士、調停委員を中心とした勉強会を母体とし平成28年に発足しました。
・紛争内容に応じ、経験豊かな専門家の中から2名が当事者に配慮してサポートします。
中学・高等学校などと連携し学校や保護者が抱えているいじめ問題などの相談、解決に応じます。
〇解決事例
・不法行為（傷害事件）に対する紛争
・傷害保険金支払い請求事件
・学校での生徒同士のいじめに対する学校側の対応
・遺言状の効力についての相続人間の紛争　など

手数料

申請手数料	10,000円　相手方が話し合いに応じない場合は半額を返済
期日手数料	10,000円　第1期日は申込人負担、その後は当事者で均等負担
成立手数料	紛争解決価格に応じて、1～6％の合意手数料
その他	事前相談及び相談手続きは無料

実施方法

事前相談	不要		
実施日時	平日：午前10時～午後4時		
手続実施者の構成	弁護士・調停委員など40名の専門家が2人体制		
解決までの標準期間	約3ヶ月間		
オンラインによる申込み	不可能		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

〇電話相談などの件数推移
令和2年度53件、令和3年度49件、令和4年度49件、令和5年度34件、令和6年度見込40件

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益財団法人東京都中小企業振興公社		
住所	東京都千代田区神田佐久間町1丁目9番地　東京都産業労働局秋葉原庁舎5階		
名称	下請取引紛争解決センター（下請センター東京）		
	TEL：03-3251-9390		
	E-mail：s-center@tokyo-kosha.or.jp	認証番号	【016】
	URL：https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/shitauke/soudan/i	認証年月日	平成20年7月9日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○次のいずれかに該当する紛争であって、東京都内に事務所、営業所又は事業所を有する事業者が申立人又は相手方となるもの

①下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる下請取引に係る紛争
②下請中小企業振興法の適用対象となる下請取引に係る紛争
③企業間の売買取引、賃貸借取引、消費貸借取引、使用貸借取引、委任取引、共同開発に係る紛争
④①から③に掲げる紛争に準ずるもの
※建設業法の適用対象となる建設工事に係る紛争は除きます。

アピールポイント・解決事例等

・まずは、当センターへご相談ください。
経験豊富な専門相談員が対応いたします。また、法的助言が必要な場合、無料の弁護士相談もご利用いただけます（要事前予約、原則１案件１回１時間以内）。
・調停をご希望の場合も、まずはご相談ください（ご相談いただいた後、申出に必要な書類についてご案内いたします）。
・申出に必要な書類一式を整えてご申請いただき、受理、手続を開始後、被申立人への意思確認まで、おおむね２週間程度時間をいただいています。
・下請取引に係る紛争等で解決事例があります。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	月曜日から金曜日（土日・祝祭日・年末年始を除く）9:00～12:00 ／ 13:00～17:00		
実施日時	月曜日から金曜日（土日・祝祭日・年末年始を除く）9:00～12:00 ／ 13:00～17:00		
手続実施者の構成	弁護士1名		
解決までの標準期間	第1回の調停期日から概ね3ヶ月程度		
オンラインによる申込み	未対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

【当センターのその他の事業】
・下請適正取引の普及啓発
「下請代金支払遅延等防止法」「下請中小企業振興法」「外注取引基本契約書」等の浸透を図るための説明会・講習会を開催しています。下請代金支払遅延等防止法講習会は、企業ごとの開催にも対応していますのでお気軽にご相談ください。講師派遣料等は無料です。
・取引適正化相談員による企業訪問
下請法、下請ガイドライン等に詳しい相談員が都内企業を個別訪問し、普及啓発を図ります。
（運営体制：事務局職員3名、専門相談員4名、苦情紛争相談弁護士5名、調停弁護士3名、取引適正化相談員9名）

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	東京都千代田区霞が関3-4-2　弁理士会館1階
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC)　東京本部
	TEL：(03)3500－3793 E-mail：info@ip-adr.gr.jp　　認証番号【119】 URL：https://www.ip-adr.gr.jp/business/mediation/ https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/　　認証年月日　平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、東京本部以外にも、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※申請人のみ負担
期日手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料148,500円／仲裁判断書作成手数料220,000円 ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)		
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	対応		
オンライン調停	○(対応)	特定和解	○(対応)

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人留学協会
住所	東京都千代田区神田小川町三丁目6番10号　MOビル201
名称	留学トラブル解決機関
	TEL：(03)5282－8600 E-mail：adr@ryugakukyokai.or.jp　認証番号【032】 URL：http://www.ryugakukyokai.or.jp　認証年月日 平成21年6月19日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○留学生と留学業者等及び留学業者等相互間の民事上の紛争（外国人が当事者となる場合であっても、当該当事者が解決を希望する場合には、手続を行うことができます。）

アピールポイント・解決事例等

近年増えつつある海外留学における留学業者とのトラブル、現地学校とのトラブルなど、留学を安心安全に成功するために留学のトラブルを解決していく調停を目指します。
また外国人留学生の日本における留学に関するトラブル解決の一助になるよう活動を進めていきます。

手数料

申請手数料	11，000円（税込み）
期日手数料	5，500円（税込み）を協会の事務局にそれぞれ納付していただきます
成立手数料	50万円以下5万円 50万円を超え300万円以下の場合 　経済的利益額の10％の額の1.10に相当する額 300万円を超える場合 　30万円＋紛争の価額から300万円を超える額を引いた額の2％の額の1.10に相当する額
その他	

実施方法

事前相談	月曜日及び水曜日の午前10時から午後4時までとする（正午から午後1時を除く）。		
実施日時	月曜日及び水曜日の午前10時から午後4時までとする（正午から午後1時を除く）。		
手続実施者の構成	調停人　2名　海外留学アドバイザー、弁護士		
解決までの標準期間	約3ヶ月		
オンラインによる申込み	可能		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会		
住所	東京都千代田区富士見二丁目4番6号　宝5号館2F		
名称	Consumer ADR		
	TEL：03-6434-1125		
	E-mail：nacs-jimukyoku@nacs.or.jp	認証番号	【010】
	URL：https://nacs.or.jp/consumer-adr/	認証年月日	平成 20 年 3 月19 日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【消費者関係】特定商取引に関する紛争
例）訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に係る取引
【対応可能な地域】
消費者相談は、全国対応可能。

アピールポイント・解決事例等

①ConsumerADRは、NACSの消費者相談を受けることを前提としています。この消費者相談は、土曜日・日曜日に実施されているので、平日仕事等で時間の取れない方も相談ができるようになっています。また、相談の段階で、事案の内容を詳しく聞き取り事実関係の整理ができるため裁定手続に移行してから手続をスムーズに行えます。
［消費者相談］
土曜日（年末年始を除く）10時～12時、13時～16時　TEL：06-4790-8110
日曜日（年末年始を除く）11時～16時　TEL：03-6450-6631
②手続実施者の弁護士は、消費者問題に精通し実績のある弁護士が担当します。また、他の手続実施者は、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有し、かつ消費者相談業務に関し3年以上の実務経験のある者が務めます。
【アピールポイント】消費者相談員が丁寧に聞き取りをします。訪問販売や通信販売など特定商取引のトラブルはあきらめずにまずは気軽に週末電話相談にご相談ください。

手数料

申請手数料	申立費用5,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	

実施方法

事前相談	土曜日、日曜日開催の電話相談を受けることが前提です。		
実施日時	月曜日・水曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで（年末年始・祝祭日を除く）		
手続実施者の構成	弁護士1名・消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、消費生活ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ、消費生活相談員のいずれかの資格を有する者2名		
解決までの標準期間	消費者取引の特性上、相談者や事例ごとに異なり標準期間はない。		
オンラインによる申込み	なし		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	全国社会保険労務士会連合会
住所	東京都中央区日本橋本石町3丁目2番12号　社会保険労務士会館
名称	**社労士会労働紛争解決センター**
	TEL：(03)6225－4887
	E-mail：　　認証番号【017】
	URL：https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/assen/　認証年月日 平成20年7月11日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労使紛争】労働契約及びその他の労働関係に関する事項についての、個々の労働者と事業者との間の紛争を取り扱います。

アピールポイント・解決事例等

◎迅速に解決
社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、裁判のように長期間に何度も裁判所に通ったりする必要がないため、経営者と労働者の双方にとって、とても利用しやすい制度です。事案が複雑な場合や次回期日を開催すれば和解の見込みがある場合等は、複数回開催することも可能であり、柔軟に対応いたします。

◎労働問題に精通した社労士が対応
社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、労働問題に精通した社労士があっせん委員となります。内容によっては、弁護士の助言や同席もあり、適切な和解案をご提案します。

◎あっせん申立て費用が安い
社労士会労働紛争解決センターが行う「あっせん」は、あっせん申立て費用の負担が少なく設定されています。裁判のように「きちんと解決したいけど、お金がかかるから何もできない」とストレスを感じることなくご利用できます。

【解決事例】
・労働契約に関するトラブル
・退職・雇止めに関するトラブル
・育児・介護休業に関するトラブル
・賃金問題に関するトラブル　など

手数料

申請手数料	3,150円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	上記のほか、あっせん委員が出張した場合は、交通費等の実費を請求する場合もある。

実施方法

事前相談	・職場のトラブル相談ダイヤル　電話による無料相談 ・総合労働相談所　面談による無料の事前相談		
実施日時	月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時30分まで (12月29日から1月4日まで及び祝日を除く)。 ただし、あっせん手続の期日は原則として水曜日及び毎月第二土曜日の午前10時から午後8時までの間に実施。		
手続実施者の構成	社会保険労務士、弁護士		
解決までの標準期間	受付日から概ね1カ月以内にあっせんする日が決まり、原則として1回で解決		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

社労士会労働紛争解決センターが対象とするのは、個別労働関係紛争のみです。
労働契約（賃金、解雇や出向・配属に関すること等）及びその他の労働関係（職場内でのいじめ、嫌がらせ等）に関する事項についての、個々の労働者と経営者との間の紛争が「あっせん」の対象となります。
詳しくは、以下ホームページをご覧ください。
【https://www.shakaihokenroumushi.jp/Portals/0/resources/assen/】

認証ADR機関の基本情報

事業者名	東京都社会保険労務士会
住所	東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地　御茶ノ水ソラシティ　アカデミア4F
名称	**社労士会労働紛争解決センター東京**
	TEL：03-5289-0751 E-mail：center_tokyo@tokyosr.jp　　認証番号【045】 URL：https://www.tokyosr.jp/adr/　　認証年月日 平成21年10月16日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】

個別労働関係紛争（労働契約やその他の労働関係に関する事項についての、個々の労働者と事業主との間の紛争）～解雇、退職勧奨、出向、配置転換、雇止め、労働条件の引き下げ、採用後の内定取り消し、ハラスメント等～

【対応地域】

事業所所在地が東京都内の場合のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

当センターは、当事者双方が納得するまで問題を掘り下げ、話し合い（あっせん）による解決・和解に向けてサポートします。

特徴①：申立費用が無料です。

特徴②：あっせん期日を平日夜間、土曜日に設定することが可能です。

特徴③：複数の特定社会保険労務士があっせん委員として対応します。

【解決事例】

・雇用契約の終了（解雇・雇止め）に関する紛争

・ハラスメントに関する紛争

・配置転換に関する紛争

・採用内定取り消しに関する紛争　等

労務管理の専門家である特定社会保険労務士がその知見と経験を活かし、簡易・迅速・円満な解決を図ります。当センターのホームページ、お問い合わせフォームより、お気軽にお問い合わせください。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	代理人を選任される場合は、別途、費用が必要です。（当センターで代理人の紹介は行っておりません。）

実施方法

事前相談	面談による無料相談「総合労働相談所」を毎週火・木曜日／第1・第3土曜日（祝日及び年末年始を除く）に実施 【要予約：03-5289-8833】		
実施日時	あっせん期日は月～金曜の午後1時30分～午後8時及び土曜日の午後1時30分～午後5時（祝日及び年末年始を除く）に実施		
手続実施者の構成	原則、特定社会保険労務士2名		
解決までの標準期間	約1か月から3か月		
オンラインによる申込み	未対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

右のQRコードから、当センターのWEBページアクセスいただけます。⇒

東京都社会保険労務士会

認証ADR機関の基本情報

事業者名	株式会社トップワイジャパン
住所	東京都足立区千住一丁目4番1号　東京芸術センター10階
名称	**解決サポート北千住**
	TEL：03-3881-8822 E-mail：e-business@topyjapan.co.jp　　認証番号【181】 URL：https://www.e-businesscenter.jp/ADR.html　　認証年月日 令和6年10月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1　不動産の取引に関する紛争
2　不動産の管理に関する紛争
3　不動産の施工に関する紛争
4　不動産の相続その他の承継に関する紛争
※来所可能な方の不動産に関する紛争全般を広く取り扱います。

アピールポイント・解決事例等

当事務局の手続実施者は全員弁護士であり、裁判所の調停委員経験者も在籍しています。運営法人は長年に渡り不動産業界で実績を残しており、不動産に関する問題解決に特化しております。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	当事者各5,500円
成立手数料	紛争の価格が300万円以下の場合、解決額×10%　300万円以上の場合は別に定めがあります。
その他	鑑定費用、交通費 等の実費、日当等の全額は、当事者双方又は一方当事者の負担とします。

実施方法

事前相談	ご希望の方には事前の無料相談を実施		
実施日時	受付：平日9:00～17:00 調停手続の期日：調停は原則として火曜日及び木曜日の午後1時から午後4時までの間に実施		
手続実施者の構成	手続実施者：不動産問題に詳しい弁護士によって構成		
解決までの標準期間	3ヶ月間を予定		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

名　称　　：解決サポート北千住
運営法人：株式会社トップワイジャパン　https://www.topyjapan.co.jp/

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県社会保険労務士会
住所	神奈川県横浜市真砂町4丁目43番地　木下商事ビル4階
名称	**社労士会紛争解決センター神奈川**
	TEL：045-651-9380 E-mail： URL：http://www.kanagawa-sr.or.jp
	認証番号【041】 認証年月日 平成21年9月14日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働紛争（解雇・賃金・ハラスメント・職場環境）
労働社会保険諸法令に関する労働者と事業主との間の個別的な紛争

具体例：解雇・退職トラブル、賃金・残業代未払い、賃金引下げ、パワハラ・セクハラ配置転換などの労務トラブル全般
＊申立人又は相手方の住所または所在地が神奈川県内にあること

アピールポイント・解決事例等

1.労務管理の専門家である特定社会保険労務士が複数で担当し、その知見と経験を活かして
①労使のトラブルを「あっせん」によって迅速・低費用で公正に解決します。
②申し立て手続き前でも無料で相談に応じます。
③申し立て手続きに関しても専門の特定社会保険労務士が無料でお手伝いします。
2.使用者側からの申請もお受けします。

手数料

申請手数料	3,300円（税込）
期日手数料	0円
成立手数料	0円
その他	

実施方法

事前相談	神奈川県社会保険労務士会労務相談室に電話相談		
実施日時	双方の参加意思を確認し、日程調整のうえ、原則1回（1日）で解決		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名・事案によって弁護士があっせん委員に加わる		
解決までの標準期間	申立受付日より概ね1～3か月以内の解決を見込んでいます		
オンラインによる申込み	実施しておりません		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県土地家屋調査士会
住所	神奈川県横浜市西区楠町18番地
名称	境界問題相談センターかながわ

TEL：045-290-4505
E-mail：非公開　　認証番号【047】
URL：https://www.kanagawa-chousashi.or.jp/kyoukai_mondai/　認証年月日 平成21年10月23日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【土地の筆界・境界】神奈川県内の土地の境界や、境界に関連する相隣関係の紛争

アピールポイント・解決事例等

土地の境界に関する問題は、土地という不動産そのものが非常に価値の高いものであること、そして当事者の感情が強く関与することから、非常に複雑な事案に発展してしまうことがあります。また、そこには様々な法規が関連し、解決には高度な法律の知識を要するものであり、事案によっては公正かつ正確な測量の作業が必要となる場合もあります。

当センターは土地境界に関する専門家である土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士が協同して、境界問題に関わる紛争の解決に取り組んでいます。また、土地家屋調査士が関与することで、問題の解決に登記の申請が必要となる場合にも対応することができます。

手数料

申請手数料	50,000円
期日手数料	10,000円　※期日ごと
成立手数料	100,000円以上500,000円以内
その他	上記の他、相談手数料、資料調査手数料、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	面談による有料の事前相談を実施		
実施日時	月～木／午前9時～午後5時（祝日・年末年始休業期間を除く）		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名		
解決までの標準期間	6か月～1年		
オンラインによる申込み	相談：可能　、　調停：不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

当センターは、境界に関する紛争当事者の話合いをサポートする調停業務だけでなく、境界問題にお悩みの方への相談業務も行っています。土地家屋調査士1名と弁護士1名が2時間まで、専門的な知識を活用して事案の詳細な検討を行い、今後の対策までを御提案しています。ぜひ当センターでの相談業務も御活用ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	神奈川県行政書士会
住所	神奈川県横浜市中区山下町2番地　産業貿易センタービル7階
名称	行政書士ADRセンター神奈川

TEL：045－577－6322
E-mail：soudan@adr-gyouseisyoshi.org　　認証番号【084】
URL：https://adr-gyouseisyoshi.org　　認証年月日　平成22年12月27日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】
●愛護動物に関する紛争：神奈川県内にお住いの方の愛玩動物に関する紛争
●敷金返還等に関する紛争：神奈川県内の居住用賃貸住宅の敷金の返還や原状回復に関する紛争
●外国人の職場環境等に関する紛争：神奈川県内にお住いの外国人の職場・学校における紛争
【交通事故関係】
●自転車事故に関する紛争：神奈川県内にて発生した自転車の走行に起因する事故の紛争

アピールポイント・解決事例等

・相談は無料、相談回数に制限はありません。（ただし、面談は要予約となります。）
・利用者の利便を考慮し、調停実施期日については柔軟に対応を致します。
・調停室等の設置については、守秘義務に配慮して設置しています。
・調停人候補者は、28名を名簿登載しています。
・学術委員を含む6人で構成する評価委員会により運営の向上を図っています。

手数料

申請手数料	2,200円（税込，申込人の負担）
期日手数料	4,400円（税込，第一回期日は申込人に，二回目以降は双方で折半が原則）
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	毎週火曜日・木曜日　午後1時～午後4時（祝日・年末年始を除く）		
実施日時	随時		
手続実施者の構成	調停人候補者名簿登載の行政書士1名・手続き関与弁護士1名の2名で構成		
解決までの標準期間	3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県社会保険労務士会
住所	新潟県新潟市中央区東大通2－3－26　プレイス新潟1階
名称	**社労士会労働紛争解決センター新潟**
	TEL：025－250－7759 E-mail：info@sr-niigata.jp　　認証番号【058】 URL：https://www.sr-niigata.jp/pages/14/　　認証年月日 平成22年2月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【分野】労働条件その他労働関係に関する事項に関する個々の労働者と事業主との間の紛争
（解雇、賃金、ハラスメント等）

【対応可能地域】新潟県内

アピールポイント・解決事例等

・事前相談（新潟県社会保険労務士会の総合労働相談所での無料相談）が可能です。
・あっせん受付から1か月程度であっせん日が決定し、原則として1回の手続きで解決します。
・原則3名（特定社会保険労務士2名と弁護士1名）のあっせん委員で対応します。

（解決事例）
・申立人（労働者）は被申立人（相手方会社）の社員からパワハラを受け精神的な病に罹患したとして、安全配慮義務違反による慰謝料等の支払いを求めました。被申立人はパワハラはなく安全配慮義務違反による慰謝料等の支払いに応ずる意向はないと主張しましたが、あっせん委員による解決金支払いでの和解提案があり、請求金額からは隔たりがあったものの最終的に双方が受け入れ、和解が成立しました。（あっせん受付から和解成立まで60日の事例です）

手数料

申請手数料	不要（令和5年9月8日から2年間）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	調査費用、閲覧手数料等はあります。

実施方法

事前相談	面談による無料相談を実施		
実施日時	月～金/10時～15時 第1火曜日は10時～17時（8/13～16、12/29～1/3、祝日は除く）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名の3名構成を原則		
解決までの標準期間	約2か月		
オンラインによる申込み	行っていません		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

ホームページのURL
https://www.sr-niigata.jp

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県土地家屋調査士会
住所	新潟県新潟市中央区上大川前通六番町1211番地5　三好マンション鏡橋3階
名称	境界紛争解決支援センターにいがた
	TEL：025-378-5444 E-mail：adr@nii-cho.jp　　認証番号【131】 URL：https://adr.nii-cho.jp/　　認証年月日 平成26年5月21日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界を原因とする民事に関する紛争　（新潟県内のみ対応可能）

アピールポイント・解決事例等

・「調停手続」は、土地境界の専門家（調査士）と法律の専門家（弁護士）が参加支援します。
・相手方の応諾は、手続説明・出席支援をすることで、7割の実績があります。
・和解成立実績は、現在まで10件です。成立に至らなくても、理解が深まり不安が解消した事例が多数あります。
・紛争内容によっては、他の解決手続等の紹介も行い、早期の解決を支援します。
【解決事例】
・長期の境界紛争を，筆界確認に基づいて、納得できる解決に導きました。
・筆界特定手続後に継続する所有権紛争を，合意に導きました。
・負担の少ない解決方法を，当事者に提供しました。

手数料

申請手数料	受付面談：不要、相談手続：22,000円（期日手数料込み）、調停手続：22,000円
期日手数料	調停手続（1回目）：27,500円（申立人負担） 調停手続（2回目以降）：27,500円（等分負担）
成立手数料	和解契約書（図面付）作成：220,000円（等分負担）
その他	上記のほか、調査(資料・現地)費用、閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	電話・メール等の「事前相談」、 問題整理・手続案内の「受付面談」、一方の当事者のための「相談手続」		
実施日時	月～金　午前10時～12時　午後1時～4時半 （センターの業務を行わないものとしてあらかじめ指定した日を除く）		
手続実施者の構成	法務大臣認定の調査士2名、県弁護士会会長推薦の弁護士1名		
解決までの標準期間	約4カ月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	新潟県行政書士会
住所	新潟県新潟市中央区笹口3丁目4番地8
名称	行政書士ADRセンター新潟

TEL：025-248-1038
E-mail：info@niigata-gyousei.or.jp
URL：https://adr-niigata.com/

認証番号【070】
認証年月日 平成22年4月26日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

（1）外国人の職場環境等に関する紛争（対応可能地域：新潟県内）
（2）愛護動物に関する紛争（対応可能地域：新潟県内）
（3）敷金返還等に関する紛争（対応可能地域：新潟県内）
（4）自転車事故に関する紛争（対応可能地域：新潟県内）

アピールポイント・解決事例等

（1）無料相談対応。
（2）調停の期日は調整いたします。
（3）出張対応可能。
（4）調停手続が行われなかった場合、調停手数料を返還いたします。
（5）当事者が仰ることに耳を傾け、紛争解決をするための最大限の支援を行います。

手数料

申請手数料	4,191円（3,810円＋消費税381円）
期日手数料	4,191円（3,810円＋消費税381円）
成立手数料	合意書に解決額として示された経済的利益の額の100分の5
その他	調停依頼時に、成立手数料を除き、手数料総額をお示しいたします。

実施方法

事前相談	025-248-1038にお電話ください。 受付は月～金曜日午前9時～午後5時（祝休日、年末年始休み）です。		
実施日時	毎週月～金曜日午前10時～午後4時（祝休日、年末年始は休み）		
手続実施者の構成	行政書士、弁護士		
解決までの標準期間	3か月		
オンラインによる申込み	なし（事前相談は可能）		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	富山県社会保険労務士会
住所	富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル7階
名称	**社労士会労働紛争解決センター富山**
	TEL：076-413-4801 E-mail：info@sr-toyama.jp　　認証番号【080】 URL：https://sr-toyama.jp/adr/　　認証年月日　平成22年　4月　1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

（労働関係）労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争
（対応地域）富山県内事業所

アピールポイント・解決事例等

労働問題に精通した特定社会保険労務士が担当する。
個々の労働者と事業主のトラブルを迅速に対応します。
申立費用等は当面の間無料です。

手数料

申請手数料	5,000円(但し当面の間無料)
期日手数料	0
成立手数料	0
その他	0

実施方法

事前相談	電話、来訪により対応可		
実施日時	協議の上決定		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名(事案の内容により弁護士1名)		
解決までの標準期間	約2週間から1か月		
オンラインによる申込み	可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	石川県社会保険労務士会
住所	石川県金沢市玉鉾二丁目502番地
名称	**社労士会労働紛争解決センター石川**
	TEL：076-291-5411 E-mail：kaiketsu@ishikawa-sr.net　　認証番号【061】 URL：https://ishikawa-sr.net/　　認証年月日 平成22年2月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争
（解雇・雇止め・未払残業代・ハラスメント・非正規社員の均衡待遇・懲戒処分・賠償等）
石川県及び隣接する県について対応可能

アピールポイント・解決事例等

これまでの申立のうち、あっせんにより68％は和解成立しています。
① 当センターを選択するのにふさわしい事件は、以下のとおりです。
・じっくりと話をきいてもらいたい場合
・紛争の存在や内容を外部に知られたくない場合
・少しでも譲歩の可能性が想定される場合
・権利義務関係を踏まえながらも柔軟な解決を期待する場合
② 当センターのメリットは、以下のとおりです。
・訴訟と比較して時間的・労力的・金銭的負担が少なく、迅速な解決が可能です。
・早期に紛争から解放され、新たな希望を持って未来へと前進できます。

手数料

申請手数料	11,000円（税込価格）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	相手方が依頼しない旨の回答の場合、郵送料等の実費を控除した残額を返却

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	月～金の9時～17時（あっせんは、水の10時～19時・第1土の9時～12時）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名及び弁護士1名		
解決までの標準期間	平均して1.5か月間		
オンラインによる申込み	不可能		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

【解決事例】
○労働者からの申立で、雇止めには客観的合理性を欠き、社会通念上相当と認められないとし、解決を求めた事件
○使用者からの申立で、労働者に支払うべき債務（時間外手当等）の確定を求めた事件
○労働者からの申立で、不当解雇による補償金とパワハラによる慰謝料を求めた事件

認証ADR機関の基本情報

事業者名	石川県土地家屋調査士会
住所	石川県金沢市新神田3丁目9番27号
名称	境界問題相談センターいしかわ
	TEL：076－291－1125 E-mail：honkai@ishicho.or.jp　認証番号【107】 URL：http://www.ishicho.or.jp　認証年月日 平成23年11月9日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
（土地の所在の範囲は、原則として石川県内です）

アピールポイント・解決事例等

土地の境界が明らかでないことを原因とする問題について、
土地家屋調査士と弁護士が協力して調停員となり、それぞれの専門性を活用し、
当事者の自主的な解決の努力を尊重しながら公正・公平に和解を仲介し、
紛争の実情に即した解決を図ります。

手数料

申請手数料	20,000円（税込）
期日手数料	7,500円（税込）×当事者数×回数
成立手数料	50,000～80,000円（税込）
その他	上記のほか，基本調査費用，測量費用等があります。

実施方法

事前相談	なし		
実施日時	月～金／午前10時～午後5時		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名，弁護士1名による構成		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	可能		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

土地境界の専門家である土地家屋調査士2名と、
法律の専門家である弁護士1名が調停員となるので、
境界（筆界）を明確にした上で、
所有権についての紛争や境界線に起因した様々なトラブルを解決します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福井県社会保険労務士会
住所	福井県福井市大手3丁目7番1号　繊協ビル7階
名称	**社労士会労働紛争解決センター福井**
	TEL：0776－21－8157 E-mail：office@fukui-sr.jp　　認証番号【121】 URL：https://www.fukui-sr.jp/other/adr　　認証年月日　平成24年11月21日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

個別労働関係紛争【解雇・賃金・各種ハラスメント・人間関係・職場環境】
福井県内のみ対応可能です。

アピールポイント・解決事例等

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。相談は平日の午前9時から午後5時まで受け付けています。内容によっては、女性の特定社会保険労務士が対応することも可能です。

手数料

申請手数料	3,300円（※ただし、令和7年9月30日まで無料とする。）
期日手数料	無し
成立手数料	無し
その他	必要に応じて調査費用、閲覧手数料、通訳および翻訳等がある。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	原則水曜日と第2土曜日の午前10時から午後8時		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名によるあっせん委員。弁護士が加わることもある。		
解決までの標準期間	およそ1カ月		
オンラインによる申込み	対応無し		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

経済・社会情勢の変化により、相談内容が多岐にわたるなど複雑になってきていますが、あっせん委員候補者の研修を実施して種々の相談に対応できるよう努めています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山梨県司法書士会
住所	山梨県甲府市北口一丁目6番7号
名称	山梨県司法書士会調停センター　ちょっくらはなすけ
	TEL：055-253-6900 E-mail：hanashiai-chokkura-hanasuke@yamanashi-shiho.or.jp　認証番号【134】 URL：https://www.yamanashi-shiho.or.jp/kaiketsu/　認証年月日 平成27年1月23 日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】山梨県内における紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争（司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争）

アピールポイント・解決事例等

話し合いを手助けする場を提供することにより、当事者自らの対話によるトラブル解決を目的とするセンターです。
事件管理者及び手続実施者は、話合い促進のトレーニングを受けた認定司法書士です。
当事者の希望の日時・場所で手続を実施することができます。
話し合いの前提として法律相談が必要な場合は、山梨県司法書士会総合相談センターの開催する無料相談会を御案内いたします。
事前に連絡して説明する等相手方が話合いに応じていただけるよう誠心誠意呼びかけを行います。
第1回目の期日に限り、手続を無料で実施しています。
相談事例
・貸したものを返してほしい。　・親戚に貸した車が壊れて帰ってきたが、直してくれない。
・私道に車を勝手に停めていて、通行等の妨げになっているのでやめてほしい。
・部屋のクリーニング代金を支払ってくれない

手数料

申請手数料	申込事務手数料：金5,500円（税込。以下同様）
期日手数料	手続実施手数料：金11,000円（第2回目以降の調停期日1回につき）
成立手数料	合意書作成手数料：金66,000円
その他	※申込事務手数料は申込人が、第2回目以降の手続実施手数料及び合意書作成手数料は申込人及び相手方双方が負担します。 ※原則として、納付された手数料は返還いたしません。ただし、申込みを不受理としたとき等一定の場合には手数料の一部又は全額を返還する場合があります。

実施方法

事前相談	電話対応		
実施日時	毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（土日祝祭日を除く）		
手続実施者の構成	司法書士法第3条2項に規定する司法書士（認定司法書士）		
解決までの標準期間	数か月		
オンラインによる申込み	検討中		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

手続は非公開です。また、調停手続きに関与する者には、守秘義務を課しています。
安心してご相談・お申込み下さい。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山梨県社会保険労務士会
住所	山梨県甲府市酒折一丁目1番11号　日星ビル2F
名称	**社労士会労働紛争解決センター山梨**
	TEL：055－244－6064
	E-mail：ysr-adr@opal.ocn.ne.jp　　認証番号【092】
	URL：https://www.y-sr.com/center/　　認証年月日 平成23年3月22日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

解雇、雇い止め、退職勧奨、職場内での嫌がらせ、労働条件等に関する労働者と事業主との間の紛争

アピールポイント・解決事例等

社労士会労働紛争解決センター山梨は、労働問題の専門家である社会保険労務士が「あっせん」を行い、解決の援助を行います。「あっせん」は、受付日から概ね1か月以内にあっせんする日を決めて、原則として1回（1日）の手続きで紛争を解決します。裁判のように長期間何度も裁判所に通ったりする必要がありません。あっせん委員が労働者と事業主それぞれの意見を別々に伺ったうえで、適切な和解案を提案し、その後の円満な労使関係を回復することを目指しています。今まで解決した紛争事例として、「合理的な理由のない解雇により精神的な苦痛を被った」あるいは、「育児休業明けに労働条件の変更又は自主退職を求められたことに納得がいかない」などがありました。いずれの紛争も、社労士会労働紛争解決センターでのあっせんにより和解が成立しています。

手数料

申請手数料	不要（令和8年12月7日まで）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	

実施方法

事前相談	面談による無料の総合労働相談を実施		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時		
手続実施者の構成	社会保険労務士2～3名構成を原則		
解決までの標準期間	約1～2か月間		
オンラインによる申込み	非対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県社会保険労務士会
住所	長野県長野市中御所1丁目16－11
名称	**社労士会労働紛争解決センター長野**

TEL：026-267-6200
E-mail：jimukyoku@sr-nagano.or.jp　　認証番号【099】
URL：sr-nagano.or.jp/modules/pico/index.php/content0190.html　認証年月日 平成23年4月11日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

長野県のみ対応可能
・不当解雇に対するあっせんの申立て
・パワーハラスメントに対するあっせんの申立て
・日常的なハラスメントによる精神疾患や退職を余儀なくされたことに対するあっせんの申立て
・試用期間満了による雇い止めに関する相談

アピールポイント・解決事例等

あっせん委員は、労務管理等の業務に精通する特定社会保険労務士のうち、特に労働問題に精通し、個別労働関係法制に関し造詣が深く、都道府県労働局の紛争調整委員会の委員経験者や裁判所の民事調停委員の経験者等、紛争解決の実務経験及び能力を有する者の中から選任されます。また、長野県社会保険労務士会総合労働相談所と連携し、手続きを実施する前に無料で相談を受けることができます。

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合は交通費等の実費を請求する場合がある

実施方法

事前相談	面談や電話による無料の事前相談を実施		
実施日時	月～金／午前9時～午後5時		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名を原則		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	非対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県土地家屋調査士会
住所	長野県長野市大字南長野妻科399番地2
名称	境界問題解決支援センター長野
	TEL：026－232－5501
	E-mail： 認証番号【051】
	URL：http://www.nagano-chosashi.org/adr/ 認証年月日 平成21年12月18日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

土地の筆界・境界　長野県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

相談・調停実施場所は調査士会館調停室及び県内4地区（北信地区・東信地区・南信地区・中信地区）でセンター長が指定する場所で行うことができます。
相談は有料相談となります。手数料は5，500円（消費税額を含む価格）相談員の構成は土地家屋調査士1名、弁護士1名で時間は2時間以内となります。

手数料

申請手数料	11,000円（消費税額を含む価格）
期日手数料	22,000円（消費税額を含む価格）
成立手数料	110,000円（消費税額を含む価格）
その他	上記のほか、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	面談による有料相談を実施		
実施日時	調停は原則平日の10時から12時、13時から16時30分まで		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名　弁護士1名の3名を原則		
解決までの標準期間	約4か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長野県行政書士会		
住所	長野県長野市南県町1009－3　長野県行政書士会館		
名称	長野県行政書士紛争解決センター		
	TEL：026－224－1300		
	E-mail：gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp	認証番号	【161】
	URL：https://www.nagano-gyosei.or.jp/adr_index.html	認証年月日	平成31年2月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

★外国人関係・・・職場のトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のトラブルなど
★ペット関係・・・咬みつき事件（被害側、加害側）、医療事故、所有権、売買トラブルなど
★住宅敷金関係・・・敷金返還・原状回復に関するトラブル、契約終了に伴うトラブルなど
★自転車事故関係・・・自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故に伴うトラブルなど

アピールポイント・解決事例等

当センターは、主に行政書士が手続実施者（調停人）として皆様の紛争を解決します。行政書士は地域の皆様の身近な相談相手として、常日頃から丁寧にお話を「聴く」ことを心がけています。
更に当センターの手続実施者は法律・心理学・傾聴・相談技法等を繰り返し学ぶことにより、一定の能力担保が確認された者が任命されています。
紛争を解決するということは、とても根気と体力を使います。私たちが解決のお手伝いをいたします。

★ペット関係の事件
①「友人と共有しているペットの犬の所有に関するトラブル」を調停により即日解決。
★住宅敷金関係について
①賃貸住宅の家主が変更し、新旧の両家主から賃料請求を受けているがどうしたらいいか相談。
②賃貸住宅退去時に家主から清算金を請求されたが、敷金返還等の内容に疑義があるという相談。
★自転車事故関係について
①自転車を運転していた相談者が、歩行者をはねる事故。自転車保険、傷害保険などに加入していないとの相談。

手数料

申請手数料	不要（令和8年3月31日まで）
期日手数料	11,000円
成立手数料	不要（令和8年3月31日まで）
その他	

実施方法

事前相談	面談による無料の受付相談を実施します　（※出張相談可能）		
実施日時	原則水曜日10:00～16:00（※調停期日は当事者間で調整します）		
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名		
解決までの標準期間	1か月～3か月		
オンラインによる申込み	×（非対応）		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

まずは、ご相談ください。
長野県行政書士紛争解決センター
TEL.(026)224-1300 FAX.(026)224-1305 https://www.nagano-gyosei.or.jp/

お問い合わせ 受付 平日10:00～16:00
具体的なご相談 水曜日10:00～16:00（要予約）
かいけつサポート　長野県行政書士会

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岐阜県司法書士会
住所	岐阜県岐阜市金竜町五丁目10番地の1
名称	**岐阜県司法書士会司法書士調停センター（愛称：あゆみ）**
	TEL：058-246-1568 E-mail：XLQ06160@nifty.com　認証番号【152】 URL：http://www.gifu-shihoushoshi.or.jp/　認証年月日 平成29年4月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）

岐阜県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

・ご希望により、土日、夜間での対応も可能です。
・手続きを実施する前に、無料で相談を受けることができます。
・手数料の減免制度があります。
・相手方が話し合いに応じない場合、手数料を返還します。

【想定事例】身近な金銭のトラブル　建物賃貸借のトラブル

手数料

申請手数料	11，000円
期日手数料	1期日11，000円
成立手数料	33，000円
その他	閲覧、謄写手数料、証明書発行手数料があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談可能		
実施日時	平日午前9時～午後5時（この時間以外も応相談）		
手続実施者の構成	司法書士1名を原則		
解決までの標準期間	3回以内の期日		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

調停人が当事者間の対話を促進することにより、より柔軟な解決を目指します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岐阜県社会保険労務士会		
住所	岐阜県岐阜市薮田東二丁目11番地11		
名称	社労士会労働紛争解決センター岐阜		
	TEL：058-272-2470		
	E-mail：office@gifu-syarousi.or.jp	認証番号	【060】
	URL：https://gifu-syarousi.or.jp/resolution-center/	認証年月日	平成22年2月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】個別労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
岐阜県内の事業所で発生した紛争もしくは，被申立人の住所地が岐阜県内にあるもの。

アピールポイント・解決事例等

当センターは，平成22年の認証取得以降，申立件数の総数は59件，被申立人からの応諾件数は44件で，応諾率（応諾件数/申立件数）は約75%です。
また，被申立人から応諾があったもののうち和解件数は37件で，和解成立率(和解成立件数/応諾件数)は約84%の実績があります。
令和7年3月31日までは，申立手数料は無料となっております。

【解決事例】
・解雇によるトラブルについて，被申立人が和解金を支払うことで和解した。
・安全配慮義務違反による損害賠償請求について，被申立人が謝罪し，解決金を支払うことで和解した。
・パワハラによる慰謝料請求について，被申立人の管理不足も否めないことから慰謝料を含めた解決金を支払うことで和解した。
・申立人(使用者)から雇用契約の合意解約を求める事案について，申立人(使用者)側が和解金を支払うことで和解した。

【あっせん申立てに関するご相談】
あっせん申立てに関する相談は，岐阜県社会保険労務士会 総合労働相談所を御利用ください。
【総合労働相談所】
所在地：岐阜県岐阜市薮田東2丁目11番地11　電　話：058-272-2470
電話・面談相談とも月曜日、水曜日、金曜日　午後1時～午後5時まで
（電話相談の受け付けは午後4時30分まで）
費　用：無　料

手数料

申請手数料	3,000円（税別）ただし，令和7年3月31日までは無料です。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合，交通費等の実費を請求する場合があります。

実施方法

事前相談	電話・面談相談とも月曜日、水曜日、金曜日　午後1時～午後5時まで （電話相談の受け付けは午後4時30分まで）		
実施日時	月曜日～金曜日／午前9時～午後5時 （祝日及び8月14日～16日，12月29日～1月4日までを除く。）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名，弁護士1名		
解決までの標準期間	約1か月間		
オンラインによる申込み			
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

あっせん申立てに関する相談は，岐阜県社会保険労務士会 総合労働相談所を御利用ください。
【総合労働相談所】
所在地：岐阜県岐阜市薮田東2丁目11番地11　電　話：058-272-2470
電話・面談相談とも月曜日、水曜日、金曜日　午後1時～午後5時まで
（電話相談の受け付けは午後4時30分まで）
費　用：無　料

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岐阜県土地家屋調査士会
住所	岐阜市田端町1番地の12
名称	境界紛争解決センターぎふ
	TEL：058-245-0236 E-mail：adrc-gifu@bz04.plala.or.jp　認証番号【137】 URL：https://gi-cho.com/adr-r3/　認証年月日 平成27年4月27日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
（岐阜県内に所在する土地が対象。ただし、岐阜県に隣接している土地や当事者の一方が岐阜県に住所を有するときに認められる場合があります。）

アピールポイント・解決事例等

【アピールポイント】
・土地の境界が不明であることから発生する紛争を、筆界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が、協働で中立・公正な立場から柔軟な解決を目指します。
・申立の前置として「相談手続」を設けており、土地家屋調査士と弁護士が問題解決の方法について相談に当たります。
・土地家屋調査士会「境界紛争解決センターぎふ」と、法務局「筆界特定制度」との連携を図っており、筆界特定後の境界標識設置について、簡易調停を行います。
・越境物に関する覚書を作成するための「覚書調停」を行います。
・時間外・祝祭日の実施には、柔軟に対応します。
【解決事例】
売買で土地の所有権を取得した新所有者に対し、隣接地の所有者から「貴殿が取得したした土地の一部について、前所有者と交換した事実がある。まだその約束が履行されていない。」との申立てがあった。
対象地は測量が近年に行われていた土地であったことから、当時の約束した部分について、分筆して交換する和解が成立した。

手数料

申請手数料	22，000円（税込）　※相手が不応諾の場合は実費を除き返還します。
期日手数料	毎回22，000円（税込）1回目申立人負担、2回目以降原則当事者半額負担
成立手数料	最低110，000円(税込)当事者の意見を聴き負担割合を決める。 ※期日2回以内で成立の場合は不要。
その他	上記の他、相談手数料、資料調査、測量・鑑定、旅費、閲覧・謄写費用がある。

実施方法

事前相談	予約制による無料相談あり。		
実施日時	毎週月～金曜日／午前9時～午後5時（祝祭日を除く）		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による3名構成を原則		
解決までの標準期間	約3～5か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

境界紛争 ゼロ宣言

岐阜県土地家屋調査士会は境界紛争ゼロを目指しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県社会保険労務士会
住所	静岡県静岡市葵区東鷹匠町9番2号
名称	**社労士会労働紛争解決センター静岡**

TEL：054-249-1101
E-mail：info@sr-shizuoka.or.jp
URL：https://www.sr-shizuoka.or.jp/adr/

認証番号【083】
認証年月日 平成22年12月24日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争
対応地域：静岡県内

アピールポイント・解決事例等

・あっせんの場は、原則として静岡市ですが、当事者の近隣地区を会場とすることも可能です。
・労働問題に精通した特定社会保険労務士があっせん委員となり、和解案をご提案します。
・あっせんの場は、原則として1回(1日)の手続きでトラブルを解決を支援致します。
・解決事例
退職関係（解雇・退職トラブル）
職場のいじめ（ハラスメント）
退職金
労働条件の不利益変更
など

手数料

申請手数料	3,150円（税込み）（ただし、令和7年12月31日までは無料）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	上記の他、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等手続きに要する費用が係る場合があります。

実施方法

事前相談	電話による無料の事前相談が可能です。		
実施日時	毎週月曜日から金曜日までの10:00～16:00（12月30日～1月4日、祝日を除く）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名（事案によっては弁護士があっせん委員に加わる場合もあります。）		
解決までの標準期間	約2ヶ月		
オンラインによる申込み	対応しておりません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

その他詳細は、社労士会労働紛争解決センター静岡ホームページを下記QRコードよりご参照下さい。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県土地家屋調査士会
住所	静岡県静岡市駿河区曲金六丁目16番10号
名称	**静岡境界紛争解決センター**

TEL：054-282-0910
E-mail：info@shizuoka-chosashi.or.jp　　認証番号【078】
URL：https://www.shizuoka-chosashi.or.jp/ADR/　　認証年月日 平成22年9月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
原則として目的となる土地の所在地が静岡県の場合のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

境界問題には当事者の思いが複雑に絡まっていることを念頭に置いて、自主交渉援助型調停を実施しています。

【解決事例】
隣地のフェンスを境界と思い込み、物置を設置した。その後物置が越境していることが判明し、問題となったが、調停による話合いによって和解成立した。

手数料

申請手数料	55,000円
期日手数料	22,000円
成立手数料	154,000円
その他	測量・鑑定費用、調査費用　必要に応じて

実施方法

事前相談	毎月第2火曜日開催の無料相談会にて対応		
実施日時	月～金/午前9時～午後4時30分		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名の3名構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	静岡県行政書士会
住所	静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
名称	行政書士ADRセンター静岡
	TEL：050-3784-8210／(054-254-3003) E-mail：shizuoka@sz-gyosei.jp　認証番号【155】 URL：https://www.sz-gyosei.jp/adr/　認証年月日　平成30年4月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

静岡県内に居住する日本人と外国人の間における「身分の得喪」「教育環境」「労働環境」「日常生活」に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

静岡県は、外国人居住者が多岐にわたり、特に県内西部にはブラジル人コミュニティーが根付いている関係上、ブラジル総領事館も置かれています。当センターは総領事館とも長年にわたり協力関係を築き上げてきました。また、近年はフィリピンやベトナム等、東南アジア諸国の方も多数在住しており、文化の違いから、軽微なトラブルの相談も寄せられており、丁寧に対応させていただいております。調停手続の実施及び手続直前まで至る事案も、年に数件ありますが、残念ながらこれまで解決に至った事例はございません。最近の事例は「学校内でのいじめ」「賃貸住宅での自治会との紛争」「外国人を理由としたスポーツ少年団入会拒否」があり、それぞれ申立直前まで手続を進めましたが、残念ながら申立人が取り下げしたため、調停に至りませんでした。相談段階で解決できるケースもあり、当センターでは相談については無料で対応しております。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	5,500円/1回　最大3回まで
成立手数料	0円
その他	0円

実施方法

事前相談	原則、毎月第二水曜日。但し、必要に応じて対応可能。		
実施日時	当事者双方の希望を調整。		
手続実施者の構成	調停人候補者からセンター長が選任する。		
解決までの標準期間	原則1か月以内		
オンラインによる申込み	×（非対応）申立は書面による。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	愛知県名古屋市中区三の丸1-4-2　愛知県弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 名古屋支部
	TEL：(052)203－1651
	E-mail：　認証番号【119】
	URL：https://www.ip-adr.gr.jp/business/mediation/ https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/　認証年月日　平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、名古屋支部以外にも、東京本部、関西支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※申請人のみ負担
期日手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料148,500円／仲裁判断書作成手数料220,000円 ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)		
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	対応		
オンライン調停	○(対応)	特定和解	○(対応)

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人　日本産業カウンセラー協会
住所	東京都港区新橋6-17-17　御成門センタービル6階
名称	ADRセンター

TEL：03-3438-4568
E-mail：adr@counselor.or.jp
URL：https://www.counselor.or.jp

認証番号【019】
認証年月日 平成20年9月22日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

①【労働関係】個別労働関係紛争
②【家事関係】夫婦関係等男女間に関する紛争（離婚を含む）
※全国の紛争を取扱可能（現在オンライン調停対応の準備中）　調停手続は、東京・大阪・名古屋のいずれかのADRセンターにて行います。

アピールポイント・解決事例等

○当センターのADRは、わが国では数少ない「対話促進型ADR」の手法を採用しています。弁護士は同席せずに、お互いの話し合いを深めていく中で合意点を探ってゆきます。
○調停者は、カウンセラーであり、持ち味である傾聴力を活かし、円滑な対話の促進をします。労働関係では、特定社会保険労務士資格者、家事関係では、家庭裁判所調停委員経験者が対応します。
○話し合いの中で何らかの法律的な専門知識、解釈が求められる場合は、当センター契約の弁護士に助言を求められるような措置もとられています。
○オンライン調停は、現在準備中です。また、ADR調停料金も減額改定準備中です。
○解決事例としては、夫から夫婦関係修復を目指した申立がありましたが、双方の希望をじっくり傾聴し、別居は継続しつつも、婚姻費用の取り決めと約束事を取り決めることで双方納得いく解決が得られました。また、内縁関係の修復調整で、申立後、調停開始に向けて、当事者双方と頻繁に電話での調整をしましたが、結局、調停に至らず取下げになりました。その後、双方の話し合いが進展し、解決したとの申立人からの感謝の報告事例もありました。

手数料

申請手数料	27,000円（税込）含む1回目期日手数料
期日手数料	6,000円(税込)各自
成立手数料	規定は有りますが、柔軟に対応します。
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	受付は(月)～(金)午前9時～午後5時。　調停は土日夜間（午後8時迄）対応可		
手続実施者の構成	カウンセラー2名編成（特定社労士資格者または家庭裁判所調停委員経験者）		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

本部ADRセンター以外に、次の3か所にADRセンターを設置しています。
○東京支部ADRセンター　東京都渋谷区千駄ヶ谷4-3-12　菱化代々木ビル4階　TEL:03-6434-9130
○関西支部ADRセンター　大阪府大阪市中央区石町2-5-3　エル・おおさか南館3階 TEL:06-6809-3115
○中部支部ADRセンター　愛知県名古屋市東区東桜1-9-26　IKKO パーク栄ビル4階　TEL:052-618-7830

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県社会保険労務士会
住所	愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号
名称	**社労士会労働紛争解決センター愛知**

TEL：052-884-2221
E-mail：kaiketu@aichi-sr.com　　認証番号【034】
URL：http://www.aichi-sr.or.jp/contribution/2020060815403752.html　　認証年月日 平成21年8月13日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争
（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
※ 申立ては日本全国からできますが、あっせん手続の場所はセンター事務所所在地を原則とします。

アピールポイント・解決事例等

- **あっせん人は特定社労士2人と弁護士1人で構成しており、法律分野のアドバイスもできます。**
- **あっせん手続（期日）において、最高3回まで開催することができます。1回目のあっせんでは解決できなくても、2回目以降で和解するケースもあります。**
- **あっせん手続では双方の意見を交互にじっくり聞き、解決に向けた努力をします。**
- **専門相談室があり、あっせん申請のアドバイスもします。**
- **令和6年度末までは、双方当事者からの諸手数料は無料です。**

手数料

申請手数料	3,300円（税込） ただし、令和7年3月31日まで無料。
期日手数料	当事者双方から3,300円（税込） ただし、令和7年3月31日まで無料。
成立手数料	解決額の5.5％（税込） ただし、令和7年3月31日まで無料。
その他	あっせん人が出張した場合などは、交通費などの実費を請求する場合があります。

実施方法

事前相談	面談であっせん申請書の作成を支援		
実施日時	月～金/おおむね午前10時～午後6時頃		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、担当弁護士1名の3人体制		
解決までの標準期間	約2か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

職場での事業主と労働者のトラブルがあればお気軽にご相談ください。

詳細はこちら（https://www.aichi-sr.or.jp/contribution/2020060815403752.html）をご覧ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県土地家屋調査士会
住所	名古屋市西区新道一丁目2番25号
名称	**あいち境界問題相談センター**
	TEL：052－586－1200 E-mail：webmaster@chosashi-aichi.or.jp　認証番号【096】 URL：https://www.chosashi-aichi.or.jp/　認証年月日 平成23年3月29日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

土地（原則として愛知県内の土地）の筆界が現地で明らかでないことを原因とする民事に関する紛争（筆界特定手続により筆界が特定された土地の所有権の及ぶ範囲に関する紛争を含む。）

アピールポイント・解決事例等

当センターは、境界についての意見の相違がある場合、境界立会いを申し入れても応じてもらえない場合などに、法律のスペシャリストである弁護士と、土地境界のスペシャリストである土地家屋調査士が協働して、中立的な立場から当事者双方に助言等を行い、境界問題を解決していく機関です。調停は、平日以外での対応、現地での対応が可能です。

また、調停に係る費用は、以下のとおりご利用いただきやすい価格となっております。

境界問題でお困りの方は、まず、当センターに御相談ください。

なお、法務局の筆界特定制度による筆界特定後に、境界標を設置するための調停（簡易調停）もあります。この場合の和解の成立費用は、2回目までの調停で成立した場合に限り無料です。

【解決事例】 ①境界の紛争及び越境物に関する事例
②地方自治体を相手方とした境界の紛争事例
③隣地所有者が境界に関する主張等を述べることなく、立会いの依頼に応じないため、境界が確認できないとして申立てがあった事例

手数料

申請手数料	3,300円
期日手数料	第1回調停期日のみ申立人のみ7,700円、第2回目からは無料
成立手数料	110,000円
その他	上記のほか、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の調停申立手続に関する事前説明を実施		
実施日時	月～金／午前10時～午後5時（この時間以外も応相談）		
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士2名の3名構成		
解決までの標準期間	約 6か月間		
オンラインによる申込み	取り扱っていません。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛知県行政書士会
住所	〒461-0004　愛知県名古屋市東区葵一丁目15番30号
名称	**行政書士ADRセンター愛知**
	TEL：052-908-3021 E-mail：info@aichi-gyosei.or.jp　　認証番号【062】 URL：https://www.aichi-gyosei.or.jp/adrcenter/　　認証年月日 平成22年3月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1　外国人の職場環境・教育環境に関する紛争（職場・学校における外国人に対する宗教、環境その他文化的価値の違いに起因する紛争）　2　自転車事故に関する紛争（自転車以外の車両との衝突は除きます。）　3　愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争　4　居住用賃貸建物に関する敷金返還または原状回復に関する紛争　注1）2・3の紛争については、申込の際の要求額が60万円を超えないものが対象になります。　注2）愛知県内での紛争が対象となります。

アピールポイント・解決事例等

当センターでは、対話促進型調停を基礎とした和解の仲介手続きを実施しています。双方当事者の対面による調停を基本として、専門的な経験と所定の研修・トレーニング実績のある手続実施者が中立・公正な立場から、当事者の言い分を十分な時間をとって聴き取った上で、お互いが納得できる解決策をともに考え、合意の形成を目指すお手伝いをします。当センターの解決手続きでは、裁判のように法律を適用して紛争を解決するというよりも、当事者間の対話を促進し、案件の実情に寄り添った和解策を探す、ということに力点が置かれています。また、当センターでの和解の仲介手続の中では、必要に応じて弁護士による法的助言を求めることができます。

手数料

申請手数料	3,600円（申込人のみ負担）
期日手数料	3,600円（申込人及び相手方の双方負担）
成立手数料	不要
その他	必要に応じた調査費等は実費請求

実施方法

事前相談	面談又は電話による事前手続相談会を実施		
実施日時	常設　毎月第1・第3火曜日　午後1時～4時　　随時　予約受付にて実施		
手続実施者の構成	行政書士2名　弁護士1名の3名構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	準備中		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

行政書士ADRセンター愛知
〒461-0004 名古屋市東区葵一丁目15番30号 愛知県行政書士会館
TEL：052-908-3021
E-mail：info@aichi-gyosei.or.jp
URL：https://www.aichi-gyosei.or.jp

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人家庭問題情報センター
住所	名古屋市千種区内山3丁目28番6号　マンション森4階D号室
名称	名古屋ファミリー相談室
	TEL：052-753-4340 E-mail：nagoya@fpic.or.jp　　認証番号【027】 URL：https://www.fpic-nagoya.com　　認証年月日 平成21年4月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【家族関係】婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護に関する紛争(養育費や面会交流など)についてADR調停を行います。
対応可能地域は、原則として、愛知県及び愛知県に近接する岐阜県及び三重県の地域の方を対象にしています。

アピールポイント・解決事例等

1.調停は原則として、双方が同席の上で、話合いにより、自主的な解決を目指します。
2.同席調停について特別な訓練を受けた調停人(元家庭裁判所調査官、元裁判官、元家庭裁判所調停委員、弁護士等、長年家事調停に携わってきた専門家が調停人)となり、当事者が自己決定に基づく自己解決ができるように、中立公正な立場で調停を進めるお手伝いをします。
3.土日、国民の休日、夜間を含め当事者の希望に沿った時間帯で実施できるよう可能な限り対応します。
4.調停期日5回又は3か月以内の早期解決に努めます。
5.調停手続は非公開で行います。
6.申込前の事前相談は無料で行います。
7.オンライン調停(ODR調停)は現在準備中です。一度、お問い合わせください。
8.解決事例としては、未成年の子がいる別居中の夫婦の離婚ケースや夫婦間の問題に加えて周辺の解決すべき問題を抱えた中年夫婦の離婚ケースなどがあります。法的問題にもできる限り柔軟な対処ができるADR調停のメリットを活かし、当事者双方が満足のできる合意書を作成しました。

手数料

申請手数料	それぞれ3,000円
期日手数料	それぞれ10,000円
成立手数料	不要
その他	成立時の合意書は無料(当事者双方1通ずつ)、その後の文書作成料は一通5,000円。

実施方法

事前相談	電話又は面接相談に無料で応じます。		
実施日時	平日、土曜、日曜、祝日の午前10時、午後3時、午後6時から開始		
手続実施者の構成	同席調停について特別な訓練を受けた調停人が原則2人で実施します。		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	メールでの申込み、オンライン調停については現在準備中です。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	三重県社会保険労務士会
住所	三重県津市島崎町255
名称	社労士会労働紛争解決センター三重

TEL：059-228-4994
E-mail：info@mie-sharoushi.or.jp
URL：http://www.mie-sharoushi.or.jp/

認証番号【073】
認証年月日 平成22年8月4日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争 （解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
～ 労働条件、雇用期間、賃金、安全衛生、退職、退職金、退職理由、解雇、パワハラ、労災事故、雇用保険、社会保険、その他の労働契約に関する紛争
※ 三重県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、平成22年8月4日に法務大臣の認証を得て、三重県社会保険労務士会が運営する民間の紛争解決機関です。また、厚生労働大臣指定の個別紛争解決機関です。
・労働問題に詳しい国家資格者である社会保険労務士が、その専門知識を活かして、中立・公正な立場で個別労働関係紛争の解決を図る機関です。
・誰でも気軽に利用でき、迅速・円満に解決のお手伝いをします。
・退職、解雇に関するトラブル
・賃金未払に関するトラブル

手数料

申請手数料	5,500円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	実施なし
実施日時	月曜日から金曜日　午前10時～午後4時
手続実施者の構成	社会保険労務士2名
解決までの標準期間	約2か月間
オンラインによる申込み	不可
オンライン調停	不可

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	三重県行政書士会
住所	三重県津市広明町328番地　津ビル2階
名称	行政書士ADRセンター三重

TEL：059-253-3760
E-mail：adr@mie-gyoseisyoshi.jp
URL：https://mie-gyoseisyoshi.jp/adr

認証番号【169】
認証年月日 令和3年3月31日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】
・三重県内の事業所に就労している外国人の職場環境に関する紛争
・三重県内の学校に在籍する外国人の教育環境に関する紛争
・三重県内で発生した愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争
・三重県内に所在する建物の建物賃貸借の敷金返還または原状回復に関する紛争
【交通事故関係】
・三重県内で発生した自転車事故に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

・当事者の一方がオンライン調停を希望する場合は、Web会議システム等を利用して調停に参加することができます。
・調停手続きに関する説明（事前相談）は無料で行います。
・申請手数料3,000円は申込みを不受理とした場合には、その全額を返還します。
・三重県外において発生した紛争であっても当事者が希望し、当センターで実施することが相当と判断した場合は対応可能となります。

【相談・申込事例】
・散歩中にリードが外れて近所の犬を噛みケガをさせてしまった。
・近所に犬の多頭飼いをしている方がいて、鳴き声等でトラブルになっている。
・アパート退去時に原状回復の説明があり金額を提示され鍵を返却した。その後、補修箇所が増えたと言われ請求書が届いたが想定外に高くなっており納得がいかない。
・原状回復費用を請求したが、相手方の見積金額と大きな差異があり払ってもらえない。

手数料

申請手数料	3，000円申込人負担
期日手数料	第1回期日：5，000円申込人負担 第2期以降：5，000円当事者双方で折半が原則
成立手数料	合意書作成料として15，000円当事者双方で折半が原則
その他	指定場所以外で実施する場合は調停人の日当及び交通費等の費用がかかります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	原則として毎週火曜日・水曜日午前10時～午後4時まで （年末年始・夏季休暇・祝祭日を除く）		
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名		
解決までの標準期間	約1か月～3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

当センターは、専門的なトレーニングを受けた調停人のサポートにより、しっかりと話し合っていただくことで、当事者の気持ちも十分に配慮することができること、当事者の都合に合わせるなど柔軟性があること、手続は非公開で進められることなど様々な点で安心してご利用いただけます。
その他詳細な情報については、当センターホームページをご覧ください。
https://mie-gyoseisyoshi.jp/adr　　右のQRコードからアクセスできます。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	滋賀県司法書士会
住所	滋賀県大津市末広町7番5号
名称	滋賀県司法書士会調停センター「和（なごみ）」

TEL：077-525-1093
E-mail：sigakai@mx.bw.dream.jp
URL：https://sigakai.com/nagomi/

認証番号【26】
認証年月日 平成21年1月20日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【取扱う紛争分野】民事に関する紛争一般（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～貸金・債務関係，不動産関係，不法行為関係などの法的紛争を広く扱う。
【対応可能地域】滋賀県内全域

アピールポイント・解決事例等

・期日手数料3回目までは無料です。
・当センターは弁護士助言を受けずに認定司法書士が調停人となります。
・認証取得後受付件数は60件以上です。
・紛争の金額が10万円以下の場合，申立手数料を無料とし，諦めてしまいがちな少額案件の解決支援に力を入れています。
・話し合いを重視しますので，裁判所に持ち込みたくないご近所紛争や身近な間柄のトラブルに適しているかと思います。
・必ずしも調停期日内に解決しないこともありますが，「調停申入文書を送ってもらっただけで進展した」，「相手の考えが分かった」，「感情的なわだかまりが取れて，直接交渉が可能になった」といった事例も多数あります。

手数料

申請手数料	紛争の金額に応じ最大5,000円（税込），紛争の金額10万円以下は無料
期日手数料	3回まで無料，4回目以降紛争の金額に応じ1回につき最大10,000円（税込）
成立手数料	合意により得られる利益の額に応じ最大10,000円（税込）
その他	詳細についてはホームページを御覧ください。（上記URLより）

実施方法

事前相談	行っていません		
実施日時	事例に応じ，17時以降や休日の開催も可能（要相談）		
手続実施者の構成	認定司法書士2名		
解決までの標準期間	約3～6か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	滋賀県社会保険労務士会
住所	滋賀県大津市打出浜2－1　コラボしが21　6階
名称	**社労士会労働紛争解決センター滋賀**
	TEL：077-526-3760 E-mail： URL：https://www.sr-shiga.com/trouble
	認証番号【079】 認証年月日 平成22年9月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働者と事業主の間の個別的な紛争
解雇、雇止め、賃金未払い、セクハラ、パワハラなど
【対応可能地域】紛争発生の事業所又は相手方の住所いづれかが滋賀県内の紛争

アピールポイント・解決事例等

あっせん員として労働問題に造詣のある特定社会保険労務士が公正・中立な立場で解決にあたります。
平成22年の開設以来、取扱件数26件、あっせん申請に対する応諾率73%、応諾後の和解成立率が74%です。
毎週土曜日には総合労働相談所を開設しており、無料で相談できますので、その際にあっせん申請のアドバイスを受けることができます。
原則1回のあっせん手続で終結でき、裁判に比して早期解決できます。

解決事例として
退職時の雇用保険喪失届の事業主の手続きの齟齬における紛争に対し、社労士の専門知識を駆使して決着しました。
上司によるパワハラの紛争について、事実認定は困難なところ、双方の主張を根気よく聞き、和解に導きました。

手数料

申請手数料	11,000円（ただし、令和8年6月12日まで無料。）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	随時		
実施日時	毎週月～金（祝日・8/13～16・12/29～1/3除く）9時～17時		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名		
解決までの標準期間	約1カ月		
オンラインによる申込み	オンラインでの申込は受け付けておりません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

事前説明で申立書の記載方法その他を懇切丁寧に説明します。
手続きは非公開で、当事者ごとに部屋を用意し、互いに会うことはありません。
労働者だけでなく、事業主からも、いずれも申立可能です。
あっせん手続き自体は無論のこと、個人情報や会社機密その他が外部に漏れることはありません。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	京都司法書士会
住所	京都府京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目232番地の1
名称	**京都司法書士会調停センター**
	TEL：075-251-8741 E-mail： URL：https://siho-syosi.jp/mediationcenter
	認証番号【108】 認証年月日 平成23年11月11日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○民事に関する紛争
（但し、登記手続関連の家事事件以外の家事事件は、取扱いません。）

アピールポイント・解決事例等

同席による話し合い（メディエーション）にて解決を目指します。双方同席に合意することは、お互いに解決したい気持ちの表われです。直接相手の言い分、気持ちを聞くことができるので、遺産分割や近隣問題など、今後の関係性の維持が期待できます。調停期日が開催された場合、高い確率で合意が成立しています。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	11,000円（税込）
成立手数料	
その他	合意書作成費用　33,000円（税込）

実施方法

事前相談	有り　（利用相談）		
実施日時	原則月～金の10時～16時ですが、平日夜間、土日も対応可能です。		
手続実施者の構成	司法書士、弁護士		
解決までの標準期間	3か月を目安としています。		
オンラインによる申込み	なし		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	京都府社会保険労務士会
住所	京都市上京区今出川通り新町西入弁財天町332番地
名称	社労士会労働紛争解決センター京都
	TEL：075－417－1922 E-mail：kyosyarou@sr-kyoto.or.jp　認証番号【013】 URL：http://www.sr-kyoto.or.jp/　認証年月日 平成20年6月9日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

[紛争の分野] 労働関係紛争
（解雇・賃金・ハラスメント等、職場のトラブルにおける労使間の個別労働紛争）
[対応可能地域] 紛争当事者のいずれかの住所又は所在地が京都府内であること

アピールポイント・解決事例等

・当センターは平成20年の認証取得以来、受理件数の総数は39件、うち和解成立は9件の実績となっています。
・あっせん員は専門の研修を受けた特定社会保険労務士で、事案の内容によっては弁護士も担当します。手続きは簡単、公平・中立、迅速に和解を目指します。
・受付は毎週月曜日から金曜日の午前10時から午後5時です。（社労士会館休業日は除く）
・毎週水曜日に予約制で無料相談会を開催しています。
・令和8年3月31日までは、申立手数料は無料です。
成立手数料等も徴求しません。

手数料

申請手数料	11,000円（消費税込み）但し、令和8年3月31日まで無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	毎週水曜日に無料相談会を実施。（予約制）		
実施日時	原則　火・金　午後1時～午後5時		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士（事案の内容によっては弁護士も担当）		
解決までの標準期間	約1か月		
オンラインによる申込み	なし		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

・窓口で申立書の記載方法も含め、懇切丁寧に説明します。
・原則1回のあっせんでの和解を目指します。
・手続は非公開かつ手続実施者等は在任中はもとより退任後も知り得た事実を他に漏らしません。
・社会保険労務士は国家資格者です。信頼できる身近なアドバイザーとして、お気軽に御相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	京都土地家屋調査士会
住所	京都市中京区竹屋町通富小路東入魚屋町439番地
名称	**京都境界問題解決支援センター**

TEL：075-221-5258
E-mail：info@adr-kyoto.com　　認証番号【065】
URL：http://www.adr-kyoto.com　　認証年月日 平成22年4月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
境界線に紛争が生じている不明となった境界線の確認、越境物の解消。
越境工作物などの解消（原則、京都府内の土地にて対応可能。）

アピールポイント・解決事例等

京都境界問題解決支援センターでは、筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士とが共同で紛争問題に対応します。境界問題が起こった時、当センターでは、どのような解決方法がよいのかを含めて、無料で事前説明（事前相談）を行っております。調停が進む過程で、現地調停等も行い、現地に即したより良い解決方法を目指しております。調停は相手方の同意がないと進めることができませんが、相手が調停に応じていただけるようできる限りの説得をいたします。仮に調停に応じていただけない場合は、申立手数料の半額を返還いたします。

手数料

申請手数料	22,000円　（申立人全額負担）
期日手数料	16,500円　1期日（原則、申立人・相手方双方負担）
成立手数料	220,000円（申立人・相手方が連帯負担）
その他	上記の他、相談手数料、調査測量鑑定費用、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	対面にて		
実施日時	月曜日～金曜日/午前10時～午後4時		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名・弁護士2名		
解決までの標準期間	3か月～6か月		
オンラインによる申込み	可。		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

オンライン調停は対応可能としておりますが、センター間なので条件付きです。要相談。
境界問題でお悩みの方は、一人で悩んでいないで、当センターの事前説明（事前相談）を一度、受けてみてください。より良い解決の方法が見つかるかもしれません。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	京都府行政書士会		
住所	京都府京都市南区東九条南河辺町85番地3		
名称	京都外国人の夫婦と親子に関する紛争解決センター		
	TEL：(075)692−3555		
	E-mail：info@kyoto-shoshi.jp	認証番号	【068】
	URL：https://www.kyoto-shoshi.jp/support/	認証年月日	平成22年4月21日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【家事関係】在留資格（外国人のVISA)が関わる　夫婦や親子のトラブル
一方又は双方が京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、奈良県又は和歌山県に居住地を有する外国人を当事者とした在留資格の得喪に関する重要な要件となる和解可能な夫婦と親子に関する紛争
同居請求・夫婦関係調整（離婚）・任意認知・親権者の指定・離婚給付等

アピールポイント・解決事例等

＜アピールポイント＞入国管理手続きに精通する行政書士と法律のプロである弁護士が協力して対応する在留外国人の家事紛争を扱うADR機関です。
相談から調停に至るプロセスを丁寧に説明し、調停に至らなくても相談者の不安や悩みの解決に役立っています。
日本語を含め8か国語のパンフレットがあります。
「迅速・誠実・中立・公平」をモットーとし、入国管理局の在留審査においても、当センターの調停は家庭裁判所の調停と同様の扱いを受けています。
＜解決事例＞
①申立てのとおり離婚調停が成立。相手方の協力も得られ、在留資格変更もスムーズに完了
②同居を求める調停申立て。双方の言い分を丁寧に聞き、同居再開の和解契約が成立
＜相談事例＞
在日公館よりの相談「認知を求める自国民への力になっていただける機関を探している。」

手数料

申請手数料	申立手数料5,500円（消費税込み）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	その他必要に応じて調査費用等を徴収する場合があります。

実施方法

事前相談	面談（オンライン可）による事前相談		
実施日時	申立受付：月～金10時～12時、13時～16時 調停期日：月～金10時～16時、土13時～16時		
手続実施者の構成	行政書士2名　弁護士1名		
解決までの標準期間	約3か月（調停3回実施予定）		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

【英語版パンフレット掲載ページ】

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	大阪府大阪市北区西天満1-12-5　大阪弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC)　関西支部
	TEL：(06)6364－0861
	E-mail：
	URL：https://www.ip-adr.gr.jp/business/mediation/ https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/
	認証番号【119】
	認証年月日　平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、関西支部以外にも、東京本部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※申請人のみ負担
期日手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料148,500円／仲裁判断書作成手数料220,000円 ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)		
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	対応		
オンライン調停	○(対応)	特定和解	○(対応)

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会		
住所	大阪市中央区本町橋2－23 第七松屋ビル1003号室		
名称	Consumer ADR		
	TEL：03-6434-1125		
	E-mail：nacs-jimukyoku@nacs.or.jp	認証番号	【010】
	URL：https://nacs.or.jp/consumer-adr/	認証年月日	平成 20 年 3 月19 日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【消費者関係】特定商取引に関する紛争
例）訪問販売、通信販売、電話勧誘販売に係る取引
【対応可能な地域】
消費者相談は、全国対応可能。

アピールポイント・解決事例等

①ConsumerADRは、NACSの消費者相談を受けることを前提としています。この消費者相談は、土曜日・日曜日に実施されているので、平日仕事等で時間の取れない方も相談ができるようになっています。また、相談の段階で、事案の内容を詳しく聞き取り事実関係の整理ができるため裁定手続に移行してから手続をスムーズに行えます。
［消費者相談］
土曜日（年末年始を除く）10時～12時、13時～16時　TEL：06-4790-8110
日曜日（年末年始を除く）11時～16時　TEL：03-6450-6631
②手続実施者の弁護士は、消費者問題に精通し実績のある弁護士が担当します。また、他の手続実施者は、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、消費生活相談員のいずれかの資格を有し、かつ消費者相談業務に関し3年以上の実務経験のある者が務めます。
【相談事例】
・高齢の母宅に業者が来訪し高額の屋根工事の契約をさせられたようだ。解約したいと言っている。
・知人が経営するマッサージサロンで会員制補正下着販売会社の社員から「会員価格で購入できる」「人を紹介すれば紹介料がもらえる」と勧誘され30万円で補正下着を購入した。クーリング・オフ希望。

手数料

申請手数料	申立費用5,000円（税込）
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	

実施方法

事前相談	土曜日、日曜日開催の電話相談を受けることが前提です。		
実施日時	月曜日・水曜日・木曜日の午前10時から午後4時まで（年末年始・祝祭日を除く）		
手続実施者の構成	弁護士1名・消費生活ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ、消費生活ｺﾝｻﾙﾀﾝﾄ、消費生活相談員のいずれかの資格を有する者2名		
解決までの標準期間	消費者取引の特性上、相談者や事例ごとに異なり標準期間はない。		
オンラインによる申込み	なし		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

自宅のリフォームや健康食品、着物の次々販売等、消費者関連法に抵触するトラブルでありながら、消費生活センターがあっせんを行っても解決に至らない場合の受け皿として、有効な取組みです。
悪質な取引を一掃するためにも諦めずに是非ご相談ください。
（詳細は二次元バーコードをご覧ください）

認証ADR機関の基本情報

事業者名	一般社団法人　日本産業カウンセラー協会
住所	東京都港区新橋6-17-17　御成門センタービル6階
名称	ADRセンター
	TEL：03-3438-4568 E-mail：adr@counselor.or.jp　　認証番号【019】 URL：https://www.counselor.or.jp　　認証年月日 平成20年9月22日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

①【労働関係】個別労働関係紛争
②【家事関係】夫婦関係等男女間に関する紛争（離婚を含む）
※全国の紛争を取扱可能（現在オンライン調停対応の準備中）　調停手続は、東京・大阪・名古屋のいずれかのADRセンターにて行います。

アピールポイント・解決事例等

○当センターのADRは、わが国では数少ない「対話促進型ADR」の手法を採用しています。弁護士は同席せずに、お互いの話し合いを深めていく中で合意点を探ってゆきます。
○調停者は、カウンセラーであり、持ち味である傾聴力を活かし、円滑な対話の促進をします。労働関係では、特定社会保険労務士資格者、家事関係では、家庭裁判所調停委員経験者が対応します。
○話し合いの中で何らかの法律的な専門知識、解釈が求められる場合は、当センター契約の弁護士に助言を求められるような措置もとられています。
○オンライン調停は、現在準備中です。また、ADR調停料金も減額改定準備中です。
○解決事例としては、夫から夫婦関係修復を目指した申立がありましたが、双方の希望をじっくり傾聴し、別居は継続しつつも、婚姻費用の取り決めと約束事を取り決めることで双方納得いく解決が得られました。また、内縁関係の修復調整で、申立後、調停開始に向けて、当事者双方と頻繁に電話での調整をしましたが、結局、調停に至らず取下げになりました。その後、双方の話し合いが進展し、解決したとの申立人からの感謝の報告事例もありました。

手数料

申請手数料	27,000円（税込）含む1回目期日手数料
期日手数料	6,000円(税込）各自
成立手数料	規定は有りますが、柔軟に対応します。
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	受付は(月)～(金)午前9時～午後5時。　調停は土日夜間（午後8時迄）対応可		
手続実施者の構成	カウンセラー2名編成（特定社労士資格者または家庭裁判所調停委員経験者）		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

本部ADRｾﾝﾀｰ以外に、次の3か所にADRセンターを設置しています。
○東京支部ADRセンター　東京都渋谷区千駄ヶ谷4-3-12　菱化代々木ビル4階　TEL:03-6434-9130
○関西支部ADRセンター　大阪府大阪市中央区石町2-5-3　エル・おおさか南館3階 TEL:06-6809-3115
○中部支部ADRセンター　愛知県名古屋市東区東桜1-9-26　IKKO パーク栄ビル4階　TEL:052-618-7830

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大阪府社会保険労務士会
住所	大阪府大阪市北区天満2－1－30　大阪府社会保険労務士会館
名称	**社労士会労働紛争解決センター大阪**

TEL：06-4800-8188
E-mail：info@sr-osaka.jp
URL：https://osakasr.jp/

認証番号【035】
認証年月日 平成21年8月14日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働】労働関係紛争
解雇・賃金・職場環境改善等を扱います。
（申立人・被申立人の住所又は会社・事業所の所在地が大阪府の場合対応可能）

アピールポイント・解決事例等

- 当センターは、平成21年の認証取得以降、受理件数の総数は215件、うち和解成立は73件の実績があり、経験・実績が豊富です。
- 申立費用は無料となっています（令和7年12月31日まで）。

【解決事例】
・未払残業代の支払を求める労働者側の申立てについて、会社側が解決金を支払うことで和解が成立した。
・解雇の撤回と職場復帰を求める労働者側の申立てについて、会社側が解決金を支払うことで和解が成立した。
・雇止めに対し契約の更新を求める労働者側の申立てについて、会社側が契約を更新し、雇用を継続することで和解が成立した。
【想定事例】
・労働条件引き下げ、在籍出向、配置転換等

手数料

申請手数料	3,300円（ただし、令和7年12月31日まで無料です。）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	毎週木曜日午後1時～4時30分まで社会保険労務士による労働相談を実施		
実施日時	毎週木曜日午後1時～午後8時、毎月第1土曜日午前10時～午後5時（この日時以外も応相談） 受付は月曜日～金曜日の午前10時～午後5時（祝祭日を除く。）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士		
解決までの標準期間	約1か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大阪府行政書士会
住所	大阪府大阪市中央区南新町1丁目3番7号
名称	行政書士ADRセンター大阪

TEL：06-6943-7511
E-mail：info@osaka-gyoseishoshi.or.jp　　認証番号【140】
URL：https://www.osaka-gyoseishoshi.or.jp/adr/　　認証年月日 平成27年8月24日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境】・愛護動物に関する紛争
・建物賃貸借の敷金返還または原状回復に関する紛争
・外国人の労働環境・教育環境に関する紛争
【交通事故】・自転車に関する紛争
大阪府外の紛争でも対応可能

アピールポイント・解決事例等

事前に相手方に連絡して説明をすることにより、相手方が話合いに応じる可能性が高まるよう努めています。相手方が不応諾の場合には、手数料の一部を返還します。
○子猫を治療しその2日後に急変し死亡。納得できない飼い主が慰謝料等を請求してきた。当事者だけで解決するのは不安なので、専門家に間に入ってほしい。
○数年しか入居していないにもかかわらず、高額な原状回復の費用を請求された。外国人で日本の慣習や法律にも不慣れなので専門家の力を借りたい。
○壁に穴を開けられたので退去時に修繕費用を請求したが、支払ってもらえず、困っている。
○電動自転車で走行中、老人が運転する自転車と衝突して転倒させ、持病を悪化させてしまった。
○小学生の子どもが自転車で走行中、歩行者にぶつかり骨折させてしまった。相手から損害賠償請求をされているが保険に入っていないので払えず困っている。
○入社10年目の外国人であるが、能力や経験からかけ離れた程度の低い仕事しか命じられておらず納得できない。

手数料

申請手数料	申込手数料：金11,000円（税込）
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	合意書作成料：金11,000円（税込）若しくは金22,000円（税込）

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	【申込み相談日】予約制 【調停実施日】毎週火曜日及び金曜日　午前10時～午後4時 上記、調停実施日時以外でも対応可能な場合があります。		
手続実施者の構成	原則行政書士1名、事案により行政書士1名・弁護士1名の2名で構成		
解決までの標準期間	－		
オンラインによる申込み	－		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

【問合せ日】
毎週月曜日～金曜日　午前10時～午後4時
※年末年始、夏季休暇、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日は、休み。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	公益社団法人　家庭問題情報センター
住所	大阪府大阪市中央区内本町1丁目2番8号　TSKビル9階903号室
名称	**大阪ファミリー相談室**
	TEL：06-6943-6783 E-mail： URL：https://fpic-osaka.org/
	認証番号【027】 認証年月日 平成21年4月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【家族関係】婚姻関係の維持又は解消、内縁関係の維持又は解消、子の監護（養育費、面会交流など）に関する紛争
【対応可能地域】近畿圏

アピールポイント・解決事例等

1.元家庭裁判所調査官、元家事調停委員、弁護士など長年家事調停に携わってきた専門家が調停人となり、当事者間で合意ができるように、中立の立場で対話を進めます。
2.日曜、休日、夜間を含め、当事者間のご希望に沿った時間帯での開催に、可能な限り応じます。
3.調停期日5回又は3か月以内の早期解決に努めます。
4.訴訟費用に比べ、経済的に安い。
5.調停手続は非公開です。
6.家事問題解決のポイントは当事者双方の熟慮と納得と考え、同席での対話をお勧めしています。
【解決事例】
1.協議離婚での諸条件（親権・養育費・面会交流など）の合意形成
2.関係修復に伴う諸条件（家庭内ルール・未来形成型の相互尊重など）の合意形成
3.面会交流支援の発展として、自立での交流を行うためのルール形成

手数料

申請手数料	申込時双方各3，000円
期日手数料	期日ごとに双方各10，000円
成立手数料	不要
その他	申込前事前相談は無料。終了後の文書作成料は1通5，000円

実施方法

事前相談	平日事務所に電話し、事前面接者とのアポイントを取ります。		
実施日時	調停実施は個別の事情を考慮して設定します（但し、夏季・冬季の休業日を除く。）。		
手続実施者の構成	元家庭裁判所調査官、元調停委員、弁護士の調停人候補者の中から男女2名を指名します。		
解決までの標準期間	5回以内の期日又は3か月以内の解決に努めます。		
オンラインによる申込み	メールでの申込みについては検討中です。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

オンラインでの調停については、物理的な環境整備などの進捗を待っているところです。
FAX：06-4792-7535

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県弁護士会
住所	神戸市中央区橘通1丁目4番3号
名称	**兵庫県弁護士会紛争解決センター**
	TEL：078-341-8227 E-mail：bengoshikai@hyogoben.or.jp　認証番号【020】 URL：https://www.hyogoben.or.jp/consultation/momegoto/　認証年月日　平成20年924日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】民事に関する紛争（全般）※多重債務問題については取り扱っていません。

【対応可能地域】特に制限はありませんが，手続は兵庫県弁護士会にて実施します。

アピールポイント・解決事例等

金銭トラブル，交通事故，離婚，遺産相続，境界問題，建築紛争など広く民事紛争全般を取り扱っています。
あっせん手続には，登録期間（裁判官・検察官の登録年数を含む）5年以上の弁護士が担当します。また，紛争類型に応じた候補者名簿を作成し事案に即した弁護士が担当します。
過去の取扱件数については，最下部（その他特記事項等）をご参考ください。

手数料

申請手数料	22,000円　ただし兵庫県弁護士会総合法律センターの有料法律相談（5,500円）を利用した申立ては16,500円
期日手数料	なし
成立手数料	100万円までの場合 8.8%　100万円を超え300万円までの場合 5.5%+3万3千円 300万円を超え3,000万円までの場合　1.1%+16万5千円 3,000万円を超える場合　0.55%+33万円
その他	なし

実施方法

事前相談	電話にて手続について相談を受けています。		
実施日時	平日　午前10時～午後5時		
手続実施者の構成	弁護士1名を原則としています。		
解決までの標準期間	3か月程度		
オンラインによる申込み	行っておりません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

令和3年度
受理件数：7件，終了件数：7件（和解成立：1件，相手方の不応諾：2件，その他（打切など）：4件）
令和4年度
受理件数：8件，終了件数：7件（和解成立：4件，相手方の不応諾：1件，その他（打切など）：2件）
令和5年度
受理件数：4件，終了件数：4件（和解成立：2件，相手方の不応諾：1件，その他（打切など）：1件）

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県司法書士会
住所	兵庫県神戸市中央区楠町2丁目2番3号
名称	兵庫県司法書士会調停センターぽると
	TEL：078-341-6554
	E-mail： 認証番号【127】
	URL：https://www.shihohyo.or.jp/porto/ 認証年月日 平成25年9月3日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
【対応可能地域】兵庫県のみ対応可能。

アピールポイント・解決事例等

〇調停申込費用は「3,000円」のみです。
〇司法書士の調停人が公正・中立な立場で当事者同席による話し合いを円滑に進め、問題の解決を目指します。
〇兵庫県内で生じた紛争に限らず、兵庫県司法書士会館（神戸市）に当事者が出頭できる事案には対応します。
〇当センター利用のために無料相談を実施しています。お気軽にご相談ください。
【解決事例】
・被相続人の入院費用の未払いについて、病院から相続人を相手方とする申立があり、調停を実施。相手方が滞納費用を分割払いすることで合意が成立。
・中古住宅を「雨漏りは修理済み」と仲介業者から確約されて購入したが、入居後、雨漏りが発生。売主は売買契約に「瑕疵担保責任を負わない」特約があることを理由に雨漏り修理代金の支払いを拒否していたために買主が申立。修理代金の半額＋α円を売主が支払うことで合意が成立。

手数料

申請手数料	3,000円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	上記の他、閲覧・謄写費用、証明書発行手数料がある。

実施方法

事前相談	面談による無料相談を電話・HPより受付。 原則、毎月第2・4・5水曜日／午後6時～午後8時（時間は若干調整可能）		
実施日時	原則、月～金（祝日除く）／午前9時～午後5時　これ以外は要相談		
手続実施者の構成	司法書士2名による構成を原則		
解決までの標準期間	約2か月間		
オンラインによる申込み	可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県社会保険労務士会
住所	兵庫県神戸市中央区下山手通7丁目10番4号　兵庫県社会保険労務士会館
名称	**社労士会労働紛争解決センター兵庫**
	TEL：078-360-4864 E-mail：sr-hyogo@sr-hyogo.gr.jp　　認証番号【037】 URL：https://www.sr-hyogo.gr.jp/solution/　　認証年月日 平成21年8月17日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

・労使関係（解雇・賃金・労働時間・人事・ハラスメント・人間関係・職場環境）
・あっせん手続は原則、神戸市のセンター所在地で実施します。
・紛争発生地域、対象者については地域の制限はありません。

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、労務管理の専門家であり、紛争解決手続代理業務試験に合格した、特定社会保険労務士があっせん委員となり、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続により解決する機関です。

・当センターでのあっせん手続は、原則、平日の午前10時から午後5時に実施しますが、利用者の利便性向上のため、毎月第2土曜日の午前10時から午後8時までの時間帯にも実施することができます。また、実施場所は兵庫県社会保険労務士会館内（神戸市）のほか、尼崎市、姫路市においても可能となっています。

・当センターは、兵庫県社会保険労務士会が開設する総合労働相談所（無料相談所）と連携し、トラブルの解決に当たります。

（主な解決事例・相談事例）
・解雇に関する労使間トラブル、賃金、残業代などの未払に関するトラブル　、パワーハラスメントに関するトラブル

手数料

申請手数料	1件 11,000円(税込)(ただし、令和7年5月31日まで無料としています。)
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	

実施方法

事前相談	兵庫県社会保険労務士会が実施する総合労働相談（予約制・平日の月、金曜日）		
実施日時	平日／午前10時～午後5時・第2土曜日／午前10時～午後8時		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名（申立事案により弁護士が加わる場合あり）		
解決までの標準期間	約1ヵ月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

社労士会労働紛争解決センター兵庫における、手続の流れや、よくある質問（Q＆A）は

https://www.sr-hyogo.gr.jp/solution/

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県土地家屋調査士会
住所	兵庫県神戸市中央区楠町2丁目1－1
名称	境界問題相談センターひょうご

TEL：078-341-8280
E-mail：center@chosashi-hyogo.or.jp　　認証番号【115】
URL：http://www.chosashi-hyogo.or.jp/adr/index.htm　　認証年月日 平成24年7月9日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争（兵庫県内の土地を対象）

アピールポイント・解決事例等

- **当センターは、平成24年の認証取得後、土地の境界が不明なことに起因する紛争の解決機関として、着実に実績を積み重ねております。**
- **受付面談手続で土地家屋調査士が事例の整理をお手伝いします。**
- **利用者の利便性を考慮した運営を行っており、令和8年3月31日までは、調停手続における期日手数料は無料です。**
- **調停が開始された場合は、6か月6回以内をめどに成立を目指します。**

【解決事例】
土地境界線の認識が相違すること及び越境物に関するトラブルについて、調停の結果、当事者双方による測量を行い、その結果に基づいて和解が成立した。

【想定事例】
- 土地境界線の認識が相違することに伴うトラブル
- 土地境界線の越境物に関するトラブル
- 境界標識に関するトラブル

手数料

申請手数料	10,000円（税込）
期日手数料	10,000円（税込）　ただし、令和8年3月31日まで無料
成立手数料	300,000円
その他	上記のほか、資料調査費用、測量費用、閲覧謄写手数料等があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	月曜日～金曜日／午前9時～午後5時まで		
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士2名構成を原則		
解決までの標準期間	約6か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

・相手方不応諾時には，手数料を半額返還します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	兵庫県行政書士会
住所	兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー13階
名称	行政書士ADRセンター兵庫
	TEL：078-371-8823 E-mail：adr@hyogokai.or.jp　　認証番号【111】 URL：https://www.hyogokai.or.jp/adr/　　認証年月日 平成24年2月22日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○自転車事故に関する紛争
○愛護動物に関する紛争
○居住用賃貸物件に関する敷金返還又は原状回復に関する紛争
○外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

○兵庫県行政書士会では社会貢献活動への取り組みを行うため法務大臣に認証申請を行い、法務大臣から紛争分野への活動を行うことが認められた民間事業者です。
○裁判によらずに話合いによって柔軟な解決を図るためのサポートを調停人候補者である行政書士等が調停人となって行います。

○解決事例　自転車トラブル
○相談事例　ペットトラブル、居住用賃貸物件原状回復トラブル、歩行者と自転車との接触

手数料

申請手数料	11，000円
期日手数料	5，500円（※第1回及び第2回の期日手数料は不要）
成立手数料	和解契約により解決された経済的利益の額により異なります。
その他	希望する場所で調停手続を実施する場合、別途、費用が必要です。

実施方法

事前相談	事前相談を無料で受けることができます。		
実施日時	原則、毎月第2、4木曜日　13時から16時		
手続実施者の構成	行政書士調停人2名（※弁護士調停人が関与する場合もあります。）		
解決までの標準期間	おおむね3ないし4回の話合いで、3か月程度を予定しています。		
オンラインによる申込み	実施していません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	奈良県社会保険労務士会
住所	奈良市西木辻町343番地1　奈良県社会保険労務士会館
名称	**社労士会労働紛争解決センター奈良**

TEL：0742-23-6070
E-mail：narakai@nara-sr.com
URL：https://www.nara-sr.com/oyakudachi/kaiketsu

認証番号【102】
認証年月日 平成23年8月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争　（解雇・退職・ハラスメント・職場環境）
～ 解雇、出向、配転、サービス残業、パワハラ、セクハラ、いじめ、嫌がらせなど
※奈良県内に当事者の住所や所在地がある場合又は奈良県内で発生した紛争が対応可能です。

アピールポイント・解決事例等

■アピールポイント

- **まずは、奈良県社労士会の無料相談室(0742-23-3917)で気軽に相談できます。**
- **個々の労働者と事業主との間の紛争を、中立公正な立場で円満解決を目指します。**
- **労働紛争解決の経験豊富な「特定社会保険労務士」が柔軟な「あっせん（和解の仲介）」を行います。**
- **申立てから解決までの手続が比較的速やかに行われます。**
- **申立費用は無料です。（令和10年3月末日まで）**

■解決事例

- **社風に合わないという解雇理由は全く不当と申立➡解決金により和解**
- **いじめ、不当な配置転換、離職票の交付の遅れを申立➡解決金により和解**
- **退職勧奨され、精神的苦痛を受けたと申立➡解決金の一方、離職理由は自己都合で和解**
- **根拠のない降格と給与引き下げで申立➡解決金と離職理由を会社都合とすることで和解**
- **未払通勤手当で申立➡解決金により和解**

手数料

申請手数料	11,000円（税抜10,000円）　ただし、令和10年3月31日まで無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	通訳や出張等の手続に伴い費用が発生する場合は、あらかじめ御相談します

実施方法

事前相談	まずは無料の総合相談室(土曜13～17時 0742-23-3917)をご利用ください		
実施日時	「あっせん」は、原則として毎週月曜から金曜及び第2土曜　9時から17時		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名（事案により弁護士が加わる場合あり）		
解決までの標準期間	約1か月間		
オンラインによる申込み	未実施		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

・裁判より早く、無料で円満解決をサポートします！
・労働者の方からも事業主の方からも申立てができます！
・これまでの実績では、「あっせん」が開催された場合、約8割和解しています！

認証ADR機関の基本情報

事業者名	奈良県行政書士会
住所	奈良県奈良市高天町10－1(株)T.T.ビル3階
名称	行政書士ADRセンター奈良

TEL：0742-95-5400
E-mail：gyosei@gyoseinara.or.jp
URL：http://www.gyoseinara.or.jp/adr/

認証番号【144】
認証年月日　平成28年4月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【交通事故関係】奈良県内の自転車事故に関する紛争
【生活環境関係】奈良県内の外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

＜紛争解決にふさわしい調停人を案件ごとに選任＞
専門的な知識と豊かな人生経験を有し、所定の研修を修了した調停人を、事案の性質に応じて選任します。
＜センター以外での場所での調停＞
ご希望により、センター以外での場所での調停にも対応します。（ただし、交通費及び日当を必要とします。）

手数料

申請手数料	4,000円
期日手数料	4,000円
成立手数料	合意書に示された紛争解決額の100分の5　ただし最低金額4,000円
その他	センター以外の場所での調停を実施した場合の交通費及び日当

実施方法

事前相談	電話予約によりセンターにおいて対面の事前相談を実施（無料）		
実施日時	毎週火曜日、木曜日（午前10時から午後4時まで）		
手続実施者の構成	行政書士1名、弁護士1名		
解決までの標準期間	約3ヶ月		
オンラインによる申込み	非対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山弁護士会
住所	和歌山市四番丁5番地
名称	**和歌山弁護士会紛争解決センター**
	TEL：073-422-4580 E-mail： URL：https://www.wakaben.or.jp
	認証番号【139】 認証年月日 平成27年6月3日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

★紛争の分野　【民事一般】民事に関する紛争（全般）
★対応可能地域
　全国の紛争を取り扱い可能（ただし、対応は事業者の事務所または和歌山県内でのみ。また、本人での申立の場合は、和歌山弁護士会所属の弁護士による法律相談を経る必要があります（アピールポイント欄をご参照ください）。）

アピールポイント・解決事例等

★経験豊かな弁護士があっせん人となり、公正な立場に立ちつつ当事者の主張に傾聴し柔軟な手続運営を行うことにより、公正・迅速かつ妥当な紛争解決を強力にサポートいたします。
★申立ては、「弁護士が代理する」か、「和歌山県内の弁護士による法律相談を経た上でその弁護士作成の紹介状を添付する」ことが必要になります。弁護士による法律相談については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。
★申立ての方法や、申立書、紹介状の書式は、和歌山弁護士会のホームページにも掲載されておりますので、そちらもご参照ください。
★相手方があっせん手続に応じなかった場合には申請手数料の半額を返還します。ただし、返還には条件があります。
★障害者差別事例を扱えるように体制を整備しました【障害者なんでもADR】。
「車いすという理由で、お店や乗り物の利用を断られた。お店や乗り物の会社と話し合いたい」、「会社に通院休暇を認めてもらうため、勤めている会社と話し合いたい」、「長時間集中することが難しい。テストや授業の受けかたを調整してもらうために学校側と話がしたい」。そんなときは障害者なんでもADRをご利用ください。
差別事案については、案件により、社会福祉士の協力も得て解決を目指します。
情報保障に配慮したパンフレットも用意しています。
【解決事例】
・不動産・住宅に関する紛争（売買契約、売主への修繕費用請求）
・労働に関する紛争（ハラスメント、解雇、退職時のトラブルなど）
・刑事事件の被害者と加害者との民事的な紛争（損害賠償・慰謝料等請求）
・住宅のリフォームに関する紛争（リフォーム代金のトラブルなど）

手数料

申請手数料	11,000円（税込）
期日手数料	不要
成立手数料	解決額により異なります。詳細は和歌山弁護士会ホームページ（又はかいけつサポートHP）をご参照ください。
その他	事件の審理に必要な鑑定料、旅費等が発生した場合はその実費を当事者にご負担いただきます。

実施方法

事前相談	実施していません。ただし，本人による申立ては、「和歌山県内の弁護士作成の紹介状を添付する」ことが必要になり、和歌山県内の弁護士の法律相談を受けていただくことになります。弁護士による法律相談の実施状況については、和歌山弁護士会ホームページの「弁護士に相談したい」をご参照いただくか、和歌山弁護士会までお電話にてお問い合わせください。		
実施日時	受付業務は月曜日から金曜日までの午前9時～正午、午後1時～午後5時（祝日を除く）		
手続実施者の構成	弁護士2名（主担当1名、補助者1名）		
解決までの標準期間	1か月～3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山県社会保険労務士会
住所	和歌山県和歌山市北出島一丁目5番46号
名称	**社労士会労働紛争解決センター和歌山**
	TEL：073－425－6584
	E-mail：wasyarou@sr-wakayama.jp　認証番号 第110号
	URL：https://www.sr-wakayama.jp/kaiketsu/　認証年月日 平成 24年 2月17日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争

アピールポイント・解決事例等

当センターは和歌山県社会保険労務士会に併設する「総合労働相談所」（毎月１回定期に開催）と連携を図っており、紛争の状況、相談者の要望等を事前に把握し、その内容によっては当センターを紹介するようにしています。

手数料

申請手数料	11000
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	総合労働相談所を定期に開設し、事前相談に対応しています		
実施日時	水曜日　17:30～21:00　　土曜日　10:00～17:00		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士資格を有するあっせん委員候補より2名以上を選任		
解決までの標準期間	第1回期日での和解成立を目標に、概ね1ケ月程度での解決を目指しています		
オンラインによる申込み	所定の「手続申立書」ご記入後、電子メールへ添付いただく方法で申し込み可能です		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山県土地家屋調査士会
住所	和歌山県和歌山市四番丁7番地
名称	境界問題相談センターわかやま
	TEL：073－248－0111 E-mail：wacho@chiva.ocn.ne.jp　認証番号【148】 URL：http://chosasi-wakayama.jp/　認証年月日 平成28年6月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境】土地の境界に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

・境界の専門家である「土地家屋調査士」と法律の専門家である「弁護士」が協働で土地の境界に関する紛争解決のお手伝いをします。
・境界問題でお困りの方は無料にて「受付面談」(持参資料の確認、境界紛争の概要の把握等)を実施しています。

・土地の境界に関する隣接者とのトラブル。
・隣接者との境界立会、確認についてのアドバイス。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	22,000円（第1回目は不要）
成立手数料	220,000円
その他	資料調査費用、測量・鑑定費用、閲覧等手数料等が別途必要です。

実施方法

事前相談	無料の受付面談を実施（毎月第2、第4の火曜日（休日を除く）		
実施日時	月～金/午前10時～午後5時（休日を除く）		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名と弁護士1名		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

筆界特定制度により特定された境界に、境界標識を設置するための手続き（調停）を有料で行います。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	和歌山県行政書士会
住所	和歌山市九番丁1番地（中谷ビル2F）
名称	行政書士ADRセンター和歌山
	TEL：073-432-9775 E-mail：waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp　認証番号【072】 URL：http://www.g-wakayama.org/　認証年月日　平成22年5月25日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】外国人の職場環境等に関する紛争
【交通事故関係】自転車事故に関する紛争
※ 和歌山県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

・調停では弁護士に加えて、紛争分野について専門的知見を有する行政書士が調停人を務めます。
・調停人を務める行政書士は、全員が当ADRセンターの実施する研修を終えており、調停に関する十分なスキルを備えています。
・当事者同席での対話促進型調停によって、迅速に双方が満足できる解決を目指します。
〈取扱いが想定される事例〉
・自転車と自転車とが衝突したことによる損害賠償請求に関する紛争
・自転車と歩行者とが衝突したことによる損害賠償請求に関する紛争
・自転車が引き起こした物損事故についての損害賠償請求に関する紛争
・外国人の就労・就学をめぐって生じた慰謝料等の支払に関する紛争

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	月曜日/水曜日/金曜日の午後1時～午後4時		
手続実施者の構成	行政書士2名、弁護士1名		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	対応していません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鳥取県司法書士会
住所	鳥取県鳥取市西町一丁目314番地1
名称	**鳥取県司法書士会調停センター**
	TEL：0857−24−7024 E-mail：aef07356@nifty.com　認証番号【129】 URL：http://www.tottori-shihoshoshi.jp/html/center.html　認証年月日 平成25年10月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

不動産関係、貸金・債務関係を中心に、紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争を取り扱います。

アピールポイント・解決事例等

調停の期日については、平日又は土曜日午前9時から午後5時を原則としますが、それ以外でも開催可能（応相談）です。また、当事者が希望する場所で手続を実施することができます。手数料については、原則として、納付された申込手数料は返還できませんが、申込みを不受理としたときは全額を返還します。また、相手方が調停に応じないために調停が終了したときは、納付された申込手数料から実費を差し引いた額を返還します。

手数料

申請手数料	金5，000円（申込人が負担します。）
期日手数料	金5，000円（第1回は申込人が負担します。第2回以降は申込人・相手方の双方が負担します。）
成立手数料	金6，000円（利用者間に特段の合意がない限り利用者の均等負担とします。）
その他	

実施方法

事前相談	電話又は、面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	平日又は土曜日／午前9時～午後5時（この時間以外も応相談）		
手続実施者の構成	認定司法書士（司法書士法第3条第2項に規定する司法書士）2名の構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	島根県社会保険労務士会
住所	島根県松江市母衣町55-2
名称	社労士会労働紛争解決センター島根
	TEL：0852-26-0402 E-mail：shimane_sr@shima-roumu.or.jp　認証番号【097】 URL：https://www.shima-roumu.or.jp/about/about06/　認証年月日 平成23年4月5日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
島根県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

・あっせんは、原則毎週水曜日と毎月第2土曜日に行います。
・令和8年9月30日までは、申立手数料は無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）ただし、令和8年9月30日までは無料
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	なし

実施方法

事前相談	なし
実施日時	毎週水曜日及び毎月第二土曜日／午前10時～午後5時
手続実施者の構成	特定社会保険労務士、弁護士
解決までの標準期間	約1か月間
オンラインによる申込み	なし
オンライン調停	なし

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岡山県社会保険労務士会
住所	〒700-0815岡山県岡山市北区野田屋町2-11-13-7F
名称	**社労士会労働紛争解決センター岡山**

TEL：086-226-0164 ナビダイヤル：0570-0654-794
E-mail：okasharo@okayama-sr.jp　　認証番号【100】
URL：https://www.okayama-sr.jp/adr/index.html　　認証年月日 平成23年6月2日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

取り扱う**紛争の分野**は、解雇、雇止め、賃金未払い、労働時間、配置転換、パワハラ・セクハラその他あらゆるハラスメントなど使用者と労働者個人との間で発生した**個別労働紛争に限定**、**対応可能地域**は、申立人の**勤務先又は住居が岡山県内**にあることです。事前に申立内容を聴取し、個人的金銭貸借、労働者募集及び採用に関する紛争でないこと等並びに違法行為でないことを確認して、廉価な手数料で申立書を受理、相手方へ送付、相手方から応諾の回答を得た後に期日を設定、当会事務所に当事者を招集、あっせんに着手します。

アピールポイント・解決事例等

① 先ずは当会の無料労働相談（要予約：電話086-226-0164)をご利用ください。
② 無料労働相談で解決できない場合、当会会員である相談員が解決センター岡山の活動内容を説明し、ご利用を推奨します。
③ 解決センター岡山は、法務大臣の認証と厚生労度大臣の指定を取得している労働者と事業主間の個別労働紛争を専門に取り扱う民間機関です。
④ 解決センター岡山では、公正・迅速・廉価に、弁護士及び特定社会保険労務士で構成する3人のあっせん委員を中心に、原則1回（1日）の期日で、紛争解決することをめざしています。「あっせん」は非公開で、且つ申立人及び被申立人双方の個人情報について秘密を厳守して行われます。
⑤ あっせん申立は、当事者ご本人でできますが、代理人（弁護士又は特定社会保険労務士）による場合もあります。あっせんの場に当事者ご本人の補佐人同席もできます。

手数料

申請手数料	消費税込3，300円
期日手数料	無料
成立手数料	無料
その他	相手方不応諾の場合、書類郵送料（簡易書留）を差し引き、手数料を返戻します。

実施方法

事前相談	面談により無料のヒアリングを実施		
実施日時	土曜日13:00～17:00（お盆・年末年始休日除く）※この日時以外も応相談		
手続実施者の構成	あっせん委員（特定社会保険労務士2名・弁護士1名）及び運営委員		
解決までの標準期間	1～3ヶ月間、あっせん期日は原則として1回（当事者の合意により設定）		
オンラインによる申込み	非対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	岡山県行政書士会
住所	岡山県岡山市北区表町三丁目11番50号501　ハレミライ千日前　5F
名称	行政書士ADRセンター岡山
	TEL：(086)222−9111 E-mail：adr-c@okayama-gyosei.or.jp　認証番号【074】 URL：https://www.okayama-gyosei.or.jp/pdf/home/adr.pdf　認証年月日 平成22年8月6日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

岡山県内において発生した自転車の走行に起因する交通事故（自転車以外の車両、路面電車、鉄道車両との交通事故を除く。）に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

- 手続においては研修を経た行政書士に加え弁護士も同席し、高い専門性を担保できる
- 当事者の意向を丁寧に確認し、双方の納得を重視した調停を行う
- 過去の事例においては、当事者双方が和解内容に加え感情的にも納得し調停が成立した
- 当事者の資力に応じて、手数料の減免規定がある

手数料

申請手数料	7,000円
期日手数料	7,000円
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	電話にて対応		
実施日時	毎週火曜日、毎月第2・第4木曜日10時から12時、午後13時から16時まで 年末年始、夏季休暇、祝日は休み		
手続実施者の構成	行政書士1名、弁護士1名		
解決までの標準期間	約2か月		
オンラインによる申込み	非対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	広島司法書士会
住所	広島市中区上八丁堀6番69号
名称	**広島司法書士会調停センター**

TEL：082-221-5345
E-mail：hiroskai@fancy.ocn.ne.jp
URL：https://www.shiho-hiro.jp/chotei/

認証番号【154】
認証年月日　平成30年2月6日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】不動産の賃貸、貸金、債務関係等民事に関する紛争
（紛争の価格が140万円以下のものに限る）
【対応可能地域】広島県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

話し合いで困りごとを解決したいけどうまくいかない…。そんなときは当センターにご相談ください。当事者同士の話合いによる解決をサポートいたします。
トレーニングを積んだ調停人（司法書士）が当事者のお話を丁寧にお伺いし、互いに話合うべき課題を一緒に考えます。お互いの話合いがうまくいくと双方が納得できる問題解決に近づくことができます。

【解決事例】賃貸物件退居に伴う原状回復費用の負担、金銭の貸し借り、共有動産の管理方法
【想定事例】上記解決事例の他、家賃の未払い、交通事故（物損）等

手数料

申請手数料	原則5,000円（税込）　調停申立人が負担
期日手数料	10,000円（税込）　調停申立人が負担
成立手数料	経済的利益の額に応じて5,000円（税込）～30,000円（税込）　調停申立人が負担
その他	事業所所在地以外での調停や専門家からの意見聴取について実費を負担

実施方法

事前相談	電話及び面談での事前相談を実施		
実施日時	原則として平日午前9時～午後5時 ただし、調停については上記以外でも開催可（要相談）		
手続実施者の構成	認定司法書士		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	未対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	広島県広島市中区上八丁堀2-73　広島弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 中国支所
	TEL：(082)225－1600
	E-mail：
	URL：https://www.ip-adr.gr.jp/business/mediation/ https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/
	認証番号【119】
	認証年月日　平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、中国支所以外にも、東京本部、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、四国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※申請人のみ負担
期日手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料148,500円／仲裁判断書作成手数料220,000円 ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)		
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	対応		
オンライン調停	○(対応)	特定和解	○(対応)

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	広島県社会保険労務士会
住所	広島県広島市中区橋本町10-10　広島インテスビル5階
名称	**社労士会労働紛争解決センター広島**

TEL：082-212-4481
E-mail：info@hiroshima-sr.or.jp　　認証番号【059】
URL：https://www.hiroshima-sr.or.jp/torikumi/02/　認証年月日　平成22年2月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野…【労働関係】労働関係紛争
解決・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境・派遣労働・配置転換等を扱います。
対応可能地域…広島県内

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、個別労働紛争に特化し、労使互譲による自主的解決を目指し取り組んでいます。
・労働問題の事情に詳しい専門家（特定社労士・弁護士）による調停・あっせんにより公正で納得性の高い解決に努めています。
・ご希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。
・ご要望に応じ、あっせんは第2土曜日や午後8時まで時間帯を拡大して行うことができます。
・令和8年7月31日まで広島県社会保険労務士会による社会貢献の一環として手数料を免除（無料）にしています。

手数料

申請手数料	11,000円（税込）ただし、令和8年7月31日まで無料とする予定です。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	当会で毎月第2，3，4木曜日の午前10時～午後4時に実施している「総合労働相談所」で事前の相談を受けられる。（予約制、面談でも電話でも無料）		
実施日時	月曜日から金曜日まで（祝日を除く）　午前9時～午後5時		
手続実施者の構成	弁護士1名、特定社会保険労務士8名のあっせん候補者のうち原則2名構成で実施		
解決までの標準期間	約1ヶ月		
オンラインによる申込み	非対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

労使双方へ効果的な広報活動を実施し、そのための手段として、経営者には商工会議所、経営者団体等に、労働者には新聞広告、行政機関等を通して周知いたします。
法テラスや総合労働相談所との連携を深め、事案受理およびあっせん手続きの実績に繋げてまいります。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県司法書士会
住所	山口市駅通り二丁目9番15号
名称	**山口県司法書士会調停センター**

TEL：083-924-5220
E-mail：ymg-adr@mbr.nifty.com
URL：https://www.ymg-sihousyosi.or.jp/mediation-center/

認証番号【048】
認証年月日 平成21年11月30日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～ 不動産関係、近隣関係、貸金・債務関係、借地・借家関係の法的紛争～
（山口県内のみ対応可能）

アピールポイント・解決事例等

・ 当センターは、法律専門家により運営される組織です。
・ 基本的には当事者の決定事項を最優先して合意を目指しますが、違法な取り決め等がなされないよう、当センターの調停員がサポートします。
・ 事前に山口県司法書士会の相談センターにて無料法律相談を受けていただきますので、予備知識をもって話し合いに臨んでいただけます。

手数料

申請手数料	11,000円（消費税込）
期日手数料	11,000円（消費税込）
成立手数料	33,000円（消費税込）
その他	上記のほか必要に応じて閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	山口県司法書士会総合相談センター（無料相談）をご利用ください。		
実施日時	随時（相談に応じます）		
手続実施者の構成	山口県司法書士会所属司法書士　2名		
解決までの標準期間	約3ヶ月		
オンラインによる申込み	不可（まずはお電話でお問い合わせください。）		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

問い合わせ先：山口県司法書士会事務局
TEL　083－924－5220

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県社会保険労務士会
住所	山口県山口市中央4丁目5番16号　山口県商工会館2階
名称	**社労士会労働紛争解決センター山口**
	TEL：083-923-1720 E-mail：ymgsrkai@sr-yamaguchikai.or.jp　認証番号【069】 URL：　認証年月日 平成22年4月21日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野：労働関係の労使間の紛争（解雇・賃金・ハラスメント・労働災害等）を取り扱います。
対応可能地域は、山口県内のみとなります。

アピールポイント・解決事例等

・労働管理における専門家である社会保険労務士が、その知見と経験を活かし、個別労働紛争を「あっせん」という手続きにより、迅速かつ簡易に解決（和解の仲介）をいたします。
・労働契約（解雇や出向・配転に関することなど）で、採用後の条件が違っていたとか雇止めされた事例なども、平素より相談を受けております。また、労働関係（いじめ、ハラスメントなど）、個々の労働者や事業主との間に立って、和解を目指します。
・令和8年9月30日までは、申立費用は、無料となっています。

手数料

申請手数料	11,000円。但し、令和8年9月30日迄は無料。
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	電話で受け付け：月～金の9時から17時（年末年始・祝祭日・盆休みを除く）		
実施日時	原則として、毎週土曜日の午後1時から5時までの希望する時間		
手続実施者の構成	原則として、特定社会保険労務士のあっせん委員2名で対応。		
解決までの標準期間	1か月から2か月		
オンラインによる申込み	実施していない		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

労使において、中立公正な立場で、あっせん手続きを進めさせていただきます。
職場や企業の悩みは「人を大切にする企業」づくりを支援している社会保険労務士にお任せください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県行政書士会
住所	山口県山口市惣太夫町2番2号
名称	行政書士ADRセンターやまぐち
	TEL：083-976-5835 E-mail：gn-yamaguti@msi.biglobe.ne.jp　認証番号【136】 URL：https://adr.yamagyo.com/　認証年月日 平成27年4月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

1. 山口県内において発生した愛護動物（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第44条第4項に関する愛護動物をいう。以下同じ。）による傷害事故、愛護動物の死傷、愛護動物に対する獣医療、愛護動物に起因する騒音その他の近隣問題、愛護動物の売買その他愛護動物に関する紛争

2. 山口県内に所在する居住用賃貸借建物についての敷金の返還又は当該建物の原状の回復に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

・調停日時、場所については柔軟に対応します。（土日祝日 対応可）
・法的知識、専門知識、調停技法について専門的なトレーニングを十分に積んだ調停人が、公正中立な立場で話合いをサポートします。
・当事者双方が同席しての話合いを大切にする対話促進型調停により、単なる問題解決にとどまらず、当事者双方の心の充足を目指します。
・調停人には守秘義務があり、調停は非公開で行われるため、安心して問題解決に臨めます。
・面談による無料事前相談（詳細な相談内容をお聞きし、調停手続きについて説明）を実施し、相手方も安心して話合いに応じられるように対応しています。

【解決事例】賃借人と賃貸人間の敷金返還と原状回復費用のトラブル

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	調停期日1回につき5,500円
成立手数料	なし
その他	

実施方法

事前相談	電話受付		
実施日時	調停日時は当事者双方と相談して決定（土日祝日 対応可）		
手続実施者の構成	調停人1名（行政書士）、必要に応じて弁護士の調停人が参加		
解決までの標準期間	1ヶ月		
オンラインによる申込み	現在は対応していません（対応予定）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

相手方が応諾せず手続きが終了した場合は、申込手数料の半額を返還します。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	山口県土地家屋調査士会
住所	山口県山口市惣太夫町2番2号
名称	境界問題解決支援センターやまぐち
	TEL：083－922－6118 E-mail：adr@chousashi.net　認証番号【163】 URL：http://www.chousashi.net/cms/page116.html　認証年月日 平成31年4月8日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【紛争の分野】土地の境界に関する紛争及び土地の所有権の範囲に関する紛争，土地の境界に関連する相隣関係の紛争
【対応可能地域】原則として山口県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

境界や登記測量の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働で，利用者の自主性を重んじた話し合いによる紛争解決を支援します。
現地に出向いて実際に状況を見ながら話し合いを行うことにも対応しています。

このようなときにご利用ください。
・隣人から我が家の塀が越境していると言われた。
・隣の樹木が越境しているのに対処してくれない。
・隣人が境界立会に応じてくれない。
・隣人がこちらの土地の一部を削って取り込んでいる。
・隣人が土で境界付近を埋めてわからなくする。

手数料

申請手数料	22，000円（税込み）
期日手数料	当事者一方につき，5，500円（税込み）　※第1回期日は無料
成立手数料	当事者一方につき，55，000円（税込み）
その他	上記のほか、必要に応じて調査・測量費，会場費，旅費等があります。

実施方法

事前相談	振分け相談（無料）実施後、事案に応じて事前相談（有料）を案内		
実施日時	平日／午前10時～午後4時		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名，弁護士1名の3名構成		
解決までの標準期間	調停期日5回まで（第1回期日以降約6か月）を目標		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	徳島県社会保険労務士会
住所	徳島県徳島市南末広町5番8－8号
名称	**社労士会労働紛争解決センター徳島**

TEL：088-654-7777
E-mail：tokushimakai@tokushima-sr.jp　　認証番号【120】
URL：https://www.sr-tokushima.or.jp/casestudy.html　　認証年月日 平成24年11月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働】労働関係紛争
労働条件その他労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争
※徳島県内のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

当センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験をいかして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続により、簡易、迅速、かつ低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

手数料

申請手数料	あっせん手続に要する費用は10,000円（消費税込み11,000円、申立人負担）です。ただし、令和7年3月31日までの間は、申請手数料は無料とします。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	あっせん委員が出張した場合等には、交通費等の実費を請求する場合があります。

実施方法

事前相談	月～金の9時～17時（祝日、8月13日～8月15日、12月29日～1月3日を除く）		
実施日時	原則、毎週火曜日・木曜日の午後1時から午後4時及び午後5時から午後8時、毎週土曜日の午後1時から午後4時（この曜日・時間以外も応相談）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名（事案によっては弁護士があっせん委員に加わることもある。）		
解決までの標準期間	申立受理日から1か月程度		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

まずは、総合労働相談所にご相談ください。経験豊富な社会保険労務士が対応いたします。（無料）
0570-064-794（ナビダイヤル）又は088-654-7777　平日9:00～17:00

認証ADR機関の基本情報

事業者名	徳島県土地家屋調査士会
住所	徳島県徳島市出来島本町2丁目42番地5
名称	境界問題解決センターとくしま
	TEL：088－626－3366 E-mail：tokucho@coda.ocn.ne.jp　認証番号【031】 URL：https://tokucho.sakura.ne.jp/kaiketsu_adr.html　認証年月日 平成 21年6月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争。
徳島県内の土地に関する紛争のみ対応可能です。

アピールポイント・解決事例等

・土地の境界に関する紛争について、境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協働で対応します。
・当センターでは相談業務も行なっております。相談についても、土地家屋調査士と弁護士が対応します。
・隣人間での境界線等に関するトラブルについて、双方の主張についての争点を整理し、境界線を確認することだけでは解決しない問題についても、専門家としてのアドバイスを行うことにより、最終的に双方が納得する和解案で合意することができました。
・親族間での境界線に関するトラブルについて、専門家としてアドバイスを行い、双方話し合いの上、和解が成立し，良好な親族関係を保つことができました。

手数料

申請手数料	10,000円　（税込）
期日手数料	5,000円（税込）×回数
成立手数料	300,000円（税込）
その他	現地での調停には現地までの交通費（調停員の人数×実費）

実施方法

事前相談	あり。相談申込書の提出要。相談費用10,000円（税込）		
実施日時	午後1時30分～午後4時30分（祝祭日・年末年始除く）		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名		
解決までの標準期間	約5～7か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県司法書士会
住所	香川県高松市西内町10番17号
名称	**香川県司法書士会調停センター**

TEL：087-821-5701
E-mail：LEP02167@nifty.com
URL：https://www.kagawa-shiho.com/arbitration

認証番号【109】
認証年月日 平成24年2月6日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限ります。）
・貸金、売掛金、賃料等の請求や支払、損害賠償など幅広く取り扱っています。
・申込みいただける地域等は限定しておりませんが、香川県内で実施いたします。
・当センターで取り扱いできない場合には適切なADR機関などの説明をいたします。

アピールポイント・解決事例等

アピールポイント
・ 専門の司法書士が分かりやすく調停手続を進め、合意書を作成します。
・ 調停の開催日時を休日や夜間などできる限り調整いたします。
・ 調停が1回も開催されなければ、郵便料金などの実費を差し引いて返金いたします。
・ 法律相談については司法書士会の無料相談を利用できます。

解決事例
・施設利用中の事故に関する利用者と施設の間のトラブルについて、当事者が一時同席してお互いの話を聴くことにより和解成立。
・私道の利用に関する隣人間のトラブルで、譲り合って円満に生活できる内容の合意成立。
・ペットに関するマンション管理組合と住民とのトラブルを、マンションの集会場で調停を開催して解決。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	11,000円
その他	閲覧：1回550円、謄写：用紙1枚22円、証明書：1通1,100円

実施方法

事前相談	司法書士による事前相談を電話等で実施		
実施日時	受付：10時～16時（土日祝日休）、調停日時：左記以外でも調整可能		
手続実施者の構成	実務経験や研修受講等の登録要件を満たした認定司法書士		
解決までの標準期間	3か月以内		
オンラインによる申込み	対応していません		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

・紛争は話し合って解決するのが一番です。ご自分で相手方と直接話すのが難しいと思われる時は、当センターがお手伝いいたします。合意ができた場合は、専門の司法書士が和解書を作成するので安心です。
・紛争の価格が140万円以内であれば利用できますので、お気軽にご相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	香川県高松市丸の内2-22　香川県弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 四国支所
	TEL：(087)822－3693 E-mail： URL：https://www.ip-adr.gr.jp/business/mediation/ https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/
	認証番号【119】 認証年月日　平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、四国支所以外にも、東京本部、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、九州支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※申請人のみ負担
期日手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料148,500円／仲裁判断書作成手数料220,000円 ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)		
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	対応		
オンライン調停	○(対応)	特定和解	○(対応)

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県社会保険労務士会
住所	〒760-0006　香川県高松市亀岡町1-60
名称	**社労士会労働紛争解決センター香川**
	TEL：087-862-1040 E-mail：kagawa-sr@mrh.biglobe.ne.jp　　認証番号【098】 URL：https://www.kagawa-sr.jp/consultation/trouble/　　認証年月日 平成23年4月11日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働関係紛争　香川県在住者で香川県住所地のある事業所

アピールポイント・解決事例等

労働紛争に詳しい社労士と弁護士が調停人となり速やかな問題解決を図ります

手数料

申請手数料	10，000円（消費税別。）　令和8年4月20日までは無料を予定しています
期日手数料	0円
成立手数料	0円
その他	0円

実施方法

事前相談	無料労働相談からご利用いただけます		
実施日時	随時（双方の都合を勘案、土日祝日は休み、開始時刻は19時まで）		
手続実施者の構成	社労士1名　弁護士1名		
解決までの標準期間	約1か月		
オンラインによる申込み	なし		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県土地家屋調査士会
住所	香川県高松市丸の内9番29号
名称	境界問題相談センターかがわ
	TEL：087-821-1890 E-mail：info@kagawa-chosashikai.or.jp　認証番号【082】 URL：https://www.kagawa-chosashikai.or.jp/adr　認証年月日 平成22年10月25日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に起因する民事に関する紛争
目的となる土地の所在地が香川県の場合のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

1.境界の専門家である土地家屋調査士と、法律の専門家である弁護士が協働して運営するセンターです。
2.法務局の筆界特定では、境界標識は設置されませんが、筆界特定手続が終了した後、センターで調停合意書を作成し、境界標識を設置することができます。
3.調停手続とは別に相談手続があり、境界紛争に関する相談を弁護士も同席して安価で受けることができます。
【解決事例】
・意見の相違する境界につき合意をし、将来の紛争の予防として、その後の利用の方法を含めて合意します。
・境界付近の越境している構造物の取扱いについて、協議・合意します。
・その他、境界の位置に関する問題だけでなく、境界付近の構造物や建築物の利用に関する問題についてのトラブルを扱います。

手数料

申請手数料	22,000円
期日手数料	11,000円
成立手数料	55,000円　～
その他	上記のほか、調査測量が必要な場合には測量費用等が必要です。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施（事前に当センターで扱えるかどうかの判断をします。）		
実施日時	受付：月～金／午前10時から午後4時　調停：月～金／午前10時～午後4時		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、 弁護士1名の3名構成		
解決までの標準期間	約6か月間		
オンラインによる申込み	オンラインによる申込み受付はしていません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	香川県行政書士会
住所	香川県高松市林町2217番地15　香川産業頭脳化センター4階407号
名称	行政書士ADRセンター香川

TEL：087-867-3722
E-mail：gyosei-gyomu@k-gyosei.net　　認証番号【135】
URL：https://www.k-adr.net/　　認証年月日 27年3月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【不法行為等　外国人差別】外国人の職場・学校における紛争。
【不法行為等　自転車事故】自転車事故に関する紛争（自転車同士、自転車と歩行者の事故）。
【不動産　賃貸借契約　敷金返還・原状回復】香川県内にある居住用賃貸住宅の敷金の返還や原状回復に関する紛争。
【その他　ペット関係】愛護動物に関する紛争。
※外国人、自転車事故、ペット関係は、香川県内で発生した紛争が対象。

アピールポイント・解決事例等

当センターは、「話合い」を大切にしていますので次のような特徴があります。
・当事者同士が同じ部屋で調停人を間に置いて話し合います。
（別席調停ではありません。）
・ご自身のお考えを直接、相手に聞いていただくことができます。
・当事者とトラブルの内容に合った解決を目指すことが出来ます。
ご利用者様に応じた対応が可能です。
・お電話での相談の後に、調停手続に関する事前相談を無料で行っています。
・調停と事前相談の日程は、土日でも対応いたします。（要日程調整）

ペット、外国人の職場・教育現場の問題のように「本音」を大切にしたい場合や、敷金原状回復、自転車事故のように「相手と話しづらかった」場合など、当事者同士の話合いをお手伝いします。

手数料

申請手数料	10，000円（税込）
期日手数料	20，000円（税込）
成立手数料	不要
その他	上記の他、参考人からの意見聴取にかかる費用等があります。

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	電話受付：火、木/午前10時～午後4時　調停：土/午後1時～午後4時		
手続実施者の構成	原則として、行政書士1名または2名		
解決までの標準期間	約3ヶ月		
オンラインによる申込み	実施していません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

香川県行政書士会ホームページ
https://www.k-gyosei.net

行政書士ADRセンター香川ホームページ
https://www.k-adr.net/

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛媛県社会保険労務士会
住所	愛媛県松山市萱町4丁目6番地3
名称	**社労士会労働紛争解決センター愛媛**

TEL：089-907-4864
E-mail：ehime4@ehime-sr.or.jp　　認証番号【085】
URL：https://www.ehime-sr.or.jp/contents/support/outline.l　認証年月日 平成23年1月12日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争
（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
※ 愛媛県のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

- **当センターは、平成23年の認証取得以降、受理件数の総数は15件、うち和解成立は6件の実績があります。**
- **御希望に応じ、女性の相談には女性の相談員が対応するなど、相談体制にも配慮します。**
- **場合によっては出張相談に応じますので、遠隔地の方も御利用可能です。**
- **あっせんは夜間（午後8時まで）、土曜日（第1土曜日）も行っています。**
- **2027年3月31日まで申立費用は無料の予定となっています。**

手数料

申請手数料	申立費用11,000円（税込み） ただし2027年3月31日まで無料の予定
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	社会保険労務士会館閉館日を除く午前9時～午後4時 （事前に電話で御確認下さい。）		
実施日時	水、木/午前10時～午後8時又は第1土/午前10時～午後5時		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名		
解決までの標準期間	約1か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

	受理件数	終了件数	終了件数の事由の別		
			①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
令和2年度	2	2	0	0	2
平成30年度	1	1	1	0	0
平成29年度	1	1	1	0	0

認証ADR機関の基本情報

事業者名	愛媛県土地家屋調査士会
住所	愛媛県松山市南江戸一丁目4番14号
名称	**境界問題相談センター愛媛**

TEL：0120-24-1103、089-943-6785
E-mail：ehime@kyokai110.jp
URL：http://www.kyokai110.jp

認証番号【008】
認証年月日 平成20年1月25日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争
原則、愛媛県のみ対応可能（他県の場合、他県のセンターを紹介します。）

アピールポイント・解決事例等

・ 境界の専門家「土地家屋調査士」と法律の専門家「弁護士」が協力して、専門家の立場から皆様のご相談に応じ、公正・迅速・円満な形でトラブル解決を目指すようお手伝いします。
・ 当センターでは、毎月県下3か所において、無料で受付面談手続（事前相談）を実施しています。受付面談手続では、土地家屋調査士が相談者のお話をお聴きし、論点を整理し、最適な問題の解決方法を御提案します。また、案件が当センターの扱うもの以外であるなどの場合は、他の相談機関を紹介します。

【解決事例】
隣地所有者との土地の境界に関するトラブルにおいて、両当事者が境界を合意の上確認し、和解契約書を作成した。
双方現地立会の下、境界標識を設置した。
新たに設置するブロック塀の費用負担についても、双方合意の上和解契約書に条項記載し、和解合意が成された。

手数料

申請手数料	20,000円（税込）
期日手数料	10,000円（税込）※初回は申立人のみ負担
成立手数料	200,000円（税込）
その他	上記のほか、調査・測量・境界鑑定費用、閲覧・複写手数料等をいただく場合があります。

実施方法

事前相談	無料の受付面談手続において、問題点の整理、解決方法の提案などを実施		
実施日時	午前9時～午後4時（祝祭日・12月29～1月3日及び土地家屋調査士会で定める日は除く）		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名、弁護士1名による3名構成を原則		
解決までの標準期間	約3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

隣地所有者との土地の境界に関するトラブルを、ご相談者の事案に合わせて、数ある紛争解決手続きから最も適していると考えられるものを一緒に考えていく受付面談を無料で実施しています。
まずはお気軽にお問い合わせください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	高知県社会保険労務士会
住所	高知県高知市桟橋通2丁目８－20　モリタビル2F
名称	**社労士会労働紛争解決センター高知**
	TEL：088-833-1151 E-mail：sr-kochi@nifty.com URL：http://sr-kochi.com
	認証番号【071】 認証年月日 令和22年5月10日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント）
※事業所の所在地が高知県内の場合のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

・特定社会保険労務士が、労務管理の専門家としてその知見と経験を活かして個別労働紛争を「あっせん」という手続により、迅速、簡易、廉価に解決します。
・令和６年１２月３１日までは、申立手数料は無料となっています。

手数料

申請手数料	11，000円（消費税1，000円）ただし、令和6年12月31日まで無料
期日手数料	なし
成立手数料	なし
その他	なし

実施方法

事前相談	毎月第2・第4水曜日13:00～16:00無料相談（要事前予約）		
実施日時	毎週土曜日／午前10時から午後8時の希望する時間		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士3名構成を原則		
解決までの標準期間	約1か月間		
オンラインによる申込み	実施していない		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	高知県土地家屋調査士会
住所	高知市越前町2丁目7番11号
名称	境界問題ADRセンターこうち
	TEL：088-875-8477 E-mail：center@k-chosashi.or.jp　認証番号【081】 URL：http://www.k-chosashi.or.jp/center　認証年月日 平成22年10月12日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

高知県内の土地の境界に関する紛争及びこれに起因する民事に関する紛争

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、土地境界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が一緒にお話をお聴きし、紛争解決のお手伝いをいたします。
・当センターの解決手続は、当事者双方が納得できる解決方法を見出すことを目的としています。
・当センターは、問題の解決にあたり、常に公正で中立の立場を守ります。

・地籍調査事業において筆界未定地として処理された土地の境界に関する相談
・境界が明確でなかったことを原因とする樹木の伐採によるトラブル。当センターでの話し合いにより、新たな境界杭を設置し和解した。

手数料

申請手数料	5,000円
期日手数料	40,000円
成立手数料	40,000円
その他	上記の他、測量費用等が必要となる場合があります。

実施方法

事前相談	毎週水曜日（午前9時～午後4時）　事前予約制		
実施日時	月～金（午前9時～午後4時）		
手続実施者の構成	弁護士1名、土地家屋調査士1名		
解決までの標準期間	約6か月間		
オンラインによる申込み	実施なし		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

当センターでは、事前の面談において十分時間を取って事案内容の聴取をおこなっており、
当センター以外での問題解決方法についてのご説明もいたしますので、お気軽にご相談下さい。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	日本知的財産仲裁センター
住所	福岡県福岡市中央区六本松4-2-5　福岡県弁護士会館内
名称	日本知的財産仲裁センター(JIPAC) 九州支所
	TEL：(092)733－0341 E-mail： URL：https://www.ip-adr.gr.jp/business/mediation/ https://www.ip-adr.gr.jp/business/arbitration/
	認証番号【119】 認証年月日　平成24年11月1日

取り扱う紛争の範囲(紛争の分野及び対応可能地域)

【知的財産関係】知的財産に関する紛争（特許権・実用新案権・意匠権・商標権・著作権・知的財産一般）

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、知的財産に関する紛争を裁判外で解決することを目的として、日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で運営する機関です。
・調停人・仲裁人は、弁護士、弁理士及び学識経験者で構成され、それぞれの専門知識と経験を活かして、公平中立な立場で、非公開手続により、迅速かつ合理的に紛争を解決します。
・調停及び仲裁の申立てや相談等は、九州支所以外にも、東京本部、関西支部、名古屋支部、北海道支所、東北支所、中国支所、四国支所でも受け付けています。

手数料

申請手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※申請人のみ負担
期日手数料	調停49,500円／仲裁110,000円 ※各自負担
成立手数料	和解契約書作成手数料148,500円／仲裁判断書作成手数料220,000円 ※各自負担
その他	調査等のため格別の実費が発生する場合、その実費

実施方法

事前相談	面談による事前相談を実施(有料)		
実施日時	月曜日から金曜日(祝祭日を除く)午前10時から正午まで　午後1時から午後4時まで		
手続実施者の構成	弁護士、弁理士、学識経験者のうち2名又は3名構成		
解決までの標準期間	約6か月		
オンラインによる申込み	対応		
オンライン調停	○(対応)	特定和解	○(対応)

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県社会保険労務士会
住所	福岡県福岡市博多区博多駅東2-5-28
名称	**社労士会労働紛争解決センター福岡**

TEL：092-414-4864
E-mail：fukuoka@sr-fukuoka.or.jp　　認証番号【038】
URL：https://www.sr-fukuoka.or.jp/dispute/　　認証年月日 平成21年8月19日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野：労働関係紛争
対応可能地域：事業所の所在地が福岡県内の場合のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

当センターはあっせん制度の特性を踏まえ、労使トラブルを迅速・安価・簡便に解決します。あっせんは経験豊富な社労士委員2名、弁護士委員1名で行い公平中立の立場で和解案を提示することを原則としており、和解率の高さも特徴の一つです。
申立費用は1,100円（税込）と安価で、原則として申請日より30日以内にあっせんを開催します。労使トラブルで感情的に対立する使用者・労働者に話合いの場を提供する制度ですので、気軽に利用することができます。

手数料

申請手数料	1,100円（税込）
期日手数料	0円
成立手数料	0円
その他	なし

実施方法

事前相談	社労士による無料相談会にて労働に関する相談を承っており、当センターでのあっせん手続を紹介しています。		
実施日時	毎週水曜日と毎月第3土曜日の午後1時から午後6時まで（祝日及び12月29日から1月３日の間を除く）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士・弁護士		
解決までの標準期間	約1か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

◆あなたの職場のトラブル　あっせん申立てしてみませんか？◆
＜親切＞社労士等、専門のあっせん委員が親身になって解決へ導きます。
＜迅速＞原則として1回の手続でトラブルを解決します。
＜円満＞裁判のように「勝った」「負けた」というような関係を作り出さない手続です。
詳しくは専用サイトを御覧ください。https://www.sr-fukuoka.or.jp/dispute/

認証ADR機関の基本情報

事業者名	特定非営利活動法人　福岡マンション管理組合連合会
住所	福岡市中央区大名二丁目8番18号　天神パークビル3階
名称	**マンション問題解決センター**
	TEL：092-752-1555 E-mail：fukukan@fukukan.net URL：http://www.fukukan.net
	認証番号【023】 認証年月日 平成20年12月24日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】マンションに関する紛争　～分譲マンションの管理、建替え又は不具合に起因して生じた紛争、その他マンションに関する民事上の紛争～
※家事に関する紛争及び労働関係に関する紛争を除く

アピールポイント・解決事例等

【アピールポイント】
・分譲マンションにおけるハード面（建物本体）からソフト面（管理運営等）までの民事上の紛争について、マンション問題のワンストップ相談機関として対応可能です。
・会員・非会員を問わず個人の申し立ても受付ます。
【解決事例】
1.マンションの建物共用部分の工事上の瑕疵に関して、管理組合と施工会社の間で和解成立
2.専用庭使用料を永年徴収されていたことの返還について、管理組合と組合員の間で和解成立

手数料

申請手数料	申立人より10,000円
期日手数料	1期日につき申立人及び被申立人より各5,000円
成立手数料	和解成立金額に応じて3%～6%
その他	

実施方法

事前相談	事務所開所中はいつでもどうぞ		
実施日時	月～金/10:00～12:00 13:00～17:00(祝祭日、夏季休業日、年末年始を除く)		
手続実施者の構成	弁護士1名及び案件により一級建築士や司法書士、マンション管理士1名の合計2名		
解決までの標準期間	2～3カ月		
オンラインによる申込み	未実施です		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

当法人はマンション問題すべてのワンストップ相談機関としても活動しています。（マンション110番）
まずはご相談ください。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	福岡県土地家屋調査士会
住所	福岡市中央区舞鶴3丁目3番4号　ライフピア舞鶴201号
名称	境界問題解決センターふくおか
	TEL：092-741-5780 E-mail：info@fukuoka-chousashi.or.jp　　認証番号【168】 URL：http://adr.fukuoka-chousashi.or.jp/　　認証年月日 令和3年3月1日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】 土地の境界に関する紛争

【対応可能地域】 原則として福岡県内

アピールポイント・解決事例等

当センターは、当事者の話し合いがうまくいかない場合に、「土地家屋調査士」と「弁護士」が協同して紛争解決の調停をスムーズにすすめ、裁判によらない問題の解決を目指して、お手伝いします。
調停なら非公開で当事者双方が納得するまでじっくり話し合うことができます。
まずは無料相談会にお越しください。
無料相談会は完全予約制です。下記の電話番号よりご予約下さい。
電話番号：092-741-5780　（受付時間：10時～12時，13時～16時）
毎月第1金曜日（中央地区）：ソラリアステージ6階　（西鉄ホール　ホワイエ内）
毎月第2水曜日（北部地区）：福岡県土地家屋調査士会北九州支部
※ 5月・8月・11月・2月は小倉井筒屋新館8階にて第2金曜日に実施
毎月第3水曜日（中央地区）：福岡県土地家屋調査士会　（ADR室）
毎月第4木曜日（南部地区）：久留米市役所6階　（広聴・相談課　面接室）

手数料

申請手数料	44，000円（税込）　第1回目の期日費用を含む
期日手数料	33，000円（税込）　第2回目以降は当事者双方で負担
成立手数料	解決額の8％（最低77，000円・税込）
その他	調査・測量，鑑定費用（当事者双方負担）等は事前の見積による

実施方法

事前相談	面談による有料の事前相談を実施（土地家屋調査士1名・弁護士1名）		
実施日時	原則として平日10時～16時。1回の調停は2時間以内		
手続実施者の構成	土地家屋調査士2名・弁護士1名		
解決までの標準期間	調停の標準回数は3回～5回。（当事者双方が納得するまで調停可能）		
オンラインによる申込み	現在検討中		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ＡＤＲ機関の基本情報

事業者名	福岡県行政書士会
住所	福岡県福岡市博多区東公園2番31号
名称	行政書士ADRセンター福岡
	TEL：092－641－2501
	E-mail：　　認証番号【158】
	URL：https://gyosei-fukuoka.or.jp/adr/　　認証年月日 平成30年9月3日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

外国人の職場環境等に関する紛争
自転車事故に関する紛争
愛護動物に関する紛争
福岡県内のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

ペットに関するトラブルなら、行政書士ADRセンター福岡へご相談ください。
センター設立以降、多数のご相談をいただいております。
<解決事例>
ペットの譲渡をめぐるトラブル
当事者間で感情のもつれがあり、法的解決にはなじまない紛争
当センター調停員が丁寧に当事者のコミュニケーションを促進し、解決にいたりました。
<その他の相談事例>
・保護猫譲渡のトラブル
・ペット飼育放棄に伴うトラブル
・ペットホテルでのトラブル
・野良猫にエサをあげる人がいて近隣住民が困っている
・共同住宅でペットの鳴き声がうるさい
・近所の飼い猫の排泄物等に困っている
・近所の飼い犬に噛みつかれた
・動物病院での診療に納得がいかない

手数料

申請手数料	3，000円
期日手数料	5，000円（ただし、第1回期日手数料は申込人負担、第2回以降は当事者が均等に負担します。）
成立手数料	不要
その他	ADRセンターが指定した場所以外で調停手続を実施する場合の調停人出張手当、交通費及び宿泊費（原則として当事者が均等に負担します。）

実施方法

事前相談	面談もしくは電話による無料の事前相談を実施		
実施日時	月～金/午前10時～午後4時 （但し、祝日、休日、年末・年始・夏季休暇は休み）		
手続実施者の構成	行政書士1名（必要に応じ、弁護士1名が関与）		
解決までの標準期間	約3カ月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	佐賀県司法書士会
住所	佐賀県佐賀市川原町2番36号
名称	佐賀県司法書士会調停センター

TEL：0952－29－0626
E-mail：
URL：https://sagashiho.jp/arbitration

認証番号【142】
認証年月日 平成28年2月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【民事一般】民事に関する紛争（紛争の価額が140万円以下のものに限る。）
～お金の貸し借り、賃金の支払い、借家の賃料、損害賠償請求など、身近な法的紛争を広く扱います。
※佐賀県司法書士会館での手続きに参加できる方であれば、地域的な利用要件はありません。

アピールポイント・解決事例等

民事に関する紛争について、認定を受けた司法書士が調停を実施します。
近隣関係のトラブルや、身近な者同士での金銭のトラブルなど、人間関係を破壊せずに話し合いによる解決をサポートします。

手数料

申請手数料	5,500円
期日手数料	11,000円
成立手数料	合意成立の価額に応じて、11,000円～33,000円
その他	手続実施記録の閲覧は550円／1回、謄本の請求は33円／1枚 各種証明書の発行は1,100円／1通

実施方法

事前相談	特になし		
実施日時	原則として平日午前9時から午後5時まで		
手続実施者の構成	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士（認定司法書士）		
解決までの標準期間	2か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

【想定事例】
・近隣関係におけるトラブル
・身近な者同士での金銭の貸し借りに関するトラブル　など
申請手数料は、相手方が調停手続の利用を応諾しなかった場合は全額返還します。
（振込による返還をご希望の場合は、振込手数料を差し引かせていただきます。）

認証ADR機関の基本情報

事業者名	佐賀県社会保険労務士会
住所	佐賀県佐賀市白山二丁目1－12　佐賀商工ビル4F
名称	**社労士会労働紛争解決センターさが**
	TEL：0952－26－3946 E-mail：info@sr-saga.com　　認証番号【第143】 URL：http://sr-saga.com　　認証年月日 平成28年2月16日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野：労使関係【解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境】

アピールポイント・解決事例等

・当センターは、労使間のトラブルを「あっせん」により解決するところです。
・当センターが行う「あっせん」は、労働問題の専門家である社会保険労務士と弁護士がトラブルの両当事者の互譲により納得できる「和解」を目指します。
・当センターが行う「あっせん」は「平易な手続き、短期間、安い費用」がモットーです。

手数料

申請手数料	1,100円
期日手数料	無し
成立手数料	無し
その他	あっせん委員出張の場合、旅費等の負担があります。

実施方法

事前相談	社会保険労務士会に開設している総合労働相談所にて実施		
実施日時	平日毎週水曜日13:30～16:30（要予約：前週金曜まで）		
手続実施者の構成	労働紛争解決センター　あっせん委員（2名）によるあっせん		
解決までの標準期間	1回～2回		
オンラインによる申込み	無し		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	長崎県社会保険労務士会
住所	長崎県長崎市桶屋町50-1杉本ビル3階B
名称	**社労士会労働紛争解決センター長崎**

TEL：095-821-4454
E-mail：info@sr-nagasaki.or.jp
URL：https://www.sr-nagasaki.or.jp/attempt/solution/

認証番号【116】
認証年月日 平成24年7月11日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

労働関係紛争
※取り扱う紛争は長崎県内のものに限ります。

アピールポイント・解決事例等

労務管理の専門家である特定社会保険労務士（あっせん委員）が、職場のトラブル（解雇、賃金問題等）の当事者（労働者・経営者）双方の言い分を聴き取り、話合いにより簡易・迅速・安価に円満解決を図ります。

手数料

申請手数料	不要（当分の間、無料）
期日手数料	不要（当分の間、無料）
成立手数料	不要（当分の間、無料）
その他	詳細は長崎県社会保険労務士会にお尋ねください。

実施方法

事前相談	毎週水曜日の13:30～16:00に総合労働相談所にて受付けています。		
実施日時	原則として、木曜日・第2土曜日の10:00～20:00で希望する時間		
手続実施者の構成	運営委員5名、あっせん委員5名		
解決までの標準期間	受理決定から約1ヶ月で和解成立を目指します。		
オンラインによる申込み	対応していません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

平成27年度に1件、令和6年度に1件、あっせん申立を受理しています。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	熊本県社会保険労務士会
住所	熊本市中央区細工町4丁目30－1　扇寿ビル5F
名称	**社労士会労働紛争解決センター熊本**
	TEL：096-324-1124 E-mail：kaiketsu-center@sr-kumamoto.or.jp　認証番号【066】 URL：https://www.sr-kumamoto.or.jp/menu-3　認証年月日 平成22年4月5日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

解決センターで対象とするのは、個別労働関係紛争だけです。つまり、労働契約（解雇や出向・配転に関することなど）やその他の労働関係（職場内でのいじめ、嫌がらせなど）に関する事項についての、個々の労働者と事業主との間の紛争が「あっせん」の対象となります。
また、解決センターでは、募集、採用に関係した紛争及び退職後に生じた事業主との間の紛争（但し、解雇・雇い止めを原因とする紛争を除く）は対象外になります。　対応可能地域は熊本県内です。

アピールポイント・解決事例等

【便利】 あっせん日時は都合の良い日に調整できます。
【安心】 労務管理の専門家の特定社会保険労務士が対応します。
【安い】 あっせん申し立て時に申込金は不要です。
〇残業代払って欲しいけど・・・
〇セクハラやパワハラで働きづらい・・・
〇契約社員や派遣社員だからといって簡単にクビにしていいの？
〇ダラダラと仕事して残業と言われても困るよ・・・
〇服務規則を守らない困った社員。何とかしたいが・・・
〇何度指導しても改善しないのでやむなく解雇したら、不当解雇だと言ってきた・・・

手数料

申請手数料	不要
期日手数料	不要
成立手数料	和解が成立した場合は解決金の2%（消費税込）
その他	

実施方法

事前相談	総合労働相談所（無料）での事前相談（毎月第1、第3木曜の13:30～16:30）		
実施日時	毎週水曜日、第二土曜日の10時～20時（この時間以外も調整致します）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士		
解決までの標準期間	約3か月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	大分県司法書士会
住所	大分県大分市城崎町二丁目3番10号
名称	**大分県司法書士会調停センター**
	TEL：(097)532－7579 E-mail：LEM05417@nifty.ne.jp　認証番号【165】 URL：https://oitashihoushoshi.com/shihosyoshi/adrcenter/　認証年月日 令和元年5月16日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

（紛争の分野）【民事一般】

① 司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争（民事紛争であって紛争の目的の価額が140万円を超えないもの）。

② 紛争の目的の価額が140万円を超える民事紛争であって登記手続への協力を求めることを目的とするもの。

③ 相続に関する紛争であって登記手続への協力を求めることを目的とするもの。

（対応可能地域）大分県内のみ対応可能

アピールポイント・解決事例等

司法書士（認定司法書士であり，センターの定める研修を受講したもの）及び弁護士が、手続実施者を務め調停を実施します。

ただし，事案によっては司法書士のみが手続実施者を務める場合があります。

調停は，土曜，日曜及び祝祭日を含む午前10時から午後7時まで行うことができます。

【想定事例】

・不動産を相続人でどのように分けるかなどの遺産分割協議

・個人間の金銭の貸し借りに関するトラブル

・アパートを退去する際、多額の原状回復費を請求されたなどの賃貸トラブル、ほか

手数料

申請手数料	5，500円（税込） ※申立てが不受理となったときは，実費を差し引いて返還します。
期日手数料	期日1回につき，11，000円（税込） ※第1回期日は申立人の負担，第2回以降は折半又は当事者間で合意した負担割合によります。
成立手数料	合意成立の価額に応じて22，000～110，000円（税込）
その他	上記のほか、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等があります。

実施方法

事前相談	電話による無料の事前相談を実施		
実施日時	申請は、毎週月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで（祝祭日を除く。）。 調停は，土曜，日曜及び祝祭日を含む午前10時から午後7時まで行うことができます。		
手続実施者の構成	司法書士及び弁護士　（ただし，事案によっては司法書士のみが手続実施者を務める場合があります。）		
解決までの標準期間	2か月から3か月		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮崎県司法書士会
住所	宮崎県宮崎市旭一丁目8番39-1号
名称	**宮崎県司法書士会調停センター**
	TEL：(0985)28－8538 E-mail：jdy00321@nifty.com　認証番号【089】 URL：http://www.miyashoshi.net/　認証年月日 平成23年2月25日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の分野　：　紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関する紛争（司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争）
対応可能地域　：　原則として当事者が宮崎県内在住であること

アピールポイント・解決事例等

◎　実務経験5年以上・簡易裁判所代理業務認定を受けた司法書士が、研修を受けて手続実施者となります。法律実務家の専門的な知見/経験を活かした調停手続きが実施できます。
◎　アパート退去時の清算費用のご相談で、当事者間での合意が成立し、円満に解決できた事例があります。

手数料

申請手数料	5，500円
期日手数料	期日一回につき11，000円
成立手数料	合意成立の価額が金50万円未満の場合22，000円、 金50万円以上金100万円未満の場合33，000円、 金100万円以上金140万円以下の場合55，000円
その他	上記の外、必要に応じて閲覧・謄写料等の実費がかかることがあります。 また、令和6年度は申請手数料・期日手数料を免除するキャンペーン中です。

実施方法

事前相談	事案が当センターで取り扱える範囲かどうかの把握・整理の必要があり、また、ご相談者に対しても手続き説明の必要があるため、調停の申込前に事前の面談（無料）を行っております。		
実施日時	月～金（祝日を除く）/午前9時～午後5時　（事情により応相談）		
手続実施者の構成	司法書士2名		
解決までの標準期間	申立から終了まで3か月程度を想定		
オンラインによる申込み	未対応		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮崎県社会保険労務士会
住所	宮崎県宮崎市大和町83番地2　鮫島ビル1階
名称	社労士会労働紛争解決センター宮崎

TEL：0985-20-8160
E-mail：miyaz-sr@circus.ocn.ne.jp　　認証番号【088】
URL：https://sr-miyazaki.jp/consultation/rodofunsou　　認証年月日 平成23年2月14日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）可能。
宮崎県のみ対応

アピールポイント・解決事例等

・社会保険労務士会に併設させている総合労働相談所において、あっせん申し立て前に無料相談をすることができます。
・申立書の代筆も可能であり、申し立てしやすくなっています。
・労務管理の実態に精通した特定社会保険労務士があっせん委員を務めますので、円滑、迅速な解決が期待できます。
・事情により申し立て手数料の減免措置があります。
・特定社会保険労務士を申し立ての代理人として選任することができます。ただし、この場合は別途費用が発生します。

手数料

申請手数料	1,050円
期日手数料	
成立手数料	
その他	

実施方法

事前相談			
実施日時	月～金　9:00～17:00　（この時間外も応相談）		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名の3名構成を原則とします。		
解決までの標準期間	2カ月		
オンラインによる申込み	対応していません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	宮崎県土地家屋調査士会
住所	宮崎県宮崎市旭二丁目2番2号
名称	境界問題相談センターみやざき
	TEL：0985-78-0783 E-mail：info@miyazaki-tc.net　　認証番号【149】 URL：https://miyazaki-tc.net/adr/　　認証年月日 平成28年7月15日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【生活環境関係】土地の境界に関する紛争対応可能地域：原則として宮崎県全域
（その他隣接近隣の地域については対応可能な場合がありますので，ご相談ください。）

アピールポイント・解決事例等

調停手続きの申立に先立って,希望による「事前面談」（無料で行う紛争の内容整理と手続等の説明）を境界紛争地に近い場所で受けられます。
また,他の解決制度の紹介等も行い,申立人がよりよい解決方法を選択できるよう支援いたします。

【想定事例】
地籍調査の結果の筆界が現況と異なるトラブル
屋根・桶の越境及び隅切りの通行を互いに主張するトラブル
隣接地の所有者が境界を越えて工作物を作ったことによるトラブル

手数料

申請手数料	10,000円
期日手数料	20,000円
成立手数料	解決の価額による（50,000円～）
その他	

実施方法

事前相談	土地家屋調査士2名による無料の事前面談を実施 [毎週火曜日(概ね3週間前までに要申込)]		
実施日時	第1、第3水曜日		
手続実施者の構成	弁護士，土地家屋調査士		
解決までの標準期間	申立後，約6か月位を目安にしています。		
オンラインによる申込み	検討・準備を進めています。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

法務局の筆界特定された後の境界標設置について，当センターの「簡易調停手続」にて対応可能です。

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鹿児島県司法書士会
住所	鹿児島県鹿児島市住吉町13番1号　ハーバーフロントビル4階
名称	**鹿児島県司法書士会調停センター**
	TEL：(099)248−8270 E-mail：jdk05735@nifty.ne.jp　　認証番号 第91号 URL：https://www.shihou-kagoshima.or.jp/center/　　認証年月日 平成23年3月16日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

紛争の目的の価格が140万円を超えない民事に関する紛争（司法書士法第3条第1項第7号に規定する紛争）。不動産関係、貸金・債務関係を中心に民事に関する紛争全般を広く取り扱います。鹿児島県のみ対応可能。

アピールポイント・解決事例等

特になし。

手数料

申請手数料	11,000円
期日手数料	11,000円　※ただし、令和7年3月31日までの間に申立書の提出を受けた事案に
成立手数料	合意成立の価額　合意成立手数料 50万円未満　16，500円 50万円以上100万円未満　33，000円 100万円以上140万円以下　55，000円
その他	上記のほか、必要に応じて調査費用、閲覧手数料等がある。

実施方法

事前相談	×（非対応）		
実施日時	原則平日午前9時～午後5時（祝祭日を除く）		
手続実施者の構成	司法書士法第3条第2項に規定する司法書士（認定司法書士）		
解決までの標準期間	約3ヶ月		
オンラインによる申込み	×（非対応）		
オンライン調停	○（対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鹿児島県社会保険労務士会
住所	鹿児島県鹿児島市鴨池新町6-6　鴨池南国ビル11階
名称	**社労士会労働紛争解決センター鹿児島**

TEL：099-257-4827
E-mail：ksr@po.synapse.ne.jp　　認証番号【028】
URL：http://www.sr-kagoshima.jp/　　認証年月日 平成21年5月18日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労働関係】労働関係紛争
（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境）
全国対応可能（ただし、手続場所は社労士会労働紛争解決センター鹿児島の事務所のみ）

アピールポイント・解決事例等

・ADR法に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働紛争を「あっせん」という手順により、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。
・相談は毎週火・木曜日の17:00～19:00及び第3土曜日の13:00～17:00に受け付けています。
【想定事例】
①退職・解雇等に関するトラブル②未払賃金等に関するトラブル③労働条件等に関するトラブル④パワハラ、セクハラ等に関するトラブルなどについて、双方の立場に立って、円満解決を図ります。

手数料

申請手数料	3,300円（消費税含む）※当分の間、徴収しない。
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	不要

実施方法

事前相談	面談による無料の事前相談を実施		
実施日時	毎週水曜日及び第2土曜日/10:00～20:00		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名の3名構成を原則		
解決までの標準期間	約1か月間		
オンラインによる申込み	対応なし		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	鹿児島県土地家屋調査士会
住所	鹿児島県鹿児島市金生町4番10号アーバンスクエア鹿児島ビル4階
名称	境界問題相談センターかごしま
	TEL：099-203-0160
	E-mail：　認証番号【159】
	URL：http://www.kagoshima-chosashi.com/borderkagoshima/　認証年月日　平成30年12月3日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

○土地の境界が明らかでないことを原因とする民事に関する紛争
（筆界特定手続により筆界が特定された土地の紛争を含む。）
○土地の所在の範囲は、原則として鹿児島県内とする。

アピールポイント・解決事例等

・　筆界の専門家である土地家屋調査士と法律の専門家である弁護士が協働して境界トラブルの解決のお手伝いをいたします。
・　調停の申立てを受けると、相手方が調停に応じていただけるように誠意を持って説明します。
・　相談・調停の内容については、関係者に守秘義務がありますので安心して話合いができます。
・　和解がなされた場合、杭等の設置を含め諸費用の負担割合も話合いで決めることができます。□
□境界問題相談センターかごしまでは、本来の調停に加え、法務局に筆界特定された後の土地に境界杭等を設置されたい場合について、原則1回の簡易的な調停により、相手方との境界設置費用の負担割合等まで話合いをして境界標設置を行う調停も実施しております。
この場合の成立手数料は無料です。□
□

手数料

申請手数料	相談費用22，000円（税込）　調停申立費用33，000円（税込）
期日手数料	2回目以降につき、原則当事者双方が各11，000円（税込）を負担
成立手数料	110，000円（税込）を原則当事者双方で均等に負担
その他	測量費用、出張費用については別途負担となります。

実施方法

事前相談	原則、調停申込前に面談による有料相談を受けていただいています。		
実施日時	月曜日から金曜日、午前10時から午後3時までの受付です。		
手続実施者の構成	土地家屋調査士、弁護士		
解決までの標準期間	約半年		
オンラインによる申込み	取り扱っておりません。		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	○（対応）

その他特記事項等

認証ADR機関の基本情報

事業者名	沖縄県社会保険労務士会
住所	沖縄県那覇市前島2-12-12　セントラルコーポ兼陽205
名称	社労士会労働紛争解決センター沖縄
	TEL：098-863-4395
	E-mail：　認証番号【24】
	URL：https://www.sr-okinawa.or.jp/adr/　認証年月日　平成20年12月26日

取り扱う紛争の範囲（紛争の分野及び対応可能地域）

【労使関係】解雇、雇止め、配置転換、労働条件の不利益変更など
【職場環境】いじめ、嫌がらせなど
【その他】退職に伴う研修費用の返還、営業車等の会社所有物の破損に関わる損害賠償など
※対応可能地域は、沖縄本島内のみです。

アピールポイント・解決事例等

1.多くの時間と費用を必要とする裁判に比べ、手続が迅速・簡易です。
2.労務管理の専門家である特定社会保険労務士が担当します。
3.非公開（秘密厳守）であり、当事者のプライバシーは保護されます。
4.当会設置の「総合労働相談所」（098-863-4395）へ、事前に相談ができます。
労働者・経営者いずれの方からのご相談もお受けしています。
【想定事例】
人事処遇に係る労使のトラブル（解雇・賃金・ハラスメント・人間関係・職場環境等）について、あっせん委員に指名された労働社会保険諸法令に精通する特定社会保険労務士が、労使双方の当事者の主張、説明等を聴取し、互譲を勧めるなどして和解成立を諮ります。

手数料

申請手数料	11，000円（税込）【ただし令和10年3月31日までに限り1，100円（税込）】
期日手数料	不要
成立手数料	不要
その他	・あっせん委員が出張した場合の旅費などの実費を請求する場合があります。 ・被申立人があっせんに応じないことにより、あっせん手続きが終了した場合は郵送料、その他の実費を控除した残額を申立人に返還します。

実施方法

事前相談	あっせん申込提出者と電話による無料の事前相談を実施		
実施日時	原則土曜日（第3土曜日は除く）の午後1時から午後5時までの間		
手続実施者の構成	特定社会保険労務士2名、弁護士1名（助言及び事案によっては協議に関与）		
解決までの標準期間	約1カ月間		
オンラインによる申込み	不可		
オンライン調停	×（非対応）	特定和解	×（非対応）

その他特記事項等